

中央区  
高齢者保健福祉計画・  
第7期介護保険事業計画

平成30年度～平成32年度  
(2018年度～2020年度)

平成30(2018)年3月



中央区



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

|     |                    |   |
|-----|--------------------|---|
| 1   | 計画の枠組み             | 1 |
| (1) | 計画の位置付け            | 1 |
| (2) | 計画の期間              | 2 |
| (3) | 計画の推進体制と進捗管理       | 2 |
| 2   | 保健・医療・福祉に関する国・都の状況 | 3 |
| (1) | 保健・医療・福祉を取り巻く状況    | 3 |
| (2) | 介護保険制度改正の概要        | 4 |

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

|   |                |    |
|---|----------------|----|
| 1 | 高齢者の人口・世帯の状況   | 5  |
| 2 | 要介護（要支援）認定等の状況 | 8  |
| 3 | 認知症高齢者の状況      | 12 |
| 4 | 日常生活圏域ごとの比較    | 14 |
| 5 | 介護保険給付の状況      | 16 |

## 第3章 高齢者施策の方向性

|     |                         |    |
|-----|-------------------------|----|
| 1   | 基本理念                    | 21 |
| 2   | 基本目標                    | 22 |
| 3   | 3年間の施策の方向性              | 25 |
| 目標1 | 健康づくり（介護予防）と社会参加の促進     | 25 |
| (1) | 健康づくり（介護予防）の総合的な推進      | 26 |
| (2) | 社会参加・生きがいづくりの促進         | 29 |
| (3) | 高齢者の就労支援                | 31 |
| 目標2 | 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり | 33 |
| (1) | 安心・見守りネットワークの拡充         | 35 |
| (2) | 住民どうしの支え合いの仕組みづくり       | 37 |
| (3) | 生活支援体制の整備               | 39 |
| (4) | 避難行動要支援者対策の推進           | 40 |
| 目標3 | 認知症ケアと在宅療養支援の推進         | 41 |
| (1) | 認知症の相談・支援体制の充実          | 43 |
| (2) | 認知症に関する普及啓発の推進          | 46 |
| (3) | 認知症の人にやさしい地域づくり         | 47 |
| (4) | 安心・安全な医療の確保             | 49 |
| (5) | 在宅医療・介護連携の強化            | 51 |
| (6) | 在宅療養の普及啓発               | 54 |

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 目標4 介護サービスの充実と人材確保    | 55 |
| （1）介護保険制度の円滑な運営       | 57 |
| （2）在宅生活を支えるサービスの充実    | 59 |
| （3）介護サービスの質の向上        | 61 |
| （4）介護人材の確保            | 63 |
| （5）家族等介護者への支援         | 64 |
| （6）権利擁護の推進            | 66 |
| 目標5 安心して生活できる住まいの確保   | 67 |
| （1）安心・安全な住まいと住環境の整備促進 | 68 |
| （2）住み替え支援の充実          | 70 |
| （3）特別養護老人ホームの整備       | 71 |
| （4）認知症高齢者グループホームの整備   | 73 |

#### 第4章 介護保険サービス等の見込み

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1 第6期介護保険事業の実績                  | 77  |
| （1）第6期介護保険サービスの利用状況             | 77  |
| （2）地域支援事業の実施状況                  | 80  |
| （3）第6期介護保険事業の財政状況               | 86  |
| （4）介護保険施設等の整備実績                 | 89  |
| 2 第7期介護保険事業計画サービス事業量等の見込みと介護保険料 | 90  |
| （1）第7期計画中の取組予定                  | 90  |
| （2）介護保険サービス量等の見込み               | 92  |
| （3）介護サービス事業費等の見込み               | 99  |
| （4）財源構成および第1号被保険者介護保険料          | 100 |

#### 資料編

|                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1 第6期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価          | 105 |
| 2 地域ケア会議から見えてきた課題と提案             | 113 |
| 3 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査結果 | 115 |
| 4 第4期中央区介護給付適正化計画                | 130 |
| 5 介護保険サービスの内容                    | 134 |
| 6 計画策定までの検討経過等                   | 138 |
| 7 中央区高齢者施策推進委員会 委員名簿             | 139 |
| 8 中央区高齢者施策推進委員会設置要綱              | 140 |

# 第1章 計画策定にあたって

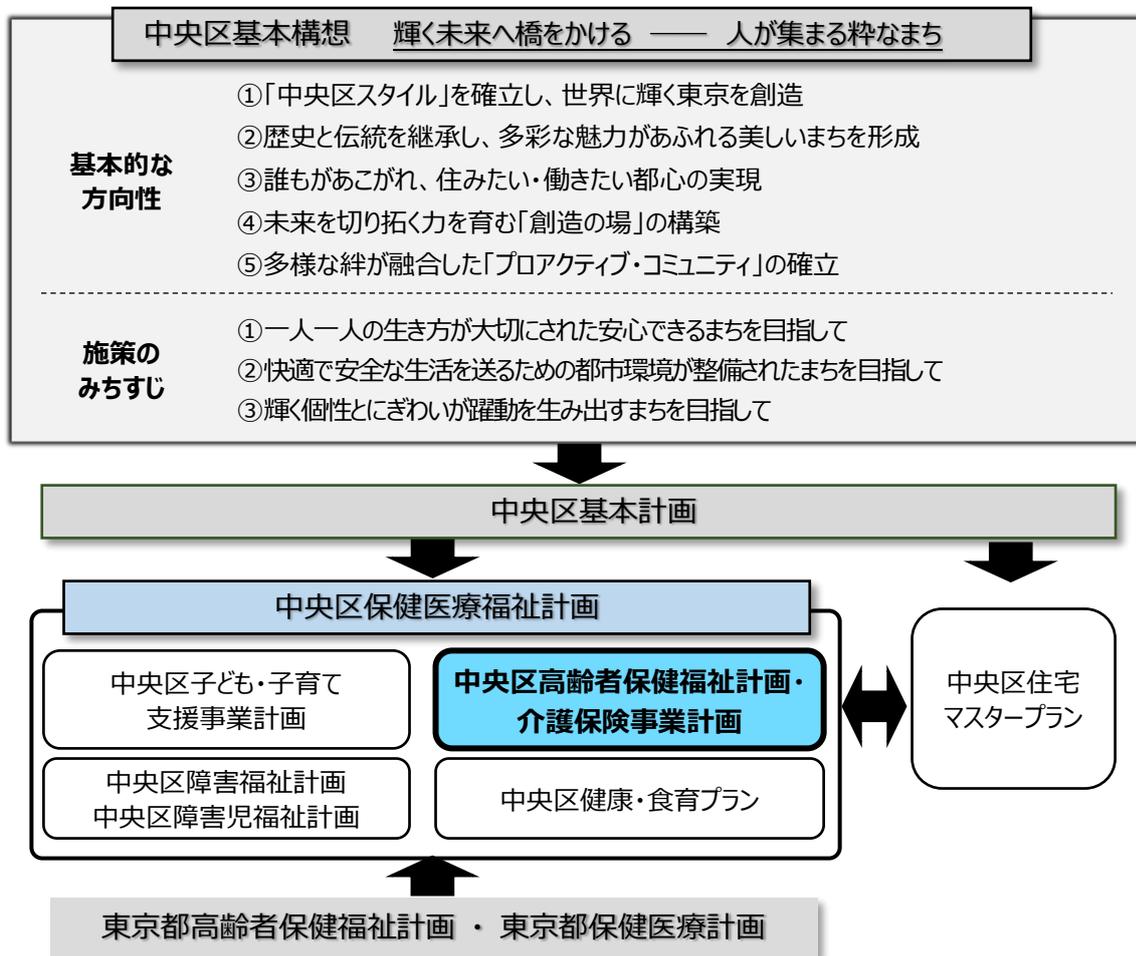
## 1 計画の枠組み

### (1) 計画の位置付け

本区では、20年後の中央区を展望し、区民生活やまちの姿などの将来像を描くとともに、その実現に至る道筋を示した新たな「中央区基本構想」を平成29（2017）年6月に策定しました。さらに、基本構想に示す将来像の実現に向けて、施策のみちすじに基づいた取組を総合的かつ計画的に展開していくため、今後10年間を見据えた具体的な施策や取組内容を示す「中央区基本計画2018」を平成30（2018）年2月に策定しました。

「中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」は、これらの上位計画を踏まえ、「中央区保健医療福祉計画2015」の一環として高齢者保健福祉分野における施策や事業の内容および介護保険事業における必要なサービス量、給付費の見込み量などを具体的に定めるものです。

なお、高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」であり、第7期介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。また、国・東京都の関連計画や本区の他の関連個別計画との整合を図ります。



## (2) 計画の期間

平成30（2018）年度～平成32（2020）年度の3カ年とします。

| 2015                      | 2016 | 2017 | 2018                       | 2019 | 2020 | 2021                      | 2022 | 2023 | 2024                           | 2025 | 2026 | 2027 |  |
|---------------------------|------|------|----------------------------|------|------|---------------------------|------|------|--------------------------------|------|------|------|--|
| 27年度                      | 28年度 | 29年度 | 30年度                       | 31年度 | 32年度 | 33年度                      | 34年度 | 35年度 | 36年度                           | 37年度 | 38年度 | 39年度 |  |
|                           |      |      | 中央区基本計画2018（平成30年度～平成39年度） |      |      |                           |      |      |                                |      |      |      |  |
|                           |      |      |                            |      |      |                           |      |      | 中央区保健医療福祉計画2015（平成27年度～平成36年度） |      |      |      |  |
| 高齢者保健福祉計画・<br>第6期介護保険事業計画 |      |      | 高齢者保健福祉計画・<br>第7期介護保険事業計画  |      |      | 高齢者保健福祉計画・<br>第8期介護保険事業計画 |      |      | 高齢者保健福祉計画・<br>第9期介護保険事業計画      |      |      | ...  |  |
|                           |      |      | 平成37（2025）年までの見直し          |      |      |                           |      |      |                                |      |      |      |  |

## (3) 計画の推進体制と進捗管理

### ア 計画の推進体制

本計画の取組を効果的に推進するため、区民、町会・自治会、民生・児童委員、医療関係団体、サービス提供事業者、社会福祉協議会、ボランティア団体などさまざまな主体と連携を深めていきます。また、さまざまな関係団体間の連携を支援することで、地域の主体的な活動の幅を広げていきます。さらに、これまで支援される側だった高齢者が時には担い手として活躍できるような支え合いの地域づくりを進め、本区の特性にあった「地域包括ケアシステム」の推進体制の強化を図っていきます。

基本理念（めざす姿）の実現に向けて、計画（PLAN）、実行（DO）、評価（CHECK）、見直し（ACTION）のPDCAサイクルに基づいて効果的に施策を推進していきます。

### イ 計画の進捗管理と評価

本計画の高齢者福祉施策および介護保険事業の運営については、施策を推進する事業の実施状況の把握や給付実績の分析を行い、計画策定の中心となった高齢者施策推進委員会に定期的な報告を行い、その点検および評価を実施します。年度ごとに目標値を設定している事業については、目標と実績の差や進捗状況を評価していきます。

なお、その進捗状況や外部環境の変化に応じて、当該委員会の委員である学識経験者や医療関係者、サービス提供事業者、被保険者などからの助言・意見を踏まえて適切に見直しを行ったうえで、次期計画の取組に反映させていきます。

### ウ 評価・分析結果の報告

事業の実施状況およびその評価・分析の結果などの進捗状況は、区のホームページを通じて公表していきます。

## 2 保健・医療・福祉に関する国・都の状況

### (1) 保健・医療・福祉を取り巻く状況

#### ア 国における施策の方向性および取組

##### ①「経済・財政再生アクション・プログラム2016」(平成28年12月改定)

内閣府経済財政諮問会議により作成されたプログラムで、医療・介護提供体制の適正化や、疾病予防・健康づくり、インセンティブ改革等に関する取組を進める旨が示されています。

##### ②「経済財政運営と改革の基本方針2017(骨太方針)」(平成29年6月)

健康増進・予防の推進に向けたデータベースの整備、健康経営の促進や、介護保険の保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブ付与の在り方を検討するとされました。

##### ③ 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(基本指針)

介護保険事業計画の作成に関して基本的に記載する事項などを定める指針であり、主に次の項目などがサービス提供体制の確保および事業実施に関する基本的事項として定められています。

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 医療介護総合確保法に基づく計画、医療計画との整合性の確保
- 高齢者虐待の防止等

#### イ 保健・医療・福祉に関する主な法制度

##### ①総合確保方針・地域医療介護総合確保基金

国および都道府県の拠出により各都道府県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を財源に、国が定めた「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(総合確保方針)」に基づき、居宅等における医療の提供、介護施設等の整備、介護従事者の確保等に関する事業が進められています。

##### ②東京都高齢者保健福祉計画(平成30(2018)年度～平成32(2020)年度)

地域で支え合いながら安心して暮らし続けることができる東京都の実現を目指し、平成30年度から32年度にかけて東京都が取り組む各種施策などが計画化されています。

##### ③東京都保健医療計画(第六次改定)(平成30(2018)年度～平成35(2023)年度)

医療従事者の養成・確保と質の向上、急性期から回復期、在宅療養に至るサービスの切れ目ない確保、保健・医療・福祉の連携によるサービスの一貫した提供などを理念に、各種施策などがまとめられています。

## (2) 介護保険制度改正の概要

- 社会保障審議会介護保険部会でまとめられた「介護保険の見直しに関する意見」（平成28（2016）年12月）などを受け、平成29（2017）年5月に、介護保険制度に関する改正法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律）が成立しました。
- 改正法は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」および「介護保険制度の持続可能性の確保」を柱とするもので、具体的には下記のような取組を進めていくとされています。

### ①保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

全区市町村が保険者機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、データに基づく課題分析と対応（取組内容・目標の介護保険事業計画への記載）、適切な指標による実績評価、インセンティブの付与を法律により制度化

### ②新たな介護保険施設の創設

今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設（介護医療院）を創設

### ③地域共生社会の実現に向けた取組の推進

地域住民等が他人事ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、住民の多様で複合的な生活課題の把握・解決が図られることを目指す「地域共生社会」の実現を目指すほか、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするための「共生型サービス」を新設

### ④現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に見直し

### ⑤介護納付金における総報酬割の導入

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）を導入

- 誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられる社会の実現に向け、地域包括ケアシステムをさらに深化させ推進していく一方、昨今の厳しい財政状況を踏まえた安定的な介護保険制度の構築も求められており、今期計画ではこれらの両立がこれまで以上に重要な視点となります。

# 第2章 高齢者を取り巻く状況

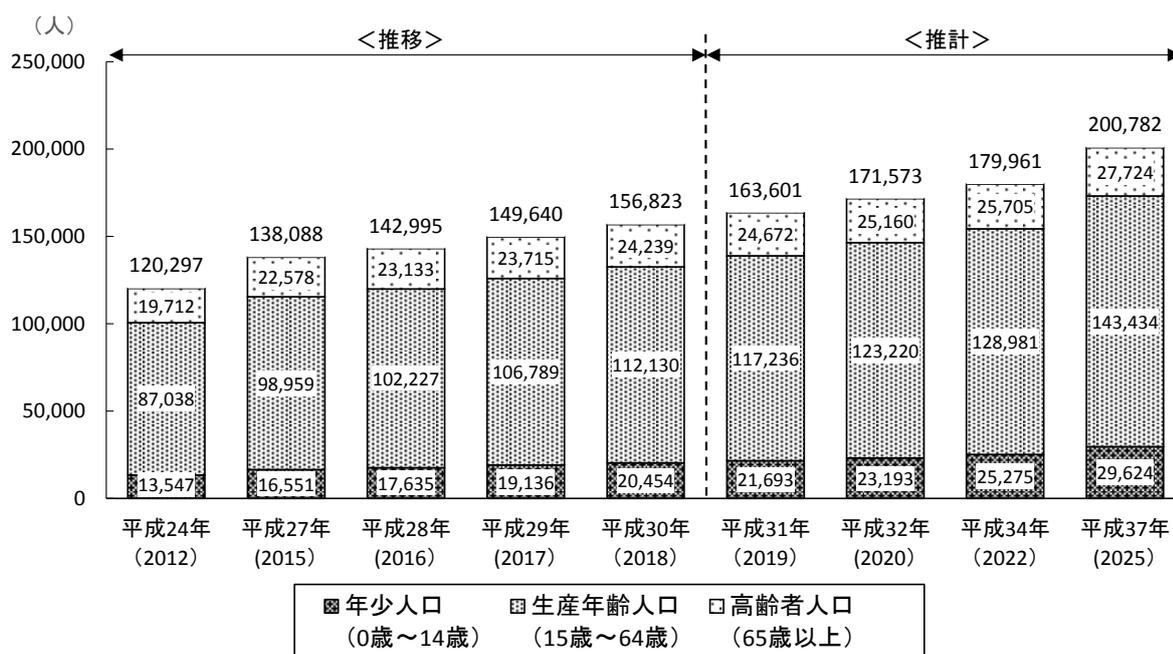
## 1 高齢者の人口・世帯の状況

### (1) 年齢区分別人口

本区の人口は増加傾向にあります。この傾向は今後も続き、平成36（2024）年中には20万人を超えると推計されます。

高齢者人口については、他の年齢区分（年少人口、生産年齢人口）と比べると伸び率はゆるやかな状況であるものの、平成37（2025）年時点で27,724人となり、平成30（2018）年から3,485人の増加が見込まれます。

図表1 年齢3区分別人口の推移と推計(中央区)

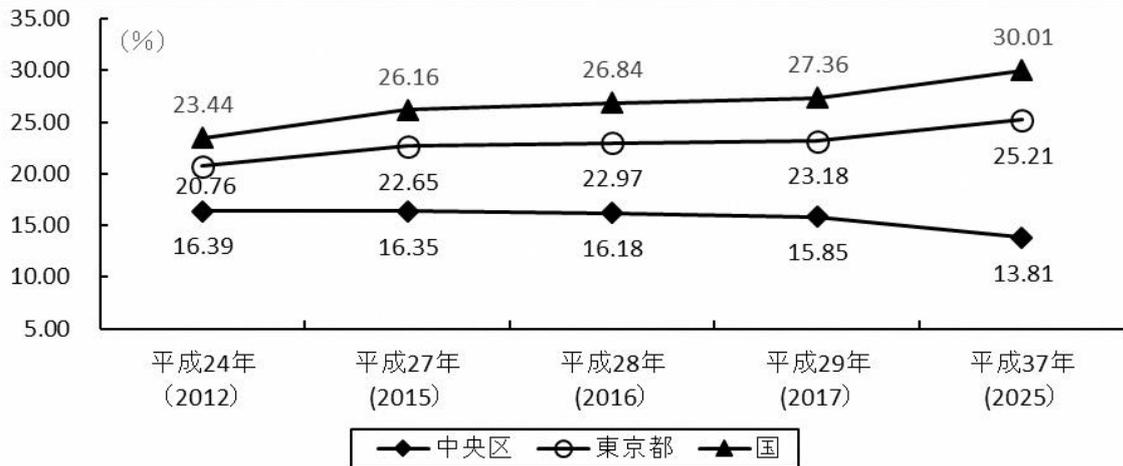


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在） 平成27年以降は外国人を含む  
平成31年以降は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）

## (2) 高齢化率の推移

本区の高齢化率は東京都や国を下回っています。東京都や国では高齢化率は上昇すると推計されていますが、本区では高齢者人口は増加するものの高齢化率は平成29（2017）年以降も低下していくと推計されます。

図表2 高齢化率の推移(中央区、東京都、国)



資料 中央区：平成24～29年 住民基本台帳（各年1月1日現在） 平成27年以降は外国人を含む、平成37年は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）

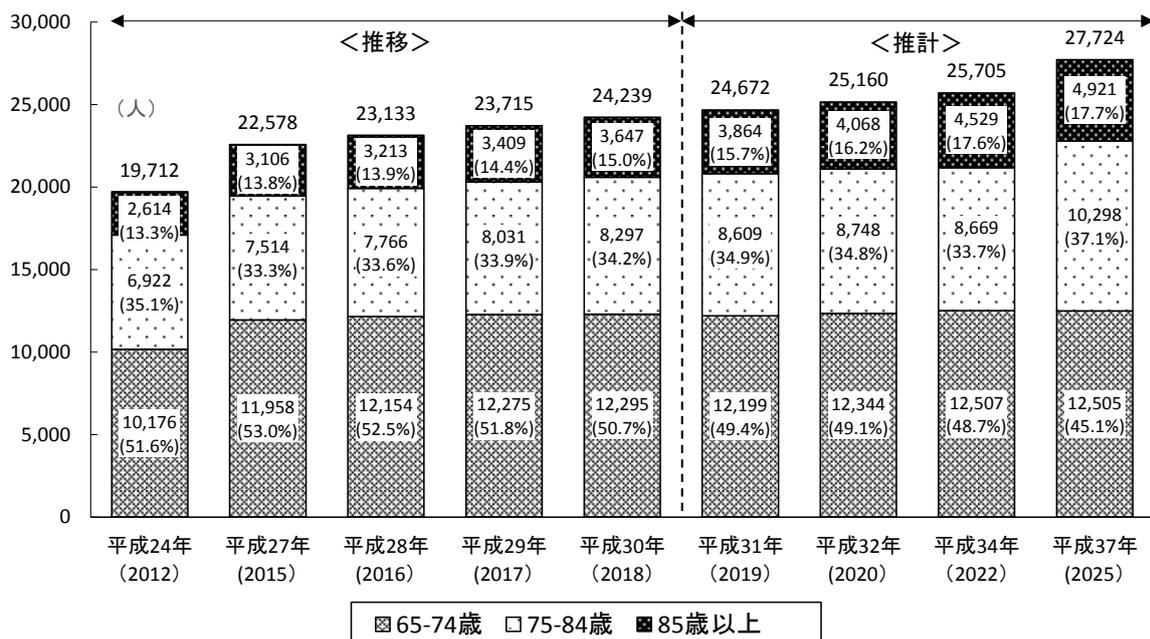
東京都：平成24～29年 住民基本台帳（各年1月1日現在）、平成37年は平成25年推計による東京都男女年齢（5歳階級）別人口の予測

国：平成24年～29年 人口推計（総務省統計局）（各年1月1日現在）、平成37年は平成29年推計による各年10月1日現在の中位推計値

## (3) 年齢区分別高齢者人口

高齢者の人口推移を65～74歳、75～84歳、85歳以上別にみると、65～74歳はほぼ横ばいですが、75～84歳および85歳以上はいずれも増加するものと推計されます。

図表3 年齢区分別高齢者人口の推移と推計(中央区)

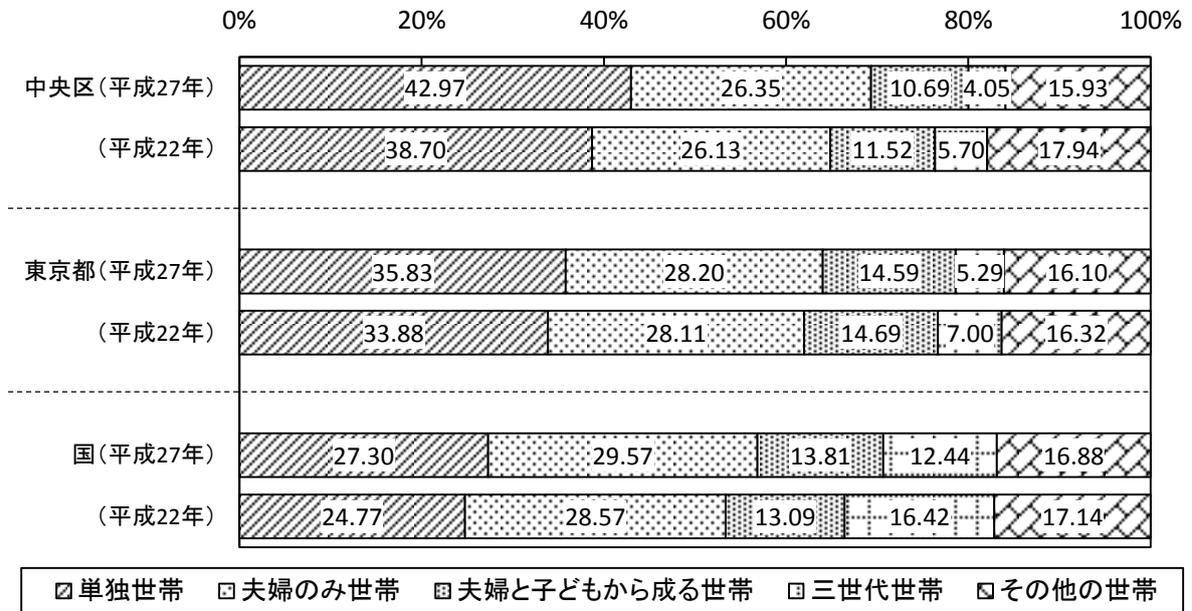


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在） 平成27年以降は外国人を含む  
平成31年以降は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）  
※端数処理のため内訳の合計が100%にならない場合あり

#### (4) 高齢者の世帯構成の比較

本区は、東京都や国と比較して、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合が高く、その割合は上昇しています。

図表4 高齢者のいる世帯の世帯構成(中央区、東京都、国)



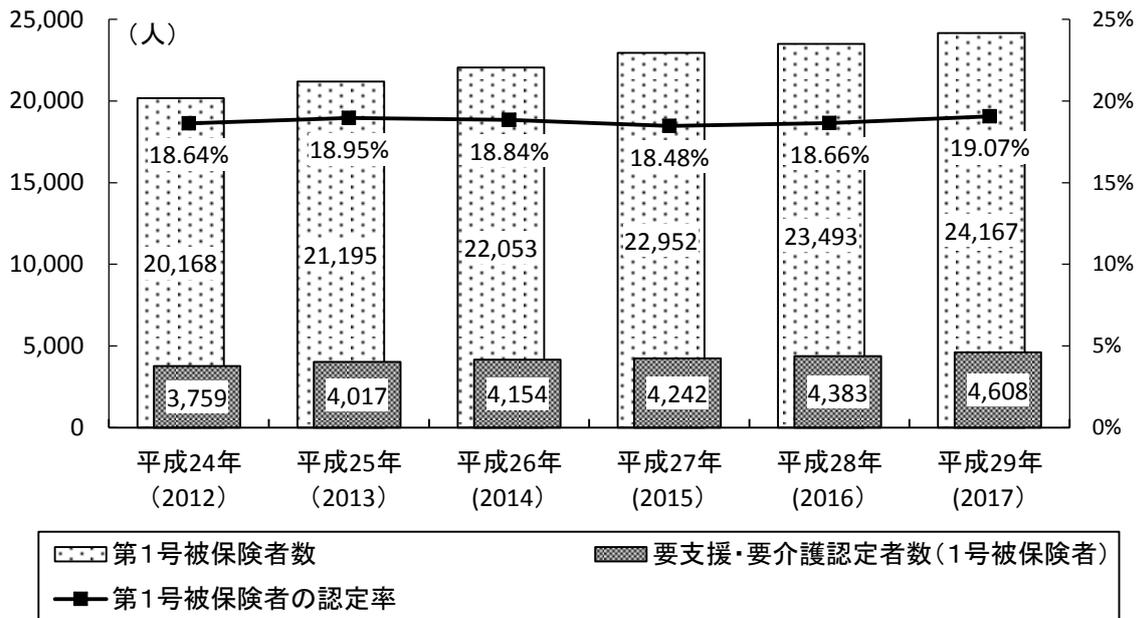
出典：国勢調査（平成22年、平成27年）

## 2 要介護（要支援）認定等の状況

### （1）第1号被保険者と要支援・要介護認定者数の推移

平成29（2017）年の第1号被保険者数および要支援・要介護認定者数を平成24（2012）年と比べると、被保険者数は1.20倍、認定者数は1.23倍に増加しています。

図表5 第1号被保険者数と要支援・要介護認定者数の推移(中央区)



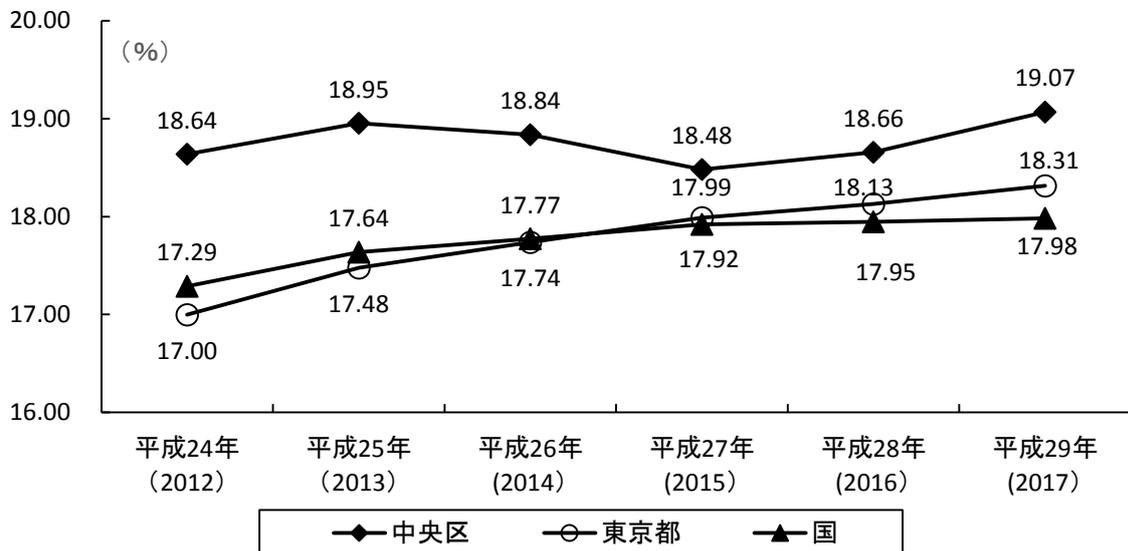
資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

※認定率は、第1号被保険者数のうち、要支援・要介護認定を受けた第1号被保険者数の割合（下記（2）も同様）

### （2）要支援・要介護認定率の推移

国および東京都の認定率と比較すると、本区の認定率はやや高い傾向にあります。

図表6 第1号被保険者の要支援・要介護認定率の推移の比較(中央区、東京都、国)

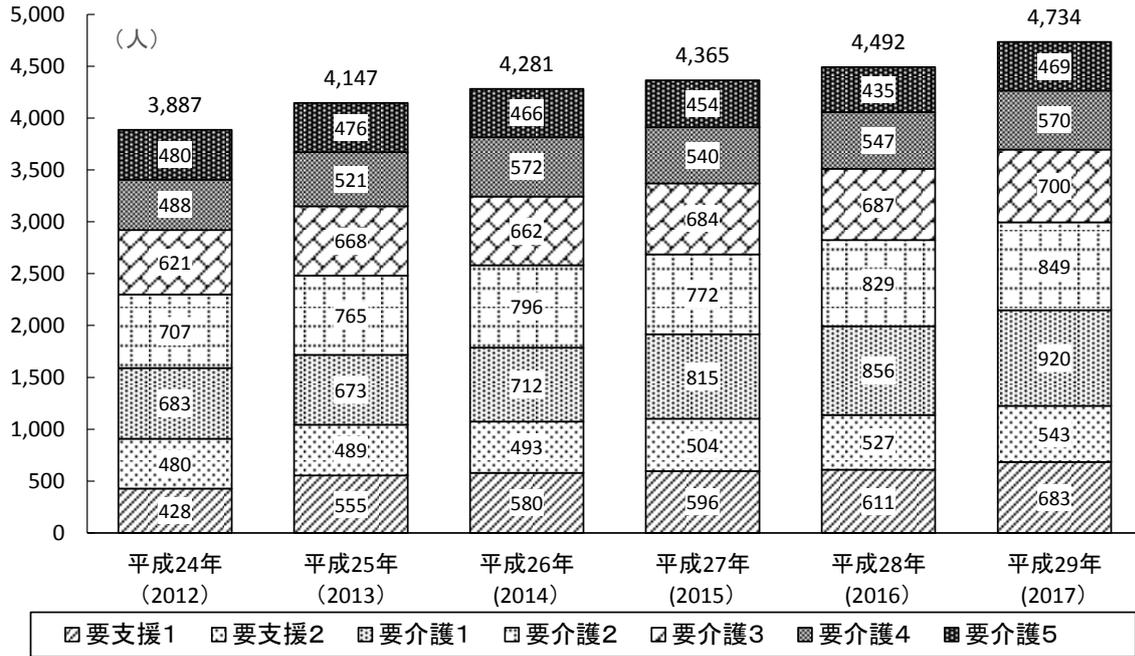


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）

### (3) 要支援・要介護度別認定者数の推移

要支援・要介護認定者の総数は、平成24(2012)年以降一貫して増加しています。また、平成29(2017)年の要支援・要介護認定者数を平成24(2012)年と比べると、ほぼ全ての要介護度で増加しています。特に要支援1は1.60倍、要介護1は1.35倍に増加しています。

図表7 要支援・要介護度別認定者数の推移(中央区)

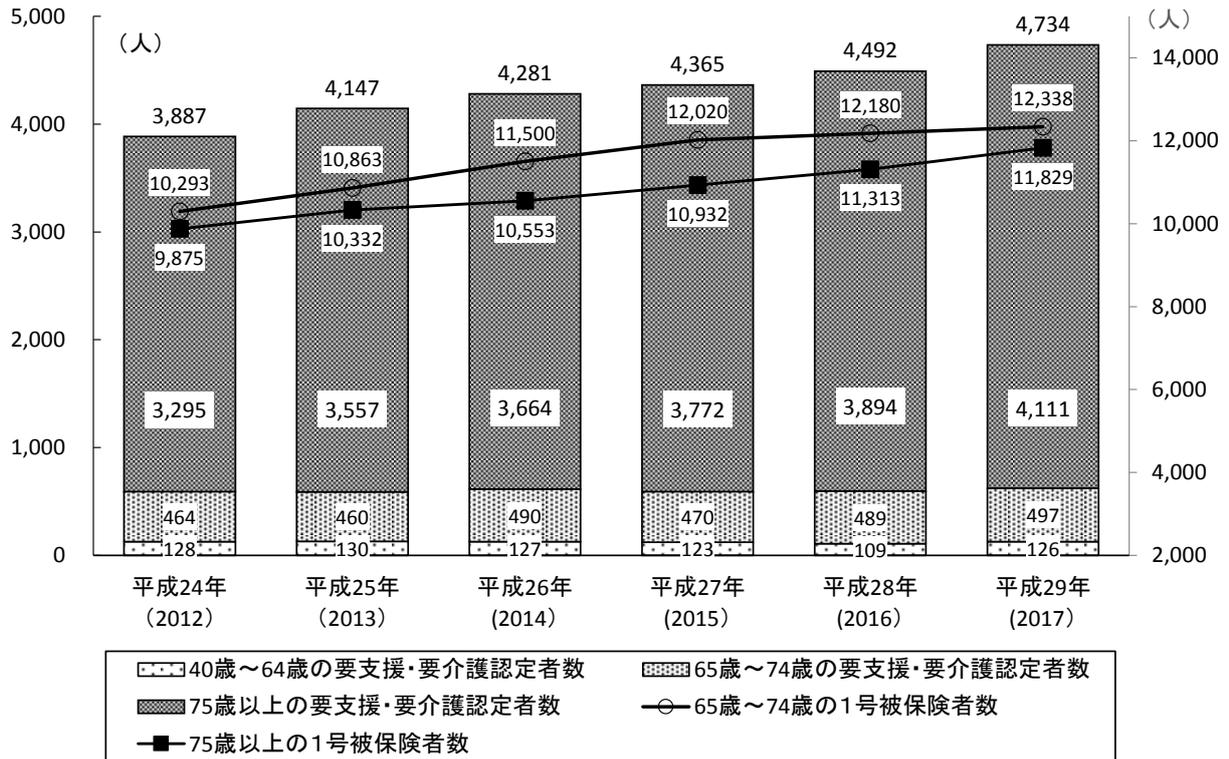


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）  
 ※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

#### (4) 年齢区分別要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数の推移を年齢別にみると、平成24(2012)年から平成29(2017)年にかけて、65歳～74歳では1.07倍であるのに対し、75歳以上では1.25倍と大きく増加しています。

図表8 要支援・要介護認定者数の推移(年齢別)(中央区)

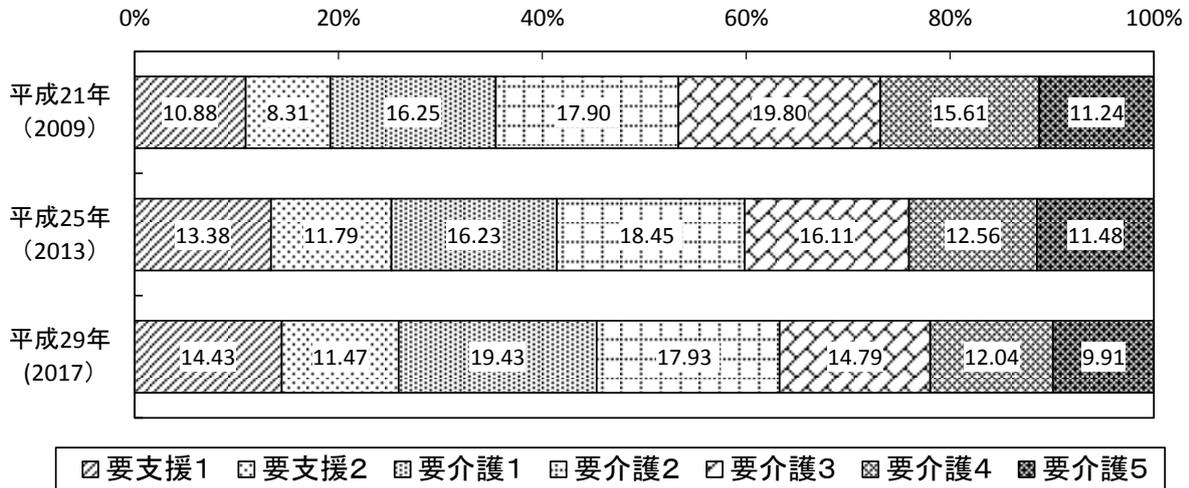


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）  
 ※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

### (5) 要介護度別要支援・要介護認定者の割合

平成21（2009）年、平成25（2013）年、平成29（2017）年の要介護度別要支援・要介護認定者の割合を比較すると、要介護3以上の方の割合に低下傾向がみられます。

図表9 要支援・要介護認定者の割合(中央区)

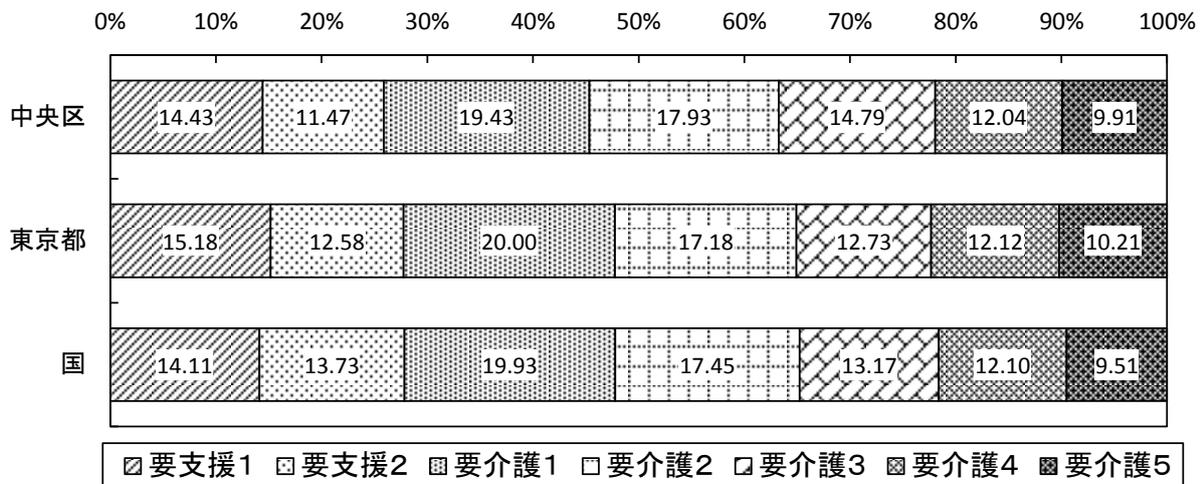


資料：介護保険事業状況報告（各年3月31日現在）  
※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

### (6) 要介護度別認定状況の比較

平成29（2017）年3月現在の要支援・要介護認定者の割合を東京都や国と比較すると、本区は要支援2、要介護1の方の割合がやや低く、要介護2、要介護3の割合がやや高くなっています。

図表10 要支援・要介護認定者の割合(中央区、東京都、国)



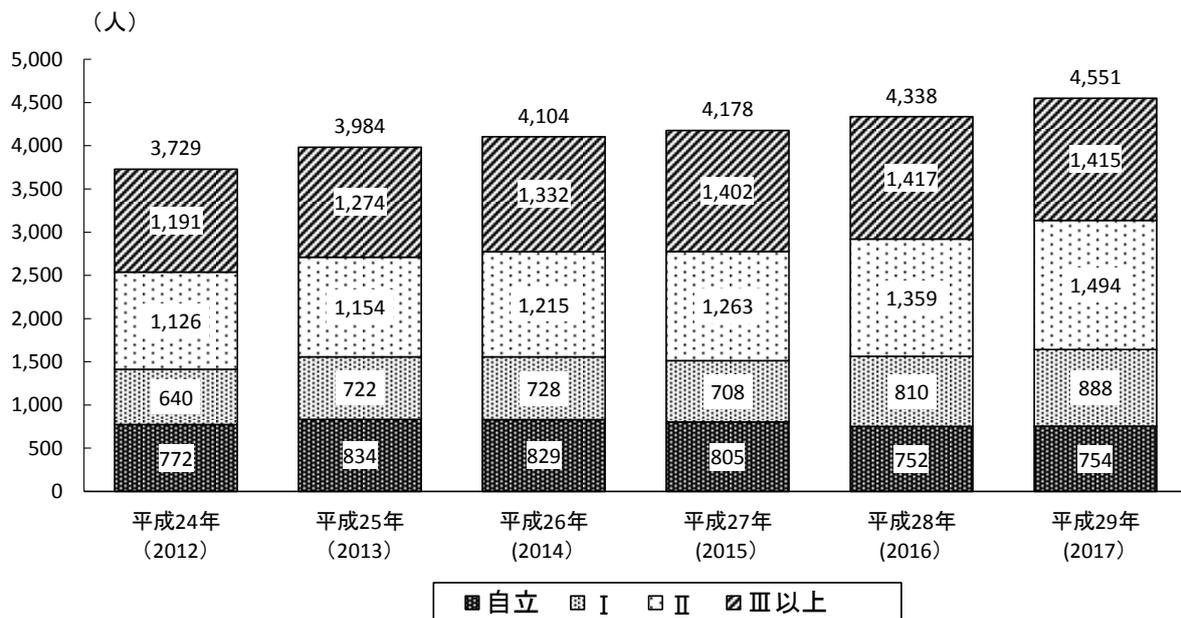
資料：介護保険事業状況報告（平成29年3月31日現在）  
※要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者も含む

### 3 認知症高齢者の状況

#### (1) 認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移

認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移をみると、本区の要支援・要介護認定者数は一貫して増加傾向にあります。一方、「自立」の人数は減少しているのに対し、「Ⅱ」および「Ⅲ以上」の人数は増加しています。

図表11 認知症高齢者数の日常生活自立度別の推移(中央区)



※他自治体からの転入者で自立度が把握できない者は除いて集計  
(以下、「3 認知症高齢者の状況」の表およびグラフについて同じ)

資料：区作成資料（各年3月31日現在）

図表12 認知症高齢者の日常生活自立度

|     |   |
|-----|---|
| I   | 認知症を有するが、家庭内・社会で日常生活は自立   |
| II  | 生活に支障ある症状等があるが、他者の注意あれば自立<br>a: 家庭外で、上記の状態がみられる<br>b: 家庭内でも、上記の状態がみられる    |
| III | 日常生活に支障ある症状等があり、介護が必要<br>a: 日中を中心として、上記の状態がみられる<br>b: 夜間を中心として、上記の状態がみられる |
| IV  | 日常生活に支障ある症状等が頻繁にあり、常時の介護要   |
| M   | 著しい精神症状・周辺症状がみられ、専門医が必要   |

(2) 要介護度別認知症高齢者の日常生活自立度別の人数

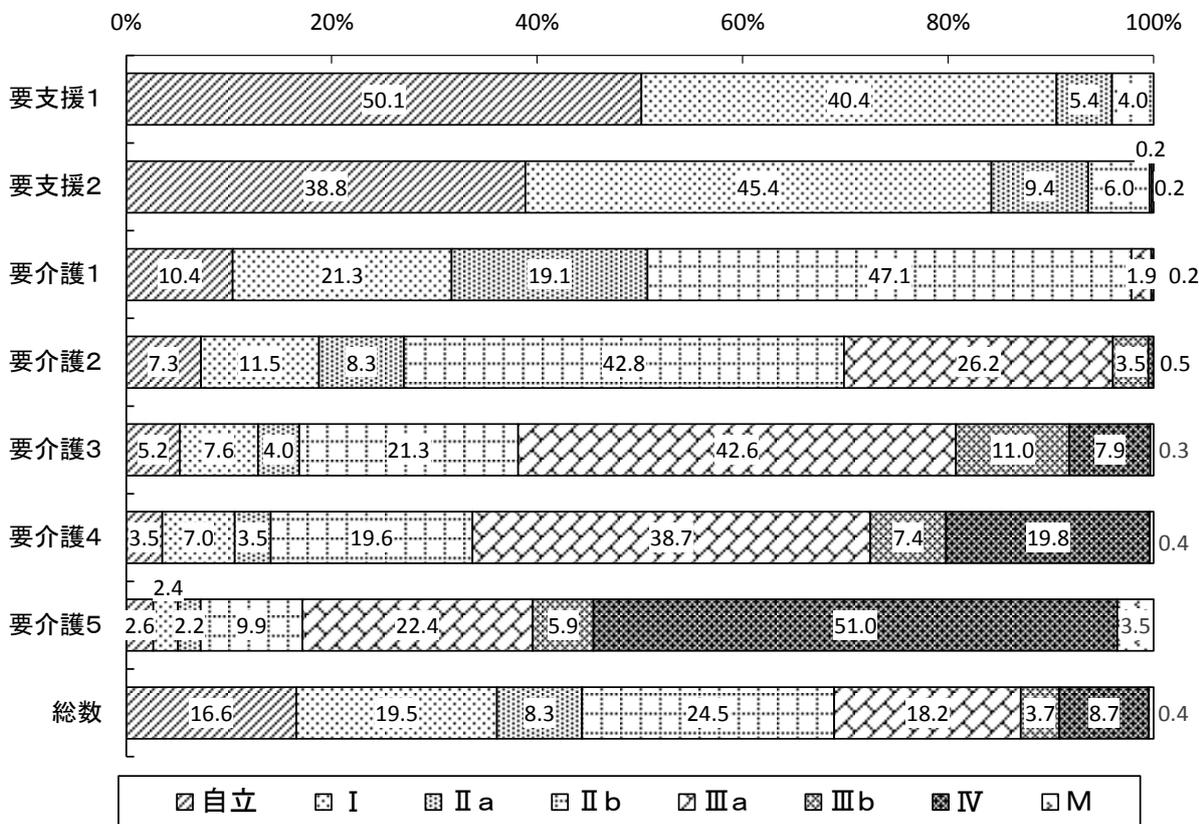
認知症高齢者の日常生活自立度を要介護度別にみると、生活に支障がある症状等がある「Ⅱ」以上の割合が、要支援2では15%程度であるのに対し、要介護1では68%、要介護3では87%、要介護5では95%と高くなっています。

図表13 認知症高齢者の日常生活自立度別の人数(中央区)

| 要介護区分 | 自立  | I   | Ⅱ a | Ⅱ b   | Ⅲ a | Ⅲ b | Ⅳ   | M  | 計     |
|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|----|-------|
| 要支援1  | 335 | 270 | 36  | 27    | 0   | 0   | 0   | 0  | 668   |
| 要支援2  | 202 | 236 | 49  | 31    | 1   | 1   | 0   | 0  | 520   |
| 要介護1  | 92  | 189 | 169 | 418   | 17  | 0   | 2   | 0  | 887   |
| 要介護2  | 59  | 93  | 67  | 347   | 212 | 28  | 4   | 0  | 810   |
| 要介護3  | 35  | 51  | 27  | 143   | 286 | 74  | 53  | 2  | 671   |
| 要介護4  | 19  | 38  | 19  | 106   | 209 | 40  | 107 | 2  | 540   |
| 要介護5  | 12  | 11  | 10  | 45    | 102 | 27  | 232 | 16 | 455   |
| 計     | 754 | 888 | 377 | 1,117 | 827 | 170 | 398 | 20 | 4,551 |

資料：区作成資料（平成29年3月31日現在）

図表14 認知症高齢者の日常生活自立度別の割合(中央区)



資料：区作成資料（平成29年3月31日現在）

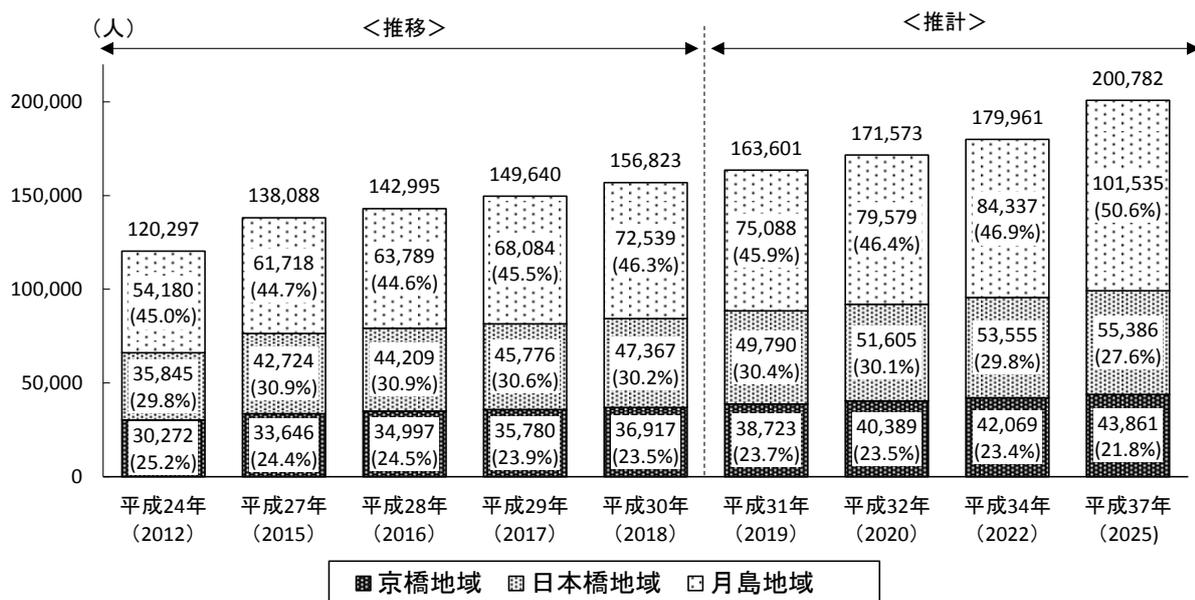
## 4 日常生活圏域ごとの比較

高齢者の身近な生活圏域で、高齢者の生活の継続性が確保されるサービス提供体制を整備するため、「京橋地域」「日本橋地域」「月島地域」の3地域を日常生活圏域と定めています。

3地域別の人口の推移をみると、いずれも増加傾向にあります。平成30（2018）年の人口は月島地域が72,539人で最も多く、平成24（2012）年から18,359人増え、増加率は33.9%となっています。また、日本橋地域は11,522人増え、増加率は32.1%、京橋地域は6,645人増え、増加率は22.0%となっています。

また、平成37（2025）年までの将来推計人口をみると、3地域とも引き続き増加傾向にあります。特に月島地域では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後に選手村が住宅に転用されることによる人口増加の影響もあって、平成30（2018）年から平成37（2025）年にかけて28,996人増（増加率40.0%）の著しい伸びが見込まれています。

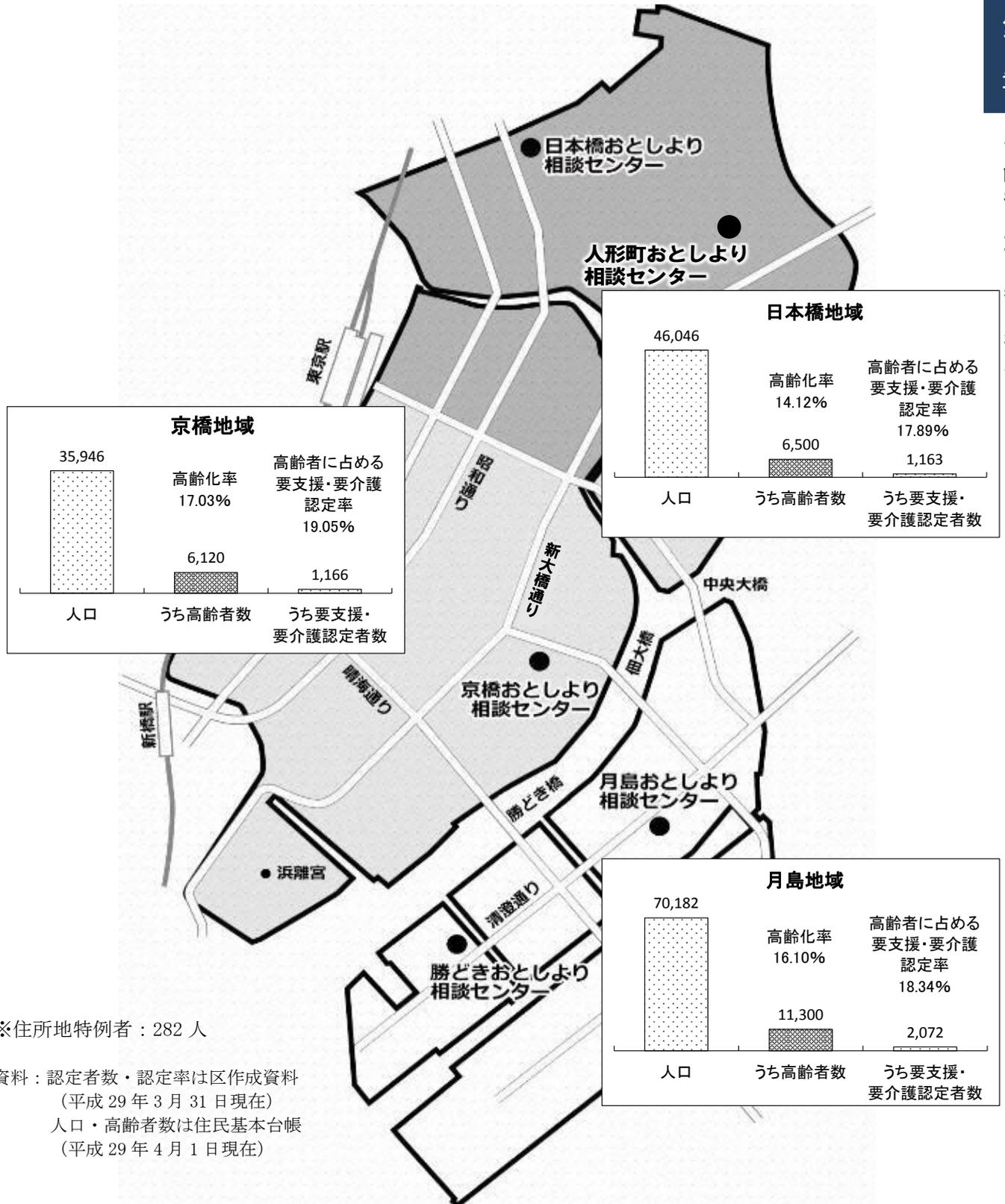
図表15 日常生活圏域別人口の推移と推計(中央区)



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在） 平成27年以降は外国人を含む  
平成31年以降は区の推計値（平成30年1月1日現在の人口を基準人口として作成）  
※端数処理のため内訳の合計が100%にならない場合あり

3地域別の人口と高齢化率を比較すると、日本橋地域は京橋・月島地域と比べ高齢化率が低い傾向にあります。また、高齢者に占める要支援・要介護認定率は京橋地域が高い傾向にあります。

図表16 日常生活圏域別人口(中央区)



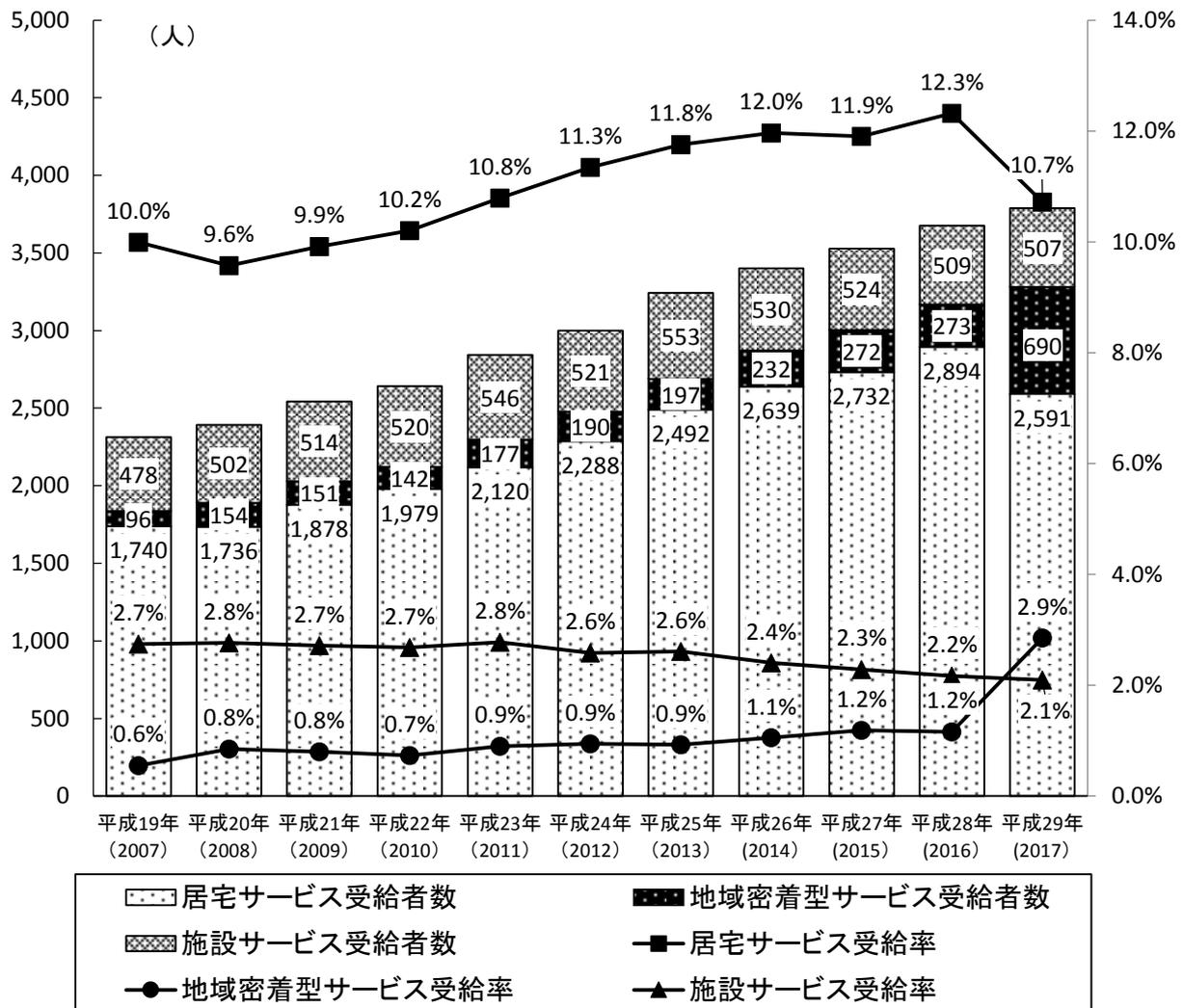
## 5 介護保険給付の状況

### (1) 介護保険サービスの受給者数・給付費

介護保険の受給者数（利用者数）をみると、居宅サービス、地域密着型サービスとも平成19（2007）年以降増加傾向が続いていますが、施設サービスに関しては平成25（2013）年度をピークに若干減少しています。

これを受給率（第1号被保険者数に占めるサービス受給者数の割合）としてみると、居宅サービス、地域密着型サービスは増加、施設サービスは低下傾向にあります。なお、平成29（2017）年度に居宅サービスの受給率が低下し、地域密着型サービスの受給率が上昇しているのは、平成28（2016）年度から通所介護などの一部居宅サービスが地域密着型サービスに移行したことによるものです。

図表17 介護保険サービスの受給者数・受給率の推移(中央区)



資料：介護保険事業状況報告（月報）（各年3月31日現在）

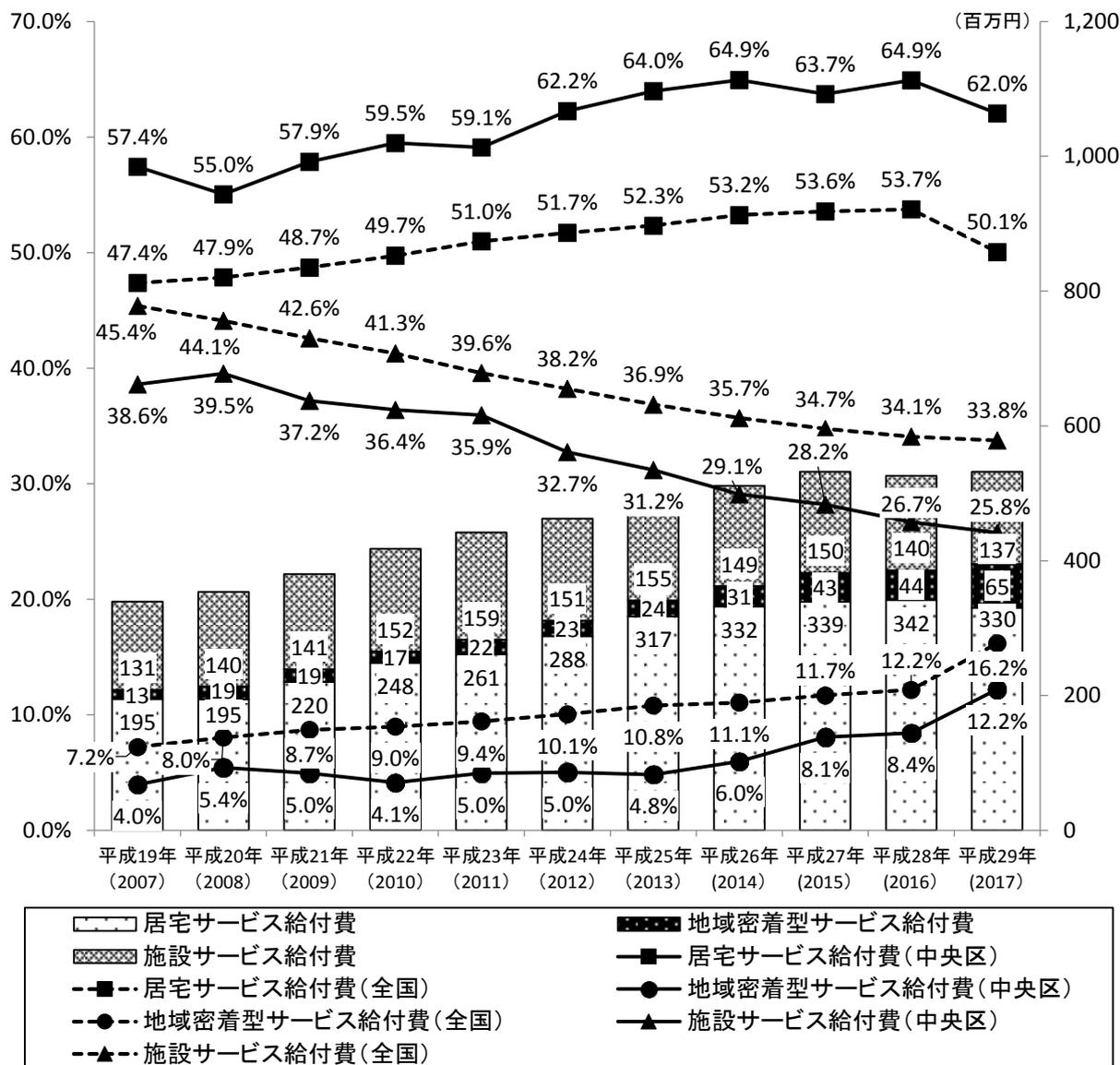
（各サービス受給者数は現物給付1月サービス分、償還給付2月支出決定分）

介護保険サービスにかかる給付費の合計は平成19（2007）年以降増加傾向が続いています。内訳をみると、居宅サービス給付費および地域密着型サービス給付費は増加傾向、施設サービス給付費は平成22（2010）年以降横ばいの傾向がみられます。

居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスそれぞれの給付費が全体に占める割合をみると、給付費自体の傾向と同様に、居宅サービスおよび地域密着型サービスは概ね上昇傾向がみられ、施設サービスは低下傾向にあります。

また、これを全国の数値と比較すると、本区は居宅サービス給付費の割合が高く、地域密着型サービス、施設サービスの給付費の割合が低い傾向がみられます。

図表18 介護保険サービスの給付費割合の推移(全国との比較)

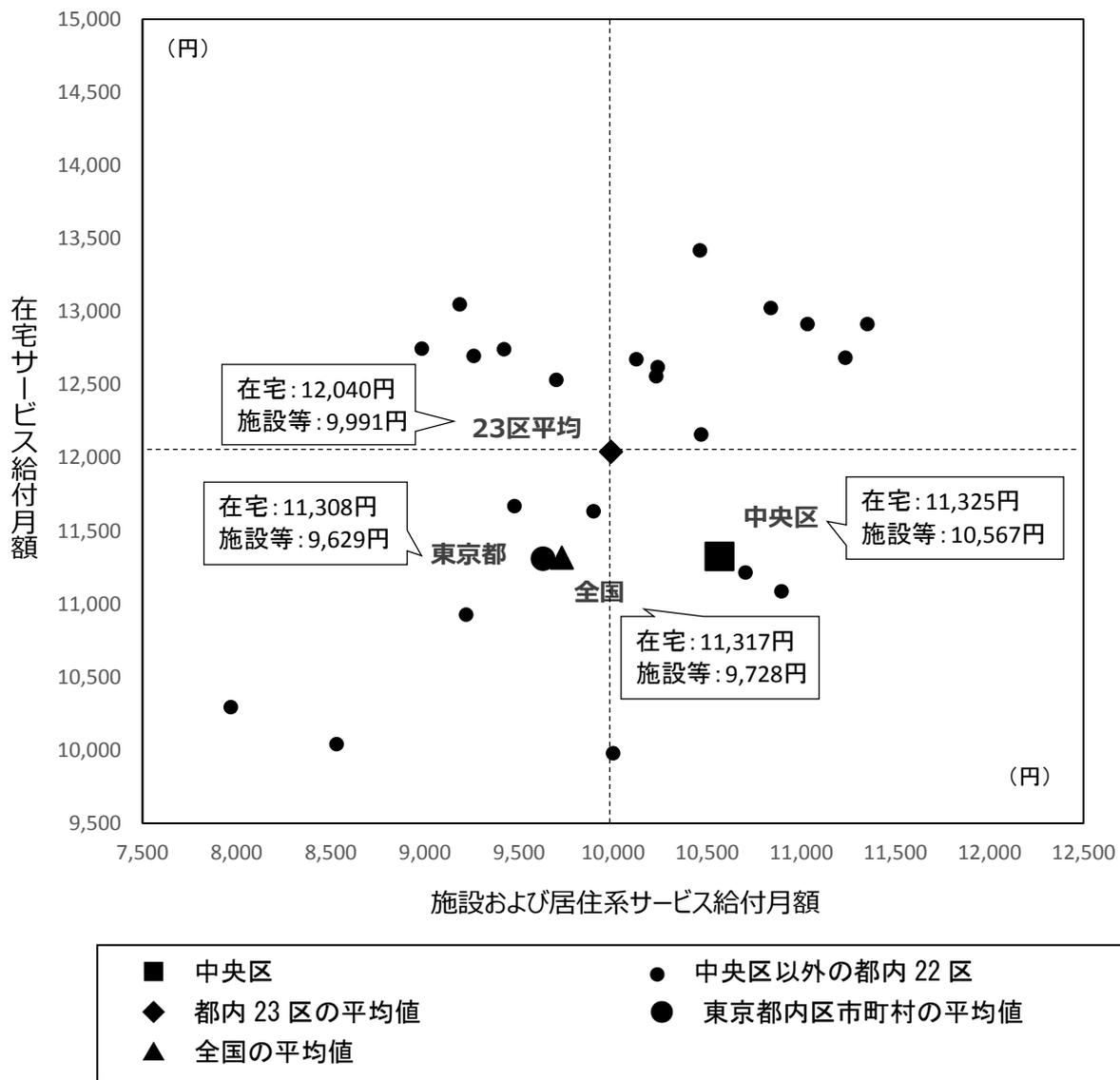


資料：介護保険事業状況報告（月報）（現物給付1月サービス分、償還給付2月支出決定分）

## (2) 第1号被保険者1人当たりのサービス給付月額

本区における高齢者1人当たりの在宅サービス給付費と施設および居住系サービス給付費の分布を国や他の自治体と比較してみると、施設および居住系サービスについては全国、東京都、23区平均より高くなっていますが、在宅サービス給付費については全国、東京都と概ね同程度で、23区平均より低くなっています。

図表19 第1号被保険者1人当たりのサービス給付月額



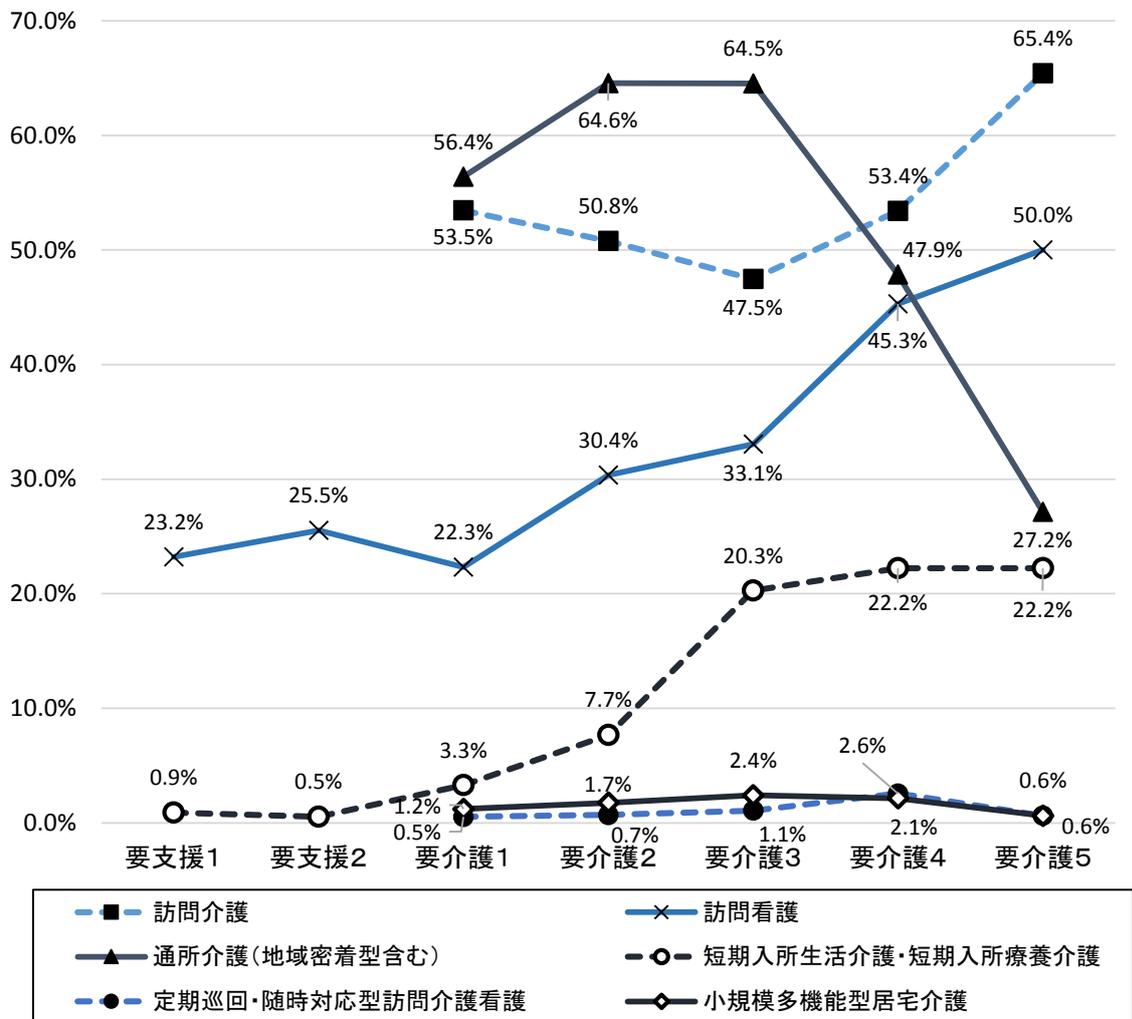
資料：地域包括ケア「見える化」システム「D6\_第1号被保険者1人あたり給付月額」の数値を基に作成  
平成28(2016)年 介護保険事業状況報告(月報)

### (3) 要介護度・サービス種類別の利用率

#### ア 在宅サービス

要介護度・在宅サービス種類別の利用率（在宅サービスの総受給者に占める、各サービスの受給者の割合）を主なサービスについてみると、要介護1～3では通所介護、要介護4～5では訪問介護が最も多く利用されています。また、訪問看護は要介護度が上がるほど利用率が高くなりますが、要支援1でも23.2%の方が利用しており、介護度によらず一定の需要があります。短期入所生活（療養）介護（ショートステイ）は、要介護3～5で20%以上の方が利用しており、中重度者の在宅介護における重要性がうかがえます。一方、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護は全体的に利用率が低い傾向があります。

図表20 要介護度・在宅サービス種類別の利用率(中央区)



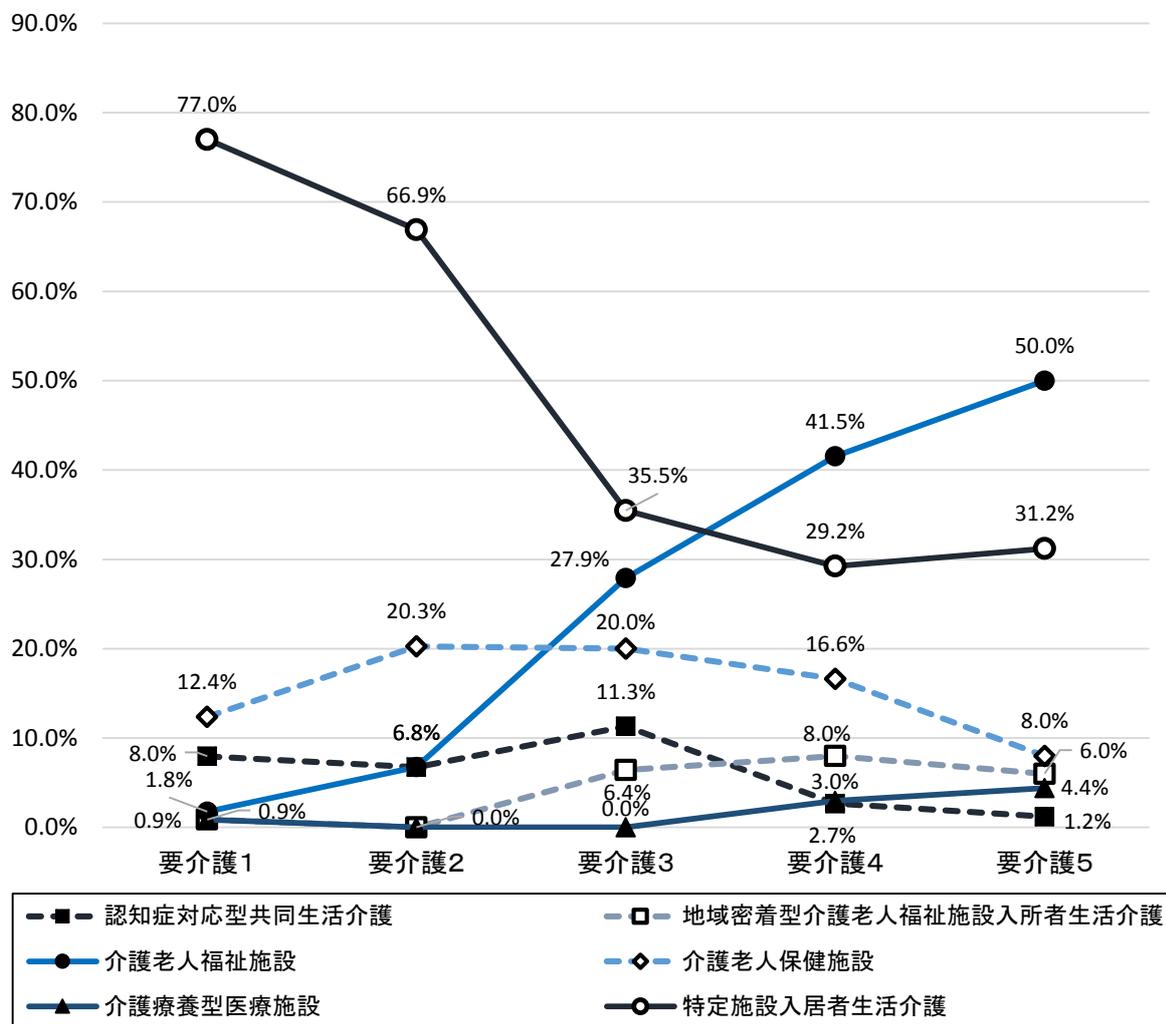
資料：区作成資料（平成29年3月審査分）

※利用率：各サービスの利用者数÷在宅サービスの利用者数

### イ 施設・居住系サービス

要介護度・施設・居住系サービス種類別の利用率（施設サービスまたは居住系サービスの総受給者に占める、各サービスの受給者の割合）を主なサービスについてみると、要介護度が上がるほど、介護老人保健施設の利用率は下がり、介護老人福祉施設の利用率が上がる傾向があります。また、特定施設入居者生活介護については、要介護1～3で最も多く利用されており、要介護4・5でも介護老人福祉施設に次いで多く利用されています。認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は、要介護1～3の利用率が高くなっています。

図表21 要介護度・施設・居住系サービス種類別の利用率(中央区)



資料：区作成資料（平成29年3月審査分）

※利用率：各サービスの利用者数÷施設・居住系サービスの利用者数

# 第3章 高齢者施策の方向性

## 1 基本理念

### 互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち

#### <基本的な考え方>

団塊の世代（1947年～1949年生まれ）のすべてが75歳以上となる2025年（平成37年）、本区の高齢化率は現在より低い水準にとどまるものの、高齢者人口は2018年（平成30年）から2025年の間で3,485人増加すると推計されています（「中央区将来人口の見通しについて」平成30年1月推計）。また、その間に増加する高齢者人口のほとんどが後期高齢者（75歳以上）になると見込まれることから、今後も要支援・要介護認定者が増加し、医療・介護ニーズが高まるものと考えられます。さらに、区内の「高齢者のいる世帯」のうち「単独世帯」（一人暮らし）が43%（平成27年国勢調査）と高い割合となっており、高齢者の孤立化などの課題も顕在化しています。

こうした状況のもと、区は2025年を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で安心して最期

まで自分らしく生活できるよう、介護予防・生活支援・医療・介護・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

本区はこれからも、区の特性を踏まえた「中央区スタイル」の「地域包括ケアシステム」をさらに深化させ、推進していくため、“互いに支え合い、自分らしくいきいきと暮らせるまち”を基本理念として「介護予防（社会参加）」・「生活支援」・「医療」・「介護」・「住まい」の5つの視点から、今後3年間の高齢者施策を推進していきます。



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業報告書 地域包括ケア研究会 報告書—2040年に向けた挑戦—」（平成29年3月）（平成28年度老人保健健康増進等事業）

## 2 基本目標

### 目標1 介護予防

#### 健康づくり（介護予防）と社会参加を促進します

- (1) 健康づくり（介護予防）の総合的な推進
- (2) 社会参加・生きがいづくりの促進
- (3) 高齢者の就労支援

### 目標2 生活支援

#### 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくりを推進します

- (1) 安心・見守りネットワークの拡充
- (2) 住民どうしの支え合いの仕組みづくり
- (3) 生活支援体制の整備
- (4) 避難行動要支援者対策の推進

### 目標3 医療

#### 認知症ケアと在宅療養支援を推進します

- (1) 認知症の相談・支援体制の充実
- (2) 認知症に関する普及啓発の推進
- (3) 認知症の人にやさしい地域づくり
- (4) 安心・安全な医療の確保
- (5) 在宅医療・介護連携の強化
- (6) 在宅療養の普及啓発

### 目標4 介護

#### 介護サービスの充実と介護人材の確保を進めます

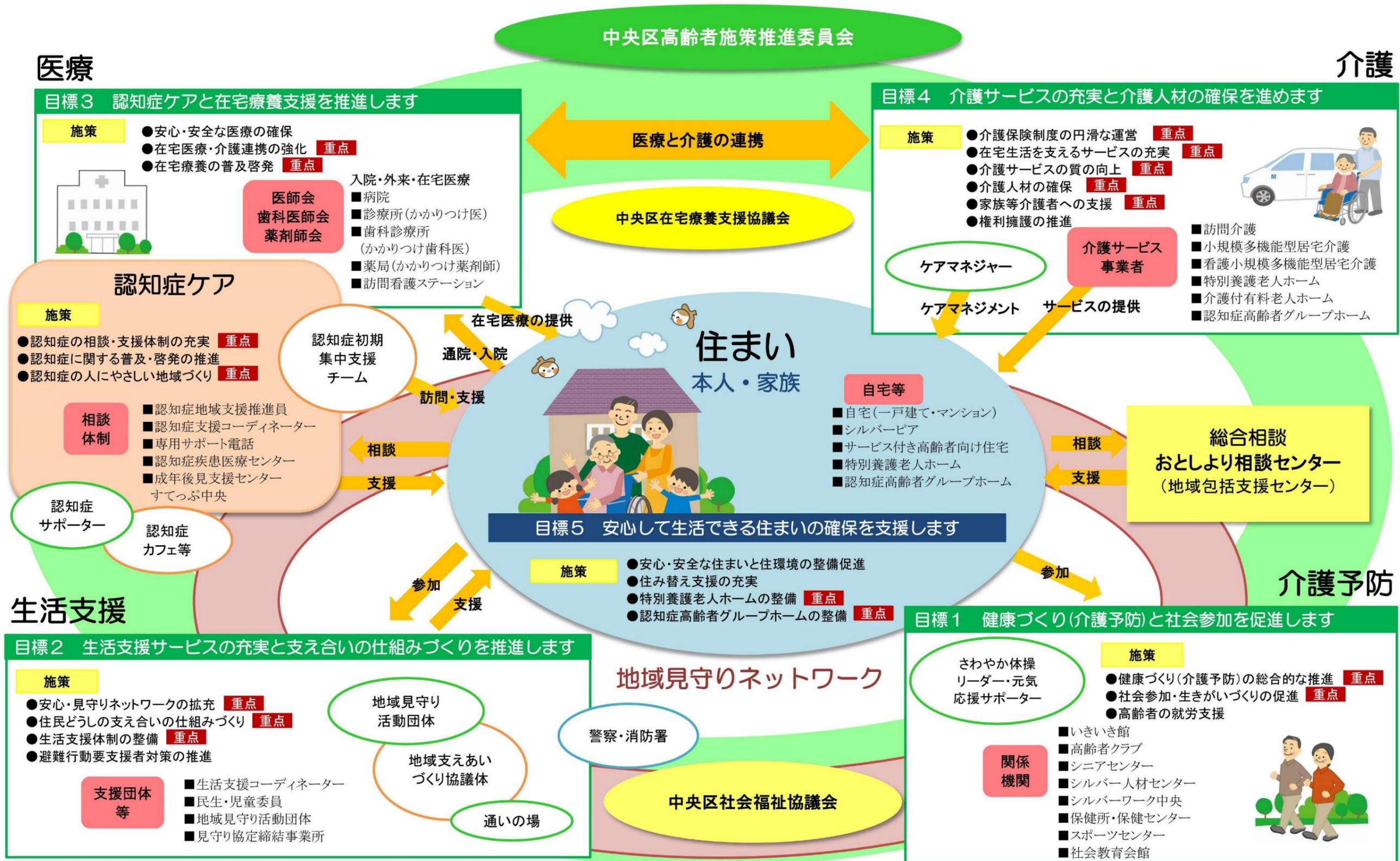
- (1) 介護保険制度の円滑な運営
- (2) 在宅生活を支えるサービスの充実
- (3) 介護サービスの質の向上
- (4) 介護人材の確保
- (5) 家族等介護者への支援
- (6) 権利擁護の推進

### 目標5 住まい

#### 安心して生活できる住まいの確保を支援します

- (1) 安心・安全な住まいと住環境の整備促進
- (2) 住み替え支援の充実
- (3) 特別養護老人ホームの整備
- (4) 認知症高齢者グループホームの整備

# 中央区の地域包括ケアシステム推進体制における高齢者施策の体系図



### 3 3年間の施策の方向性

介護  
予防

## 目標1 健康づくり(介護予防)と 社会参加の促進

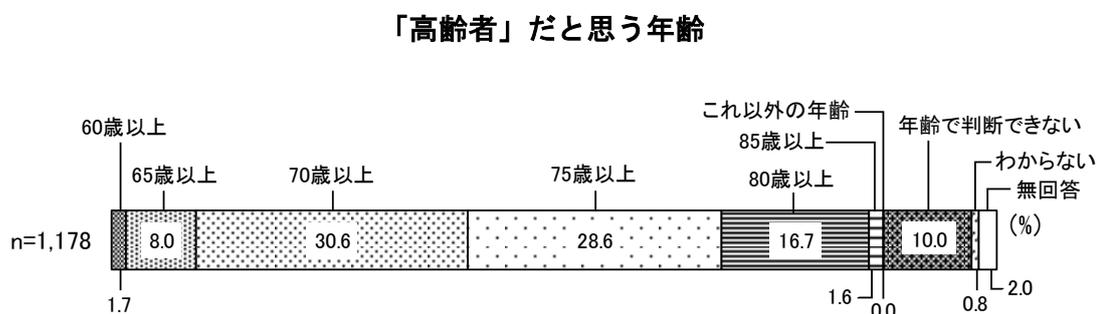
### 課題

本区の高齢者人口は年々増加し、要支援・要介護認定者数のさらなる増加が見込まれます。健康寿命を延伸し、住み慣れた地域でいきいきと心豊かな生活を続けるためには、元気なうちから健康に対する意識を高め、継続的に健診を受診して生活習慣病等を予防するとともに、定期的な運動習慣を身に付けることが求められます。そのため、一人一人が自分の健康状態に応じ、「通いの場」などの身近な場所で継続して健康づくり（介護予防）に主体的に取り組めるようにすることが重要です。

「人生100年時代」を迎えつつある中、元気な高齢者も増えています。高齢者がいつまでもいきいきと活動し続けるためには、地域の中で生きがいや役割を持って生活できる社会参加の場や出番づくりの拡大が必要です。また、自ら進んで地域社会の担い手として活躍できるような仕組みづくりも重要です。

「健康が続く限り働きたい」という高齢者も多く、働く理由も経済的理由のほかに健康維持や生きがいづくり、社会貢献などさまざまです。高齢者の多様なニーズに対応できるよう、就労支援、雇用機会の拡大につなげる取組や、高齢者がこれまで培ってきた能力や経験をいかせる場や機会の拡充が求められます。

問：あなたは、「高齢者」とは何歳以上だと思いますか。



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）  
対象…区内にお住まいの60歳以上の方（調査A）

## 施策の方向性

### (1) 健康づくり(介護予防)の総合的な推進

- 単なる平均寿命の延伸だけでなく「健康寿命の延伸」を目指すとともに、介護や療養が必要になっても自分の価値観に基づいて満足感が得られるように「主観的健康観の向上」を図る健康づくり(介護予防)を総合的に推進していきます。
- 各種健康診査等の内容を拡充するとともに、受診勧奨を行うなど受診率の向上を図ります。また、「健康づくりガイドブック」の活用、おとしより相談センターによる総合相談、いきいき館等での健康づくり講座などを通して、健康づくり(介護予防)の普及啓発を推進していきます。
- 筋力向上に有効なマシンを使ったトレーニングなどを行う「さわやか健康教室」や「さわやか体操リーダー」による教室を実施するほか、教室参加後も総合スポーツセンター等スポーツ施設の利用につなげるなど、運動の継続を支援していきます。
- 高齢者がスポーツを始めるきっかけづくりとして、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした気運醸成を図り、一人一人の健康状態に合ったスポーツ教室や健康づくり教室を紹介するなど、高齢者が早期から自主的に健康づくりに取り組めるよう支援していきます。
- 地域における健康づくりの担い手として、区が主催する教室や高齢者クラブ等で体操を指導する「さわやか体操リーダー」や、「通いの場」などへ出張して自宅でも気軽に取り組める体操を普及する「元気応援サポーター」などの区民ボランティアを積極的に育成・活用していきます。
- 虚弱や生活機能の低下がみられる高齢者が「はつらつ健康教室」や地域の身近な場所で誰もが集える「通いの場」などに参加することにより、要介護状態となることを予防し、より自分らしく活動的な生活が送れるよう支援していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業               | 内容  |
|------------------|---|
| 各種健康診査等          | 高齢者が自身の健康状態や生活機能を把握するとともに、予防および早期発見を図るよう、特定健診、高齢者健診、がん検診、生活機能評価、成人歯科健診、高齢者歯科健診などを実施しています。                                 |
| 健康づくりの普及啓発       | 体力づくりに取り組める区内の施設や事業等を紹介した健康づくりガイドブック(「お役立ちガイドブック」)の活用や、おとしより相談センターによる総合相談、いきいき館等での健康づくり教室の実施などを通じて、自主的な健康づくりの普及啓発を図っています。 |
| 各種健康づくり教室・講座等の実施 | 筋力アップなどの運動の効果が実感できるプログラムを組み入れた「さわやか健康教室」、「ゆうゆう講座 <sup>1</sup> 」やいきいき館(敬老館)での運動系講座等を実施しています。                               |

1 ゆうゆう講座: 楽しみながら自然と健康づくりにつながる1回完結型の講座。60歳以上の元気な高齢者が対象。

| 事業   | 内容  |
|--|---|
| 「さわやか体操リーダー」および「元気応援サポーター」の育成・活用   | 高齢者が地域の身近なところで健康づくりに取り組むことができるよう、区民ボランティアを育成・活用しています。   |
| 「基本チェックリスト <sup>2</sup> 」、「生活機能評価」等による高齢者の機能把握と介護予防ケアマネジメント <sup>3</sup> | 「基本チェックリスト」や健診時の「生活機能評価」等により、生活機能等が低下している高齢者やうつ・閉じこもり傾向の高齢者を把握し、介護予防事業への勧奨、おとしより相談センターによる介護予防ケアマネジメントなどの必要な事業・支援につなげています。 |
| 生活機能改善・認知症予防に向けた取組<br>(介護予防・日常生活支援総合事業 <sup>4</sup> )                    | 生活機能改善や認知症予防に向け、通所が困難な高齢者の居宅を保健師が訪問する「訪問健康づくり」や、転倒予防などの体操や栄養改善、口腔ケア、脳トレなどミニ講習を行う「はつらつ健康教室」などを行っています。                      |
| 通いの場支援事業<br>(介護予防・日常生活支援総合事業)  | 立ち上げ・運営に対する資金的支援などを行うほか、運営者向けセミナーおよび交流会を実施し、運営や活動内容の充実に向けた支援を行っています。  |

## 重点

## 重点事業の目標

現在健康づくり教室等に参加していない方に、元気なうちから健康づくりに取り組んでもらうため、身近な場所で運動を継続できるようなきっかけづくりや環境整備を進める必要があります。

| 重点事業  | 内容  |                  |                  |                  |
|---|---|------------------|------------------|------------------|
| <b>介護予防プログラムの普及</b><br>(介護予防・日常生活支援総合事業)<br><b>新規</b> | 転倒予防や口腔機能・認知機能の向上などの効果が見込まれる新たな介護予防プログラムを区民ボランティア中心に普及していくことで、多くの高齢者がいきいき館・通いの場などの身近な場所で健康づくりに取り組めるようにしていきます。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《プログラム普及箇所数》                          | 平成29年度<br>(2017)実績値   | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | —   | 調査・検討            | 60カ所             | 70カ所             |

2 基本チェックリスト：生活機能が低下していないか確認するための25項目で構成するチェックリスト

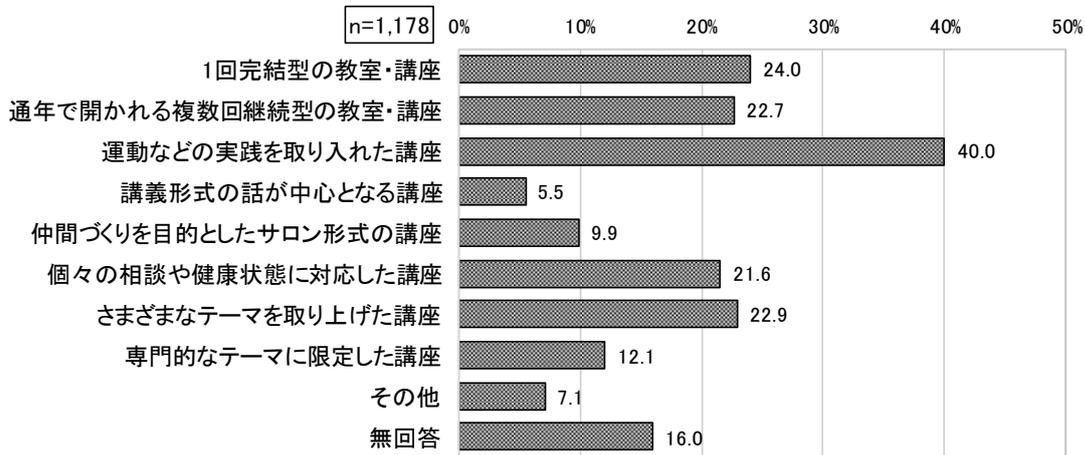
3 介護予防ケアマネジメント：おとしより相談センターが要支援者等の総合事業の対象者に、自立支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境などに応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

4 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）：基本チェックリストの記入内容が事業対象者と判断できる方および要支援者を対象に、できる限り要介護状態にならずに住み慣れた自宅で暮らし続けられるよう、地域の実情に応じた多様な生活支援サービスを総合的に提供する事業。「介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）」および通いの場などの「一般介護予防事業」で構成される。

問：あなたは、どのような健康づくり事業なら参加したいと思いますか。

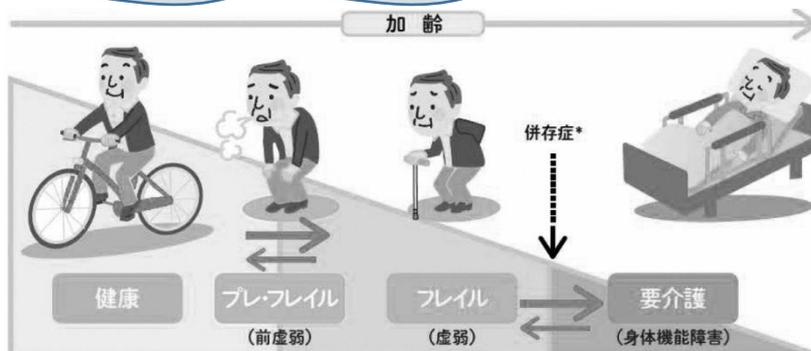
【複数回答：3つまで】

参加したいと思う健康づくり事業



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）  
対象…区内にお住まいの60歳以上の方（調査A）

コラム：フレイル予防



「フレイル」とは、筋力や活動が低下している状態（虚弱）をいいます。健康な状態と要介護状態の中間を意味しますが、早く気づき、正しく介入（予防や治療）することにより、サポートが必要な要介護状態に進まずに済む可能性があります。

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <p><b>生活習慣病予防</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩く・動く</li> <li>バランスの良い食事</li> </ul> <p>【注意】<br/>高齢期における減量に潜むリスク</p> | <p><b>介護予防<br/>早期予防重視型</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>歩く・動く</li> <li>しっかり噛んでしっかり食べる</li> <li>社会貢献・社会参加（同じもらない）</li> </ul> | <p><b>自立支援に向けたケア<br/>多職種協働</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リハビリテーション</li> <li>しっかり口腔ケア</li> <li>しっかり栄養管理</li> <li>少しでも外へ出る</li> </ul> | <p><b>虚弱期のケアシステムの確立</b><br/>医療・介護や住まいも含めたトータルなケアシステム</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケア・在宅療養の推進</li> <li>医療・介護連携の総合的な提供</li> <li>生活の質（QOL）を重視</li> </ul> |
|--|---|--|---|

（東京大学高齢社会総合研究機構・飯島勝矢：作図改稿）

いつまでもいきいきと前向きに暮らし続けられるよう、日々の心掛けや活動によってフレイルを予防することが大切です。

資料：東京都福祉保健局医療政策部医療政策課（平成29年3月）  
「住み慣れた街でいつまでも一フレイル予防で健康長寿一」

## (2) 社会参加・生きがいつくりの促進

- 高齢者がこれまで培ってきたスキルや経験をいかせるよう、高齢者クラブやサークル団体などの地域の多様な資源とつなげるとともに、スポーツ、文化、生涯学習などさまざまな社会参加の場や機会を拡大するなど、高齢者の主体的な活動を促す環境づくりを進めていきます。
- 「元気高齢者人材バンク」では、より多くの高齢者が知識や技能を生かして地域活動や社会貢献を行えるよう、地域のニーズと登録者の活動の場とのマッチングを積極的に行うとともに、いきいき館<sup>5</sup>や高齢者クラブ<sup>6</sup>、「通いの場」だけでなく多世代交流などにも活躍の場を広げていきます。
- いきいき館では、高齢者人口の増加や区民ニーズの動向等を見据えた施設の拡充および機能の強化を図ります。また、地域交流や多世代交流を推進するとともに、手芸や英会話、書道等を得意とする利用者を講座の講師として積極的に起用するなど、利用者が主体的に活動し、役割や生きがいを感じられるよう支援してまいります。
- 高齢者クラブ、シニアセンター<sup>7</sup>、区民カレッジなど、既存の取組の充実や周知をはじめ、地域の多様な主体との連携により新たな活動の場や機会を開拓し、高齢者一人一人の意欲や状況に応じたマッチングを行うなど、よりきめ細かな取組を推進してまいります。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業  | 内容  |
|---|---|
| 元気高齢者人材バンク<br> | 知識や技能を持った人材を登録し、その活動を必要とする団体等とのコーディネートを行うとともに、技能お披露目会やPR活動を行い、活躍の場を広げています。        |
| いきいき館での各種講座・イベントの実施   | ニーズに合わせた多種多様な講座や利用者参加型のイベントを開催しています。  |
| 高齢者クラブの活動支援   | 地域の高齢者の自主的組織である高齢者クラブの運営に対する助成等の支援を行っています。  |
| シニアセンターの活用  | 中央区在住・在勤でおおむね50歳以上の個人・団体を対象として、社会参加に関する情報、機会および場所の提供を通じ、中高年齢者の主体的な社会参加活動を支援しています。 |
| 区民カレッジの開催   | 区民に学習の機会を提供するとともに、学習の成果を地域活動に生かしていけるよう支援しています。                                    |

5 **いきいき館**：区内の敬老館の愛称。いきいき桜川、いきいき浜町、いきいき勝どきの3館がある。区内の60歳以上の高齢者の憩いの場としての役割に加え、健康づくり、仲間づくり、生きがいつくりにつながるさまざまな講座やサービスを行い、高齢者の健康維持と福祉の増進を図っている。

6 **高齢者クラブ**：高齢者が自らの老後を健康で豊かなものにするための自主的な組織であり、会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕活動、生きがいを高める各種活動、健康づくりのための活動などを実施。

7 **シニアセンター**：おおむね50歳以上の中高年齢の方（在住・在勤）が豊かな経験と知識・技能をいかし、積極的な社会活動への参加と生きがい活動の充実を図るための施設。

重点

## 重点事業の目標

地域活動等に意欲があっても参加するきっかけがつかめない人等が地域の中でいきいきと活躍することができるようにするため、活動の場や機会を拡充する必要があります。

| 重点事業  | 内 容  |                    |                    |                    |
|---|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>「退職後の生き方塾」の開催および活動支援</b><br>(介護予防・日常生活支援総合事業)<br><b>新規</b> | 退職後に地域活動へ参加する意欲があっても社会的な活動に結びついていない高齢者に対し、退職後の生き方のヒントや、地域活動に参加するきっかけを提供するための講座を開催し、受講者が地域でのサークル活動やサロンの運営などができるよう支援してまいります。             |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)  | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|   | —  | 開催                 | 活動支援               | 活動支援               |
| 重点事業  | 内 容  |                    |                    |                    |
| <b>「元気高齢者人材バンク」の活動支援</b><br><b>充実</b>                         | 登録者の技能お披露目会の実施やセカンドライフ応援セミナー等さまざまな機会を活用してPR活動を重点的に行うことにより、登録者が高齢者施設や児童館など幅広く活躍の機会を得て積極的に地域活動や多世代交流を行い、生きがいや役割を持って生活することができるようにしてまいります。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《活動依頼*件数》                                     | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|   | 50 件<br>(平成 29 年 12 月末)  | 60 件               | 70 件               | 80 件               |

※元気高齢者人材バンク登録者の活動は活動依頼をもとに行っています。

施設の老朽化に対応するとともに、地域における多様な活動の拠点としての機能を強化し、新規登録者や来館者の拡大を図るため、「いきいき桜川」を改築する必要があります。

| 重点事業                            | 内 容                                |                    |                    |                    |
|---------------------------------|------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>「いきいき桜川」の改築</b><br><b>新規</b> | 平成 32 (2020) 年度中の開設に向けて整備を進めていきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)                    | 平成 29 年度<br>(2017)実績値              | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|                                 | 設計                                 | 改築工事<br>(仮施設で運営)   | 改築工事<br>(仮施設で運営)   | 開設                 |

### (3) 高齢者の就労支援

- 高齢者が就労の目的や自分の健康状態に合わせ、業務内容や就労時間など希望する働き方を選択することができるよう、既存の各事業を充実させ「生涯現役社会」の実現に向けて支援していきます。
- セカンドライフ応援セミナー等さまざまな機会を活用し、シルバー人材センター<sup>8</sup>、無料職業紹介所シルバーワーク中央<sup>9</sup>の積極的な周知・啓発を図っていきます。
- シルバー人材センターでは、会員の拡大を図るとともに新規就業開拓に努め、働く意欲のある高齢者の多様化するニーズに的確に対応することのできる体制を整備していきます。
- 無料職業紹介所シルバーワーク中央では、求人の職種と求職者の希望職種とのマッチングを図るため、独自求人の開拓および情報提供に努め、本格的な就労を希望する高齢者の働く場や機会を拡充していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

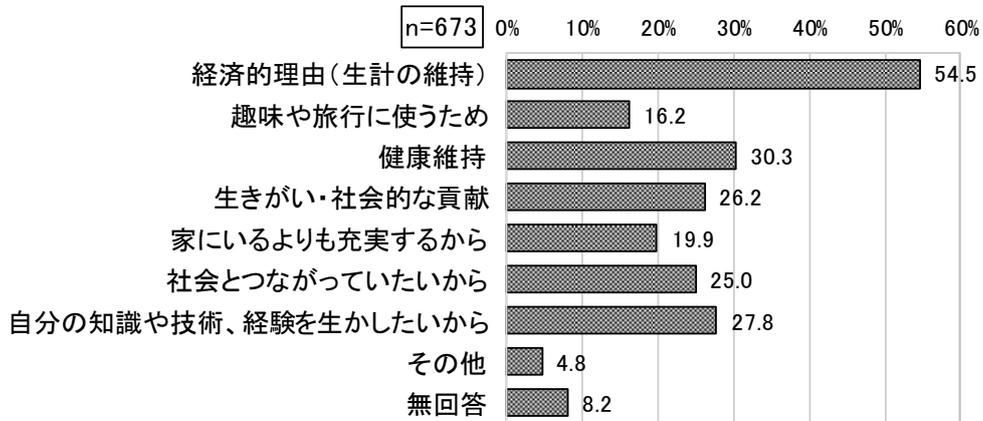
| 事業               | 内容   |
|------------------|--|
| シルバー人材センター       | 区からの受託事業のほか、民間事業所、一般家庭からの受注拡大を図り、臨時・短期・軽易な仕事を希望する高齢者のニーズに応えています。                   |
| 無料職業紹介所シルバーワーク中央 | 求職者の丁寧な面談を行うとともに、新しいチャレンジにつながる再就職セミナーを実施し、本格的な就労を希望する高齢者に対して働く場の提供やきっかけづくりを行っています。 |
| 高年齢者合同就職面接会      | 高齢者の雇用促進のため、ハローワークと連携し、中央区地域雇用問題連絡会議の主催による高年齢者合同就職面接会を実施しています。                     |
| 高齢者雇用企業奨励金       | 高齢者雇用に積極的に取り組んでいる事業者に対し奨励金を交付し、事業者側に対する働きかけや啓発を通して高齢者の就業機会の拡大を図っています。              |

8 シルバー人材センター：健康で働くことや社会奉仕活動への意欲を持っている、区内在住で原則として60歳以上の方がシルバー人材センターの会員として入会し働くとともに、運営にも参画している。

9 無料職業紹介所シルバーワーク中央：おおむね55歳以上の方を対象に、フルタイム勤務からパートタイムまでの雇用全般の仕事を無料で紹介し、就労に関する各種相談に応じている。

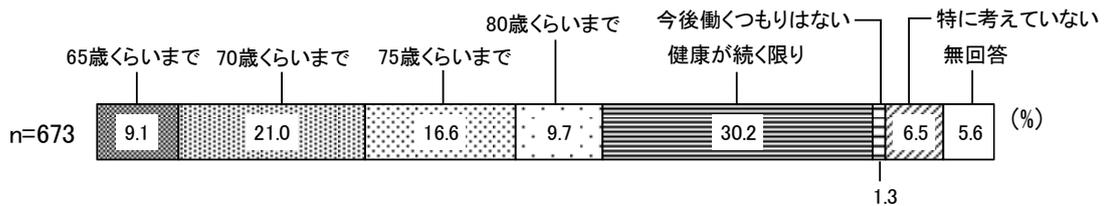
問：仕事をしている（またはしたい）目的・理由は何ですか。【複数回答】

就労目的・理由



問：何歳くらいまで仕事をしたいですか。

働いていたいと思う年齢



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
対象…区内にお住まいの 60 歳以上の方（調査 A）



高年齢者就職面接会の様子

## 目標2 生活支援サービスの充実と 支え合いの仕組みづくり

### 課題

今後、在宅介護のニーズが増加することが見込まれる中で、求められるサービスの内容が多様化するとともに、担い手となる専門職などが不足することが予想されます。サービスの担い手と需要の均衡を図り、高齢者が住み慣れた地域で暮らしやすい環境を整備するためには、掃除、洗濯、買物などの生活支援サービスの充実や日常生活の困りごとや悩みなどを気軽に相談し助け合うことのできる仕組みづくりが必要不可欠です。そのため、専門職だけでなく、住民、NPO、民間企業など、多様な主体の参画が求められています。また、元気な高齢者を含め、これまで高齢者支援や地域活動に関わりがなかった地域住民が自らの意志で活動に参加し、世代を超えてともに支え合っていくことが重要です。

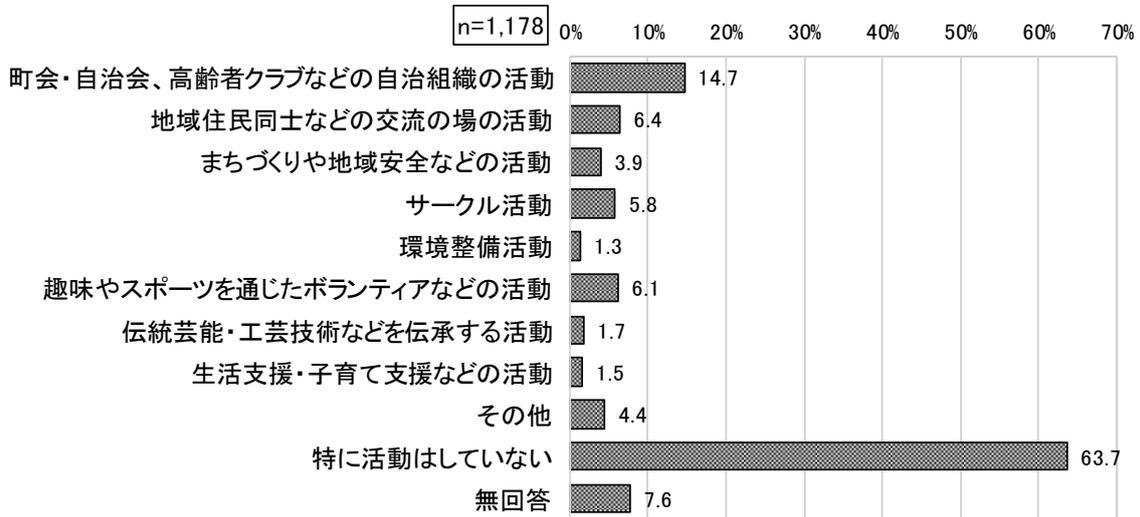
区内の60歳以上の方を対象とした実態調査によると、担い手として社会的な活動や地域活動を特に行っていない人は63.7%に上り、その理由には「仲間がいない」「誘いが無い」「情報が無い」などがあげられています。一方で、区内の要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象とした実態調査によると、そのような活動へ企画・運営者として「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した人は合わせて43.0%と、一定程度の高齢者が地域づくりの活動への潜在的な意欲を持っていることがわかります。きっかけがなく社会的な活動に結びついていない高齢者の出番づくりや、地域で活躍できる機会の拡充が求められます。

また、本区は単身高齢者の割合が高く、マンション住まいなどでなかなか地域との交流が持てないなどの要因により、社会的に孤立するリスクが高くなっています。徒歩圏内で誰もが気軽に参加できる住民どうしの「通いの場」などを拡充し、住民主体の運営を支援することで、支え合いの仕組みづくりを推進していく必要があります。

災害時に迅速な避難を行い被害を未然に防ぐためには、日頃からの災害への備えが重要です。家具の転倒防止器具の設置など自助の取組の普及啓発を図るとともに、災害発生時に迅速な避難や避難支援を行うための体制を整える必要があります。

問：あなたは現在、支援したり運営したりする側（担い手）として、何らかの社会的活動や地域活動を行っていますか。【複数回答】

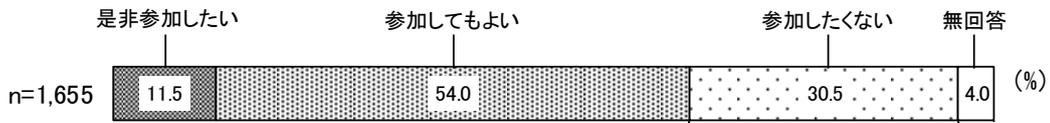
社会的な活動や地域活動への参加状況



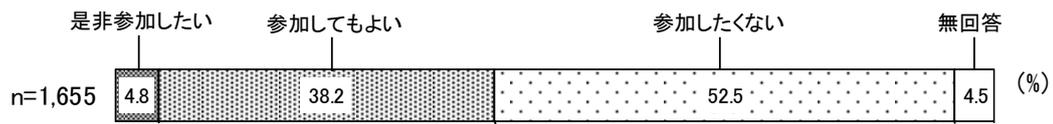
資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
対象…区内にお住まいの 60 歳以上の方（調査 A）

問：地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に {参加者として/企画・運営（お世話役）として} 参加してみたいと思いますか。

参加者としての参加意向



企画・運営者としての参加意向



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
対象…要介護認定を受けていない 65 歳以上の方（調査 B）

## 施策の方向性

### (1) 安心・見守りネットワークの拡充

- 一人暮らしや認知症などの高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会等地域の人材や民間事業者による見守り活動を活用し、関係機関などからなる見守りネットワークづくりを進めていきます。
- 緊急通報システム、あんしんコールなど高齢者の見守り事業やサービスの普及啓発を図るほか、民間事業者などとも連携し、新たな事業やサービスの導入を進めるとともに、必要な方に見守りの目が行き届くよう、よりきめ細かいネットワークづくりを推進していきます。
- 協定締結事業者による見守り活動については、事業所数の拡大を図り、高齢者宅への訪問時のみならず、地域の店舗などにおいても見守り活動の輪を広げていきます。また、連絡会の開催などを通じて見守り活動の質の向上を図っていきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業  | 内容  |
|---|---|
| 地域ボランティアによる見守り活動<br> | 民生・児童委員や地域のボランティア（あんしん協力員）による見守りを要する高齢者の戸別訪問、街中での声かけやひとり暮らし等高齢者調査を活用し、高齢者の孤立、認知症、虐待、消費者被害の防止などの課題について地域全体で取り組み、支援を行っています。                               |
| 協定締結事業者による見守り活動<br>  | 宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。   |
| 一人暮らしや病弱な高齢者の安心・安全を支援する事業   | 自宅での急病などの緊急時に対応する「緊急通報システム」、心配事の相談や緊急時の訪問を24時間365日体制で行う「あんしんコール」をはじめ、「食事サービス」や「救急医療情報キット」の配布、「友愛電話訪問」などを通じて高齢者が安心・安全な生活を送るための見守りや孤独感の解消に向けた支援などを行っています。 |
| 認知症高齢者の見守りサービス  | 外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」および「見守りアイロンラベル」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」の実施などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。                                    |

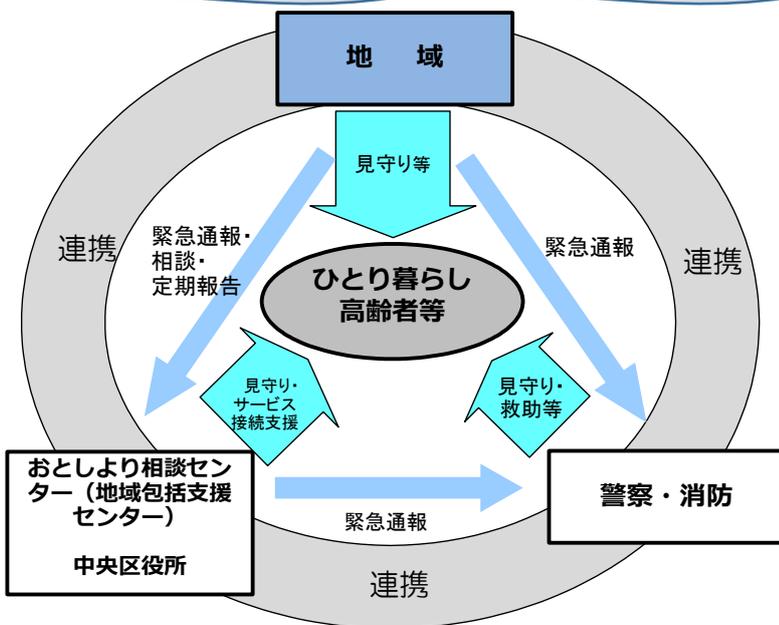
**重点**

## 重点事業の目標

今後も一人暮らしや認知症などの高齢者の増加が見込まれるため、地域ボランティアや協定締結事業者による見守り活動を拡大するとともに、ネットワーク化を推進する必要があります。

| 重点事業   | 内容  |                  |                  |                  |
|--|---|------------------|------------------|------------------|
| 「地域ボランティアによる見守り活動」および「協定締結事業者による見守り活動」の拡充<br><b>充実</b> | 町会・自治会・マンション管理組合などを単位として組織された団体が、一人暮らし高齢者や高齢者のみで構成された世帯を月1回以上訪問し安否確認を行うことにより、事故の未然防止や早期に異変に気づくことができる支援体制づくりを推進していきます。また、事業者との協定締結を推進し、おとしより相談センターを核とする地域見守りネットワークの輪を拡大していくことにより、一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにしていきます。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《見守り団体・協定事業者数》                         | 平成29年度<br>(2017)実績値   | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|  | 33団体<br>(見守り20団体<br>協定13団体)   | 38団体             | 42団体             | 47団体             |

### コラム：中央区の地域見守りネットワーク



- ◆ 地域見守り活動団体
- ◆ 民生・児童委員
- ◆ 宅配事業所等民間事業所
- ◆ 介護事業所
- ◆ 在宅介護支援薬局
- ◆ 高齢者クラブ
- ◆ シルバー人材センター
- ◆ 社会福祉協議会 等

おとしより相談センター（地域包括支援センター）を核として、町会・自治会をはじめ地域の見守り活動団体や民生・児童委員など地域のさまざまな方々の協力や連携によるネットワークを構築し、高齢者の生活を地域全体で見守り、支えます。

## (2) 住民どうしの支え合いの仕組みづくり

- 「プロアクティブ・コミュニティ<sup>10</sup>」の確立に向けて、町会・自治会をはじめ、企業やNPO、ボランティア団体などとも連携しながら、高齢者施策をはじめ地域の課題を率先して解決する地域力を醸成していきます。
- 若いうちから徐々に近隣住民との人間関係の輪を広げ、退職後などに地域にソフトランディングしていけるよう、転入してきた住民に対してもマンション単位や個別に地域活動への勧誘活動を積極的に行うほか、これまで地域活動に携わっていなかった男性などが「地域デビュー」するためのきっかけづくりを行っていきます。
- 地域の中の多様な担い手を発掘し、自助・互助による支え合いを進めていくため、一人暮らしや閉じこもりがちな高齢者が徒歩圏内で集える住民主体の「通いの場<sup>11</sup>」の立ち上げ・運営に対する支援の周知と内容の充実を図り、区内で多様な「通いの場」が運営されるよう支援していきます。
- 中央区社会福祉協議会が取り組む「地域活動に参加しやすい仕組みづくり」「地域福祉の担い手の発掘・支援」「企業とのタイアップ」「気軽に立ち寄れる居場所・拠点づくり」などの活動を支援し、連携しながら新しいつながりと支え合いづくりを総合的に推進していきます。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                        | 内容   |
|---------------------------|--|
| 通いの場支援事業<br>【再掲】          | 立ち上げ・運営に対する資金的支援などを行うほか、運営者向けセミナーおよび交流会を実施し、運営や活動内容の充実に向けた支援を行っています。                             |
| 虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート） | 高齢や障害などのため、日常生活上の援助を必要としている方々に対して、地域で協力できる方が家事等の援助を行っています。                                       |
| 入退院時サポート                  | 中央区社会福祉協議会「虹のサービス」の協力会員が、一人暮らしなどの高齢者に対して、病院への入院時から退院後1週間までの間、洗濯や買い物、話し相手、入退院時の付き添いなどのお手伝いをしています。 |
| 暮らしの困りごとサポート              | 日常生活での専門的な技術を要しない困りごとについて、シルバー人材センターの会員が出張してサポートを行うとともに、必要に応じて一人暮らし高齢者の見守り等を行っています。              |

10 プロアクティブ・コミュニティ：自ら率先して地域における課題を解決し、快適な暮らしを実現していく社会のこと。平成29（2017）年6月に策定された「中央区基本構想」における区の将来像「輝く未来へ橋をかける——人が集まる粋なまち」の実現に向けた5つの基本的な方向性の一つに、「多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立」が示された。

11 通いの場：虚弱や閉じこもりがちな高齢者などが身近な地域で交流できるよう住民主体で運営されるサロン

重点

## 重点事業の目標

一人暮らし高齢者の増加などにより高齢者の社会的孤立のリスクが高まっているため、徒歩圏内に気軽に通える多様な交流の場づくりを進める必要があります。

| 重点事業   | 内 容  |                    |                    |                    |
|--|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>「通いの場」の拡大</b><br>(介護予防・日常生活支援総合事業)<br><b>充実</b> | 通いの場の新規開設団体の拡大を目指し、マンション管理組合、民間事業者等にも積極的にPR活動を行い、身近な場所に「通いの場」が開設されるよう働きかけていきます。また、男性の参加を促すプログラムに対する支援など、運営や活動内容に沿った新たな支援を検討し、多様な交流の場を提供することで、多くの高齢者の社会参加を促進していきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《新規開設団体数》                          | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|  | 12 団体<br>(平成 29 年 12 月末)   | 新規 8 団体            | 新規 8 団体            | 新規 8 団体            |

### コラム：地域共生社会

「地域共生社会」とは、子ども・高齢者・障害者など全ての人が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる社会をいいます。平成 28 (2016) 年 6 月に閣議決定された“ニッポン一億総活躍プラン”に盛り込まれた概念で、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら暮らすことのできる「我が事」・「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みの構築を目指しています。



### (3) 生活支援体制の整備

- 「生活支援コーディネーター」を活用し、地域のニーズや必要とされるサービスを把握するとともに、多様な担い手の発掘や、生活支援・介護予防サービス提供団体などのネットワークづくりと協働の体制づくりを進めていきます。
- 「地域支えあいづくり協議体」を活性化し、生活支援コーディネーター、生活支援・介護予防サービス提供団体などが定期的な情報共有および連携強化を図ることで、支援を必要とする高齢者を取り巻くさまざまな支援者(担い手)が互いに連携を深めながら「地域の力」を強化していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業   | 内容   |
|--|--|
| 生活支援コーディネーターの配置<br>(住民参加による支え合いの体制づくり)    | 平成 29 (2017) 年度配置。地域ニーズの把握や、ボランティアの育成、サービス提供者間のネットワークづくりなどを行っています。                         |
| 地域支えあいづくり協議体の設置<br>(住民参加による支え合いの体制づくり)  | 平成 29 (2017) 年度設置。生活支援・介護予防サービス等に係る情報共有および関係団体等の連携強化により、関係団体同士の協働によるサービスの提供や資源開発などを行っています。 |

### 重点事業の目標

高齢者の社会的孤立を防止し、手助けを必要とする高齢者にいち早く支援の手を差し伸べるため、地域全体の関係機関・支援者同士の連携、情報の伝達・収集を行うネットワークを強化する必要があります。

| 重点事業   | 内容   |                    |                    |                    |
|--|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| 「住民参加による支え合いの体制づくり」の推進  | 京橋・日本橋・月島の3つの生活圏域に生活支援等サービス体制を整備することで、地域課題、既存の地域資源に対するネットワークを強化し、多様なニーズを迅速に把握し、生活支援・介護予防サービスにつないでいきます。また、地域の特性を生かした資源開発や担い手の育成を行います。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《生活支援等サービス体制整備地域》<br>(日常生活圏域)  | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|  | 1 地域<br>(月島)   | 1 地域<br>(月島)       | 2 地域               | 3 地域               |

#### (4) 避難行動要支援者対策の推進

- 防災フェアなどさまざまな機会を捉え、家具類転倒防止器具取付サービスの周知徹底とサービスの利用促進を図っていきます。
- 高齢者や障害者などのうち災害時に自力で避難することが困難で支援を必要とする方（避難行動要支援者）の支援について、警察・消防署などの行政機関や地域住民と協力し合い、連携強化を図りながら一体となって支援体制の整備を進めていきます。
- 災害対策基本法に基づき、地域の支援者に「災害時地域たすけあい名簿」を配付するとともに、名簿に基づく安否確認体制づくりなど避難行動要支援者を支援するための取組を、防災区民組織などを通じて地域に拡大していきます。
- 災害時に通常の避難所では生活が困難な方が福祉避難所で安心して避難生活が送れるよう、必要な物品の備蓄を進めるとともに、円滑な避難や避難所運営に向けて関係機関との連携体制をより一層強化していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                | 内容  |
|-------------------|---|
| 家具類転倒防止器具の取付      | 緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、低額で家具類の転倒を防止する器具を取り付けるサービスを提供しています。                                   |
| 「災害時地域たすけあい名簿」の配付 | 災害時に自力で避難したり生活することが困難な方を登録し、災害に備えて本人の同意がある方の名簿情報を避難支援等関係者にあらかじめ提供し、自助・共助・公助の取組を推進しています。 |
| 避難行動要支援者支援体制の整備   | 「災害時地域たすけあい名簿」などを活用し、支援体制の整備に向けた取組を防災区民組織など地域とともに進めています。                                |
| 福祉避難所の整備          | 災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を受け入れるための物品の備蓄の充実や、円滑な避難所運営に向けた関係機関との連携体制強化を図っています。               |



## 課題

## 認知症ケア

本区の要支援・要介護認定者の約64%は、生活に何らかの支障がある認知症高齢者（日常生活自立度Ⅱ以上）です。その数は高齢者人口全体の約12%を占めています。今後の後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者はますます増加するものと見込まれており、認知症ケアの推進は重要な課題となっています。

認知症は、早期に発見し治療を行うと、進行を遅らせることや症状の軽いうちに後見人を自分で決めておくことなどができます。そこで、早期に認知症の受診・診断・治療がなされるよう支援することが重要です。また、国の研究事業では、生活習慣病（糖尿病等）の有病率が認知症の有病率に影響するとされており、生活習慣病予防の壮年期からのアプローチが重要です。

要介護認定を受けていない高齢者を対象とした実態調査では、認知症になっても住み慣れた家で暮らし続けたいと回答する人が多くなっています。認知症の人やその家族を支援する医療・介護サービス等を充実し、適切なケアマネジメントによる支援体制を総合的に整備していくことが必要です。また、認知症の正しい知識と理解を広め深めるため、啓発活動を積極的に行うことが大切です。さらに、認知症の人やその家族が孤立しないよう、仲間づくりや学びを通じた社会参加の場を確保するなど、地域全体で認知症の人を支える体制づくりを進めることが重要です。認知症の人の権利擁護のためには、財産の管理や契約に関する支援も求められます。

一方、単身高齢者世帯が多い本区の特徴を鑑みると、認知症高齢者グループホーム等をはじめとした生活の場をさらに整備していくことも必要です。

## 在宅療養支援

高齢化の進展により在宅医療の需要は増加が見込まれます。また、東京都が平成28(2016)年7月に策定した「地域医療構想」に基づく、2025年に向けた病床の機能分化・連携の影響により、さらに自宅や居住系介護施設などで医療・介護サービスの提供を受けながら療養生活を送り最期を迎える方が増加することが予想されます。

地域の医師会等と緊密に連携しながら、かかりつけ医の普及・定着を進め、在宅医療や緊急時・災害時の対応において、必要とする医療サービスが切れ目なく最期まで提供される環境を整備していくことが重要です。

医療的ケアを必要とする要介護者の在宅療養生活の継続や看取りのニーズに応えるには、

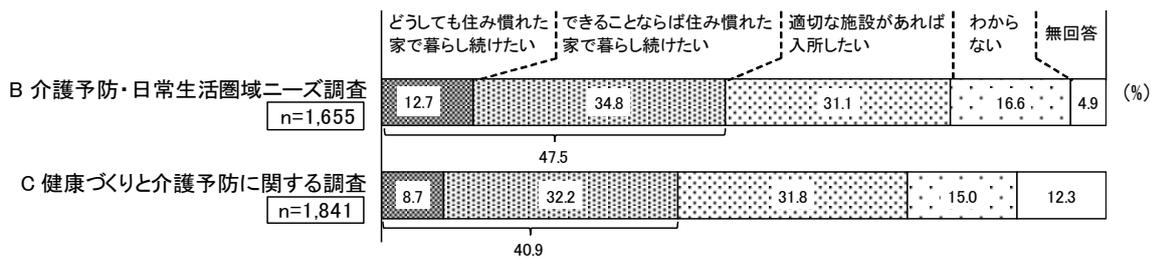
地域における医療・介護の関係機関が連携して、さらに包括的・一体的な在宅医療・介護サービスを提供することが求められます。

医療機関を対象とした実態調査によると、医療機関と介護サービス事業者との連携については、きっかけや情報交換できる場があれば連携が進む可能性があることを示しています。連携するためのきっかけづくりや顔の見える関係づくりの場の提供、またそれらへの参画を促す取組も重要です。

介護が必要になっても自宅で暮らし続けたいという高齢者が多い中、自分らしく最期まで安心して在宅療養生活を送るためには、本人や家族をはじめ広く区民に在宅療養について普及啓発を図ることが重要です。

問：あなたは、認知症になっても、住み慣れた家で暮らし続けたいと思いますか。

認知症になったときの在宅生活の継続意向



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
 対象…要介護認定を受けていない 65 歳以上の方（調査 B）  
 基本チェックリスト該当者及び要支援認定者（調査 C）



## 施策の方向性

### (1) 認知症の相談・支援体制の充実

- 各おとしより相談センターに配置している「認知症地域支援推進員」および区の「認知症支援コーディネーター」を中心に、医療機関や地域の認知症サポーターなどと連携した総合的な相談・支援体制を構築していきます。
- 「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の初期の段階から適切な医療や介護サービスを利用できるよう、一人一人の状態に応じたきめ細かな支援を推進していきます。
- 主治医の助言や権利擁護支援事業などの活用により、認知症がかなり進行するまでは自分の意思に沿った生活を送ることができるよう、継続的な支援体制を整備していきます。
- 外出先で突然倒れたり、徘徊により保護され身元が確認できないときのため、認知症高齢者の地域生活をサポートするサービスの利用促進を図っていきます。
- 一人暮らしや認知症など的高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会等地域の人材や民間事業者による見守り活動を活用し、関係機関等からなる見守りネットワークづくりを進めていきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業  | 内容   |
|---|--|
| 「認知症地域支援推進員」および「認知症支援コーディネーター」の配置   | 平成 28（2016）年度配置。各おとしより相談センターの「認知症地域支援推進員」は、本人や家族、地域の方からの相談窓口となり、必要に応じて家庭訪問等を行うなど、適切な医療・介護サービスにつなげています。また、区の「認知症支援コーディネーター」は、認知症地域支援推進員と連携しながら認知症の早期発見および支援へのつなぎを行っています。              |
| 認知症サポート電話およびおとしより相談センターにおける窓口の設置<br> | 認知症相談のための専用電話を開設し、認知症の方やその家族等周囲の方の悩みや不安について、専門職による相談を受けています。匿名の相談も受け付けており、必要に応じて家庭訪問を行っています。また、身近な相談窓口としておとしより相談センターが相談を受け、必要な情報の提供とサービスにつないでいます。                                    |
| 「認知症初期集中支援チーム」の設置<br>                | 平成 29（2017）年度設置。認知症の早期診断・早期対応により、在宅で生活する 40 歳以上の区民で認知症が疑われる方または認知症の方の自立生活のサポートを効果的に行うため、認知症にかかる専門的な知識・技能を有する医師の指導のもと、複数の専門職によるチームで訪問支援対象者およびその家族を訪問、観察・評価し、家族の支援を含めた初期の包括的支援を行っています。 |
| 認知症疾患医療センターとの連携   | 認知症の専門医療相談や診断へのつなぎをスムーズに行うため、地域連携型認知症疾患医療センターの聖路加国際病院および同地域拠点型の順天堂大学医学部附属順天堂医院との連携を図っています。   |

| 事業                     | 内容   |
|------------------------|--|
| 成年後見制度等の利用支援           | 中央区社会福祉協議会の成年後見支援センター「すてっぷ中央」において、成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者の自立生活の支援などを行い、認知症高齢者等の権利と財産を守っています。   |
| 認知症高齢者の見守りサービス<br>【再掲】 | 外出先で突然倒れたり、徘徊により保護された場合に身元確認を迅速に行うための「見守りキーホルダー」および「見守りアイロンラベル」の配布や、「徘徊高齢者探索システム費用の助成」の実施などを通して、認知症高齢者やその家族を支援しています。 |



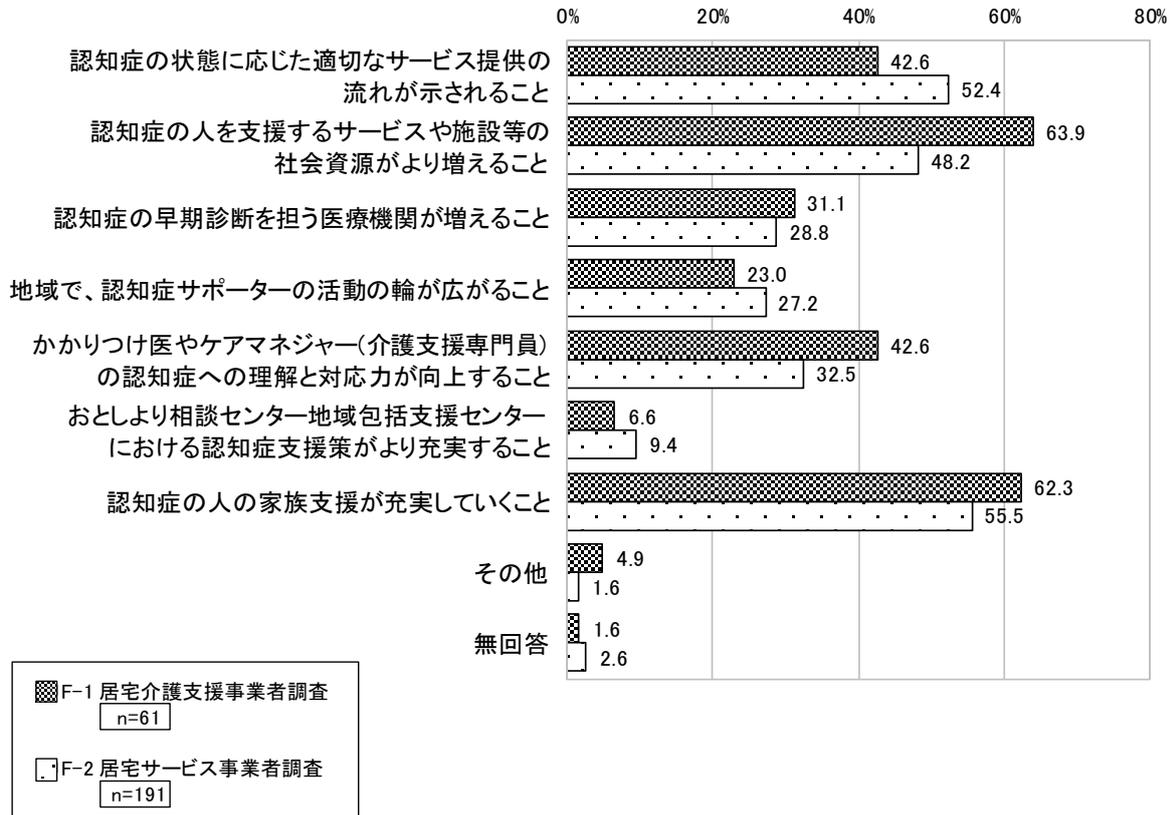
### 重点事業の目標

今後、増加傾向にある認知症高齢者やその家族を支えるため、認知症に不安のある高齢者本人や認知症に関するサービスや支援を必要とする家族などが気軽に相談できる場を充実する必要があります。また、これまで対応が困難だった認知症高齢者の早期診断・早期対応を促進するため、「認知症初期集中支援チーム」による支援を拡大する必要があります。

| 重点事業  | 内容   |                            |                            |                            |
|---|--|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| <b>「認知症サポート電話およびおとしより相談センターによる相談支援」の充実</b><br><b>充実</b> | 認知症カフェへの出張や匿名でも相談が可能な認知症サポート電話の周知強化により、認知症の不安がある本人や家族が相談しやすい環境づくりに努め、具体的なアドバイスや訪問などによる支援につなげていきます。 |                            |                            |                            |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《相談件数》                                  | 平成29年度<br>(2017)実績値<br>1,590件<br>(平成29年12月末)   | 平成30年度<br>(2018)<br>2,400件 | 平成31年度<br>(2019)<br>2,650件 | 平成32年度<br>(2020)<br>2,900件 |
| 重点事業  | 内容   |                            |                            |                            |
| <b>「認知症初期集中支援チーム」による支援</b><br><b>充実</b>                 | これまで医療につながらなかった受診拒否傾向のある認知症が疑われる高齢者等に対して、直接医師が訪問・観察・評価を行い適切な医療につなげていきます。                           |                            |                            |                            |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《支援件数》                                  | 平成29年度<br>(2017)実績値<br>1件<br>(平成29年10月開設・12月末)   | 平成30年度<br>(2018)<br>10件    | 平成31年度<br>(2019)<br>15件    | 平成32年度<br>(2020)<br>20件    |

問：認知症の方の支援にあたり特に必要と思われることは何ですか。【複数回答：3つまで】

認知症の方の支援で特に必要と思われること



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
 対象…中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅介護支援事業者（調査 F-1）  
 中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅サービス事業者（調査 F-2）

## (2) 認知症に関する普及啓発の推進

- 認知症について備え、認知症になっても早期支援が効果的に行われるよう、症状の進行にあわせた具体的なケア方法、利用できる医療・介護サービスおよび相談窓口などをまとめた「認知症ケアパス」について、情報を適宜更新するとともに広く普及させていきます。
- 認知症関連のリーフレットなどを更新・拡充し、おとしより相談センターや区の専門職員が地域に出向いて講座を行う際などに活用するとともに、認知症サポーター養成講座の受講者拡大などにより、広く区民や在勤者の認知症に対する理解を深めていくため、より一層の普及啓発に取り組んでいきます。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                        | 内容  |
|---------------------------|---|
| 認知症ケアパス『備えて安心！認知症』の活用     | 認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報が体系的に掲載されており、「私のページ」では、今後の介護の希望などの気持ちの整理ができるほか、かかりつけ医等の関連機関の情報を得ることができます。平成 28（2016）年 7 月に 65 歳以上の高齢者全員に配布するとともに、相談窓口等で活用しています。 |
| 認知症関連リーフレット等を活用した出前講座等の開催 | 認知症啓発パンフレット「知って安心 認知症」や「認知症かな？と思ったら・・・」を相談窓口等で活用するとともに、専門職員による出前講座などを行っています。  |

### コラム：認知症啓発冊子

#### 《知って安心認知症》

認知症についての正しい知識を普及、啓発するための冊子です。



#### 《中央区認知症ケアパス》

認知症の在宅支援に関する医療や介護の情報を体系的に掲載しています。



### (3) 認知症の人にやさしい地域づくり

- 企業や町会などを対象に、住民講座、ミニ学習会として開催している「認知症サポーター養成講座<sup>12</sup>」を、子どもやその家族を対象に加えるなど、認知症サポーターの輪をより一層広げ、地域での活躍を促していきます。
- 認知症サポーターを中心とした地域のさまざまな担い手を積極的に活用し、認知症サポーターの会の活動や「通いの場支援事業」などを通じて、開催場所の確保や専門相談員の派遣などの支援をしながら、認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談できる場（認知症カフェ等）の充実を図っていきます。
- 見守り団体や協定の締結事業所数の増加を図るなど、地域ボランティアや事業者による地域の見守り活動を拡大・強化し、地域全体で認知症の方やその家族を支える体制の整備を推進していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業   | 内容   |
|--|--|
| 認知症サポーター養成講座の開催<br>        | 「認知症サポーター養成講座」を企業や町会などを対象に、住民講座、ミニ学習会として開催し、地域で暮らす認知症の方や家族を日常生活の中でサポートする認知症サポーターの輪を拡大しています。                            |
| 気軽に相談できる場（認知症カフェ等）の確保<br> | 認知症サポーターの会の活動や通いの場支援事業等を通じて、専門相談員や地域のさまざまな担い手とともに認知症の方やその家族が身近な場所で安心して交流し、気軽に相談できる場（認知症カフェ等）の確保を図っています。                |
| 地域ボランティアによる見守り活動<br>【再掲】   | 民生委員や地域のボランティア（あんしん協力員）による見守りを要する高齢者の戸別訪問、街中での声かけやひとり暮らし等高齢者調査を活用し、高齢者の孤立、認知症、虐待、消費者被害の防止などの課題について地域全体で取り組み、支援を行っています。 |
| 協定締結事業者による見守り活動<br>【再掲】  | 宅配事業所などの事業者が通常業務を行う中で高齢者の異変を発見した場合には、協定に基づき、地域のおとしより相談センターと連携のうえ、高齢者を支援する見守り活動を実施しています。                                |
| 地域ケア会議における認知症支援  | 認知症高齢者が地域で住み続けられるよう、必要に応じて、おとしより相談センターが地域ケア会議を開催し、地域におけるサポート体制を強化しています。  |

12 認知症サポーター養成講座：区内在住・在勤・在学者を対象として、認知症について正しい理解を持ち、認知症の方の応援者として本人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」になるための講座

重点

## 重点事業の目標

認知症の人やその家族にやさしい地域づくりを進めるため、さらに多くの人に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、認知症の人やその家族がより身近で気軽に交流・相談等ができる場（認知症カフェ等）を拡大する必要があります。

| 重点事業  | 内容  |                  |                  |                  |
|---|---|------------------|------------------|------------------|
| <b>「認知症サポーター養成講座」の受講者数拡大</b><br><b>充実</b>   | 認知症の正しい知識の啓発を幅広い年代に対して積極的に行い、地域全体が認知症の人や家族に対してサポートする環境づくりを進めます。また、講座を児童館などで開催し、子どもやその家族を対象に加えるなど、対象者を一層広げてサポーターの活躍を促していきます。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《認知症サポーター数》                 | 平成29年度<br>(2017)実績値   | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | (平成29年12月<br>末)<br>11,393人  | 延べ<br>13,700人    | 延べ<br>15,700人    | 延べ<br>17,700人    |
| 重点事業  | 内容  |                  |                  |                  |
| <b>「気軽に相談できる場(認知症カフェ等)」の拡大</b><br><b>充実</b> | 認知症サポーターの会の活動や通いの場支援事業等を通じて、認知症の人やその家族が地域から孤立することなく、地域と接することができるよう、身近なところで気軽に必要な支援等に関する相談ができる場の拡大を図っていきます。                  |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《区が支援する認知症<br>カフェ等の数》       | 平成29年度<br>(2017)実績値   | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | 2カ所   | 3カ所              | 6カ所              | 9カ所              |



児童館での認知症サポーター養成講座の様子

#### (4) 安心・安全な医療の確保

- 老化に伴う健康状態や生活機能の低下のサインを早期に発見できるよう、区内の医師会・歯科医師会・薬剤師会との緊密な連携のもと、「かかりつけ医MAP」の配布などにより、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の普及・定着を促進していきます。
- 医師会等との連携強化により、在宅医療が必要になったときから看取りまで行うことができる医療体制の確保に取り組み、身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを進めていきます。
- 休日等応急診療所などの緊急時の医療体制を引き続き確保していきます。また、在宅療養者本人およびその介護者の緊急時に対応できるよう、在宅療養支援病床や医療対応の緊急ショートステイ<sup>13</sup>の確保による切れ目のない支援体制を整備していきます。
- 特別養護老人ホームへの看護職員の雇用費の助成などにより、高度な医療を必要とする高齢者の受入れを促進していきます。
- 災害発生時に医師会等と連携を図り、初動期の医療救護体制の構築および医薬品の確保をはじめとした応急救護体制を整備・充実させていきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

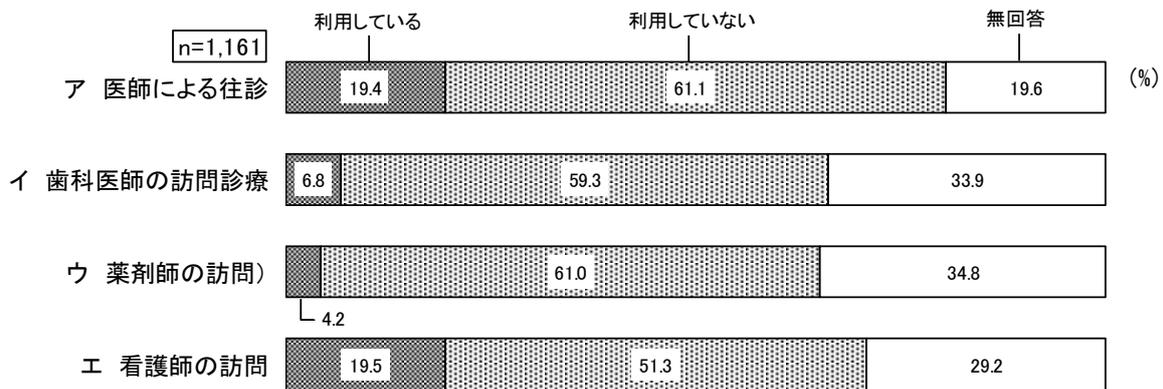
| 事業                          | 内容   |
|-----------------------------|--|
| 「かかりつけ医MAP」「かかりつけ歯科医マップ」の配布 | 医療相談窓口を設置するとともに、かかりつけ医等のマップを配布して区内医療機関の情報をわかりやすく提供し、かかりつけ医等の普及・定着を図っています。                            |
| 地域医療体制整備のための医師会等との連携        | 病床の機能分化などの状況を勘案し、今後の訪問診療、訪問歯科診療、訪問薬剤管理指導などの在宅医療ニーズに関して医師会等と連携を強化し、地域医療体制の整備に向けた協議を行っています。            |
| 休日等診療                       | 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力のもと、休日等における急病患者に対する診療（内科・歯科等）および調剤サービスを提供するとともに、入院施設を確保し、休日応急診療所からの転送にも対応しています。  |
| 在宅療養支援病床の確保                 | 在宅療養をしている要介護高齢者などの病状が急変し、かかりつけ医が入院を要すると診断した場合、入院して適切な治療が受けられるよう、区内および隣接区の病院3カ所に緊急一時入院のための病床を確保しています。 |
| 医療対応の緊急ショートステイサービス          | 家族等介護者の緊急時などに利用できる医療対応のショートステイサービスを提供し、切れ目のない支援体制を確保しています。   |

13 緊急ショートステイ：おおむね65歳以上の高齢者で介護者の急病・心身の著しい疲労や親族の葬儀などで緊急に生活支援が必要となった場合に、介護保険の短期入所とは別に、短期間の入所サービスを実施。

| 事業                   | 内容  |
|----------------------|---|
| 特別養護老人ホーム看護職員雇用費用の助成 | 区内の特別養護老人ホームの運営事業者に対し、看護職員を雇用する経費を助成し、看護職員の配置を促進することにより、経管栄養などの医療処置を必要とする入所希望者の受入れを促進しています。                         |
| 災害時の応急救護体制の整備        | 災害発災時においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会と連携し、傷病者に対する応急処置や災害拠点病院などへの転送の適否等迅速な対応ができるよう初動体制を構築するとともに、薬剤師会との連携による医薬品の確保も図っています。 |

問：あなたは、次の医療サービスを利用していますか。

在宅医療サービスの利用状況（在宅要介護高齢者）



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）  
対象…要介護認定を受けている居宅サービス利用者（調査D-1）

### （５）在宅医療・介護連携の強化

- 「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備などについて協議を行い、医療的ケアを必要とする在宅要介護高齢者やその家族の在宅生活を支援するための体制整備を推進していきます。
- 医療機関や介護サービス事業者を対象とした研修会の開催や多職種連携支援の手引きを作成してその活用を促進し、医療・介護の連携強化と在宅療養についての技能や知識の普及啓発を図っていきます。
- 医療・介護サービス資源を分かりやすく整理し、さまざまな媒体を通じて広く区民に対する情報提供を行っていきます。
- 医療・介護サービスの関係機関の連携強化および情報共有の支援を強化するため、おとしより相談センターの連携支援窓口機能の強化を図っていきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                           | 内容  |
|------------------------------|---|
| 在宅療養支援協議会の設置                 | 学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員等により構成される「中央区在宅療養支援協議会」において、医療と介護の連携ネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備について協議を行っています。 |
| 医療・介護サービス従事者の多職種連携のための手引きの活用 | 医療ニーズの高い要介護高齢者の退院時などにおける支援体制のあり方や、多職種間の情報共有方法について示した「在宅療養支援（要介護高齢者）の手引」を活用しています。                  |
| 医療と介護の関係者の交流の場の提供            | 医師、看護師、ケアマネジャーなどの専門職を対象としたグループワーク研修を実施し、多職種のチームで在宅療養生活を支えるための課題や支援策について意見交換を行う場を提供しています。          |
| 医療・介護サービス資源の把握および情報提供        | 在宅療養支援診療所の届出を行っている医療機関をはじめ、訪問看護ステーションなど、在宅療養の関係機関の情報（所在地、連絡先など）をリスト化してホームページなどで情報提供しています。         |



在宅療養支援研修でのグループワークの様子

重点

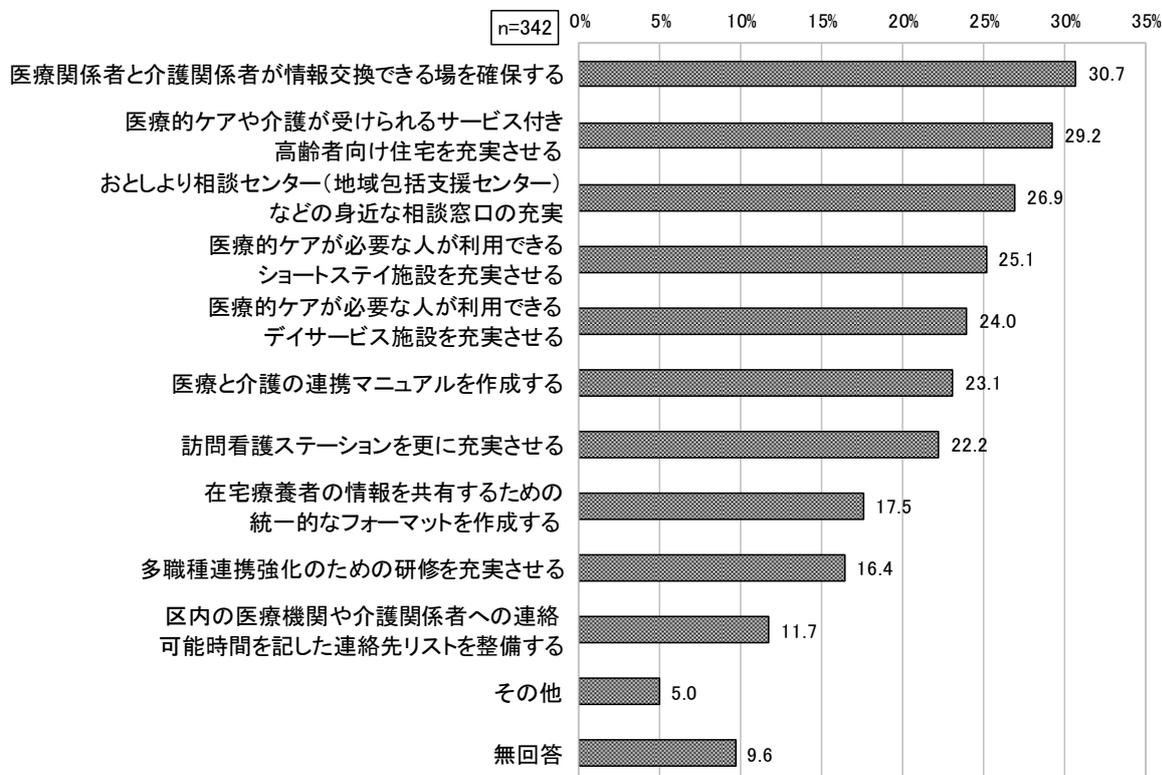
## 重点事業の目標

今後さらに在宅療養のニーズが増加し、多様化することが見込まれるため、医療と介護の関係者の連携を一層強化する必要があります。

| 重点事業                             | 内容  |                    |                    |                    |
|----------------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| 「医療と介護の関係者の交流の場」の拡大<br><b>充実</b> | 在宅医療を受け持つ医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師とケアマネジャーや介護サービス従事者の交流の場を拡大していきます。これにより、医療と介護の連携をよりスムーズにして、安心して在宅療養を継続することができるようにしていきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《開催回数》           | 平成 29 年度<br>(2017)実績値   | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
| 《平成 23 年度からの延べ参加人数》              | 1 回<br>533 人  | 4 回<br>650 人       | 6 回<br>800 人       | 6 回<br>1,000 人     |

問：医療と介護を一体的に提供し、在宅療養支援を進めていくため、医療機関、介護サービス事業者、行政はどのようなことに取り組むことが必要だと思いますか。

### 在宅療養支援を進めるために必要な取り組み（医療機関向け調査）



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
対象…区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員（調査 G）

## (6) 在宅療養の普及啓発

- 区民一人一人が、在宅での療養が必要となったとき、在宅医療や介護のサービスを適切に選択できるように、また、人生の最終段階に自分がどう過ごしたいかを考える機会が得られるように、在宅療養のより一層の普及啓発に取り組んでいきます。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業  | 内容   |
|---|--|
| 区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会の開催  | 区民を対象としたシンポジウム、講演会の開催や区民向けリーフレットを作成・配布し、在宅療養や在宅での看取りなどに関する普及啓発を行っています。   |
| 在宅療養支援訪問看護事業  | 在宅療養生活の中核を担う訪問看護サービスの利用を促進するため、導入を迷っている利用者や家族が体験的に利用できるお試しサービスを提供することにより、利用を後押ししています。                          |
| 訪問歯科・薬剤管理サービスの普及啓発  | 在宅要介護者などが自宅で必要な歯科診療や専門的口腔ケアを受けられる訪問歯科診療や、薬剤師が訪問して服薬指導や支援を行う訪問薬剤管理指導などの在宅医療サービスについて、歯科医師会や薬剤師会と連携し、普及啓発を図っています。 |

 重点

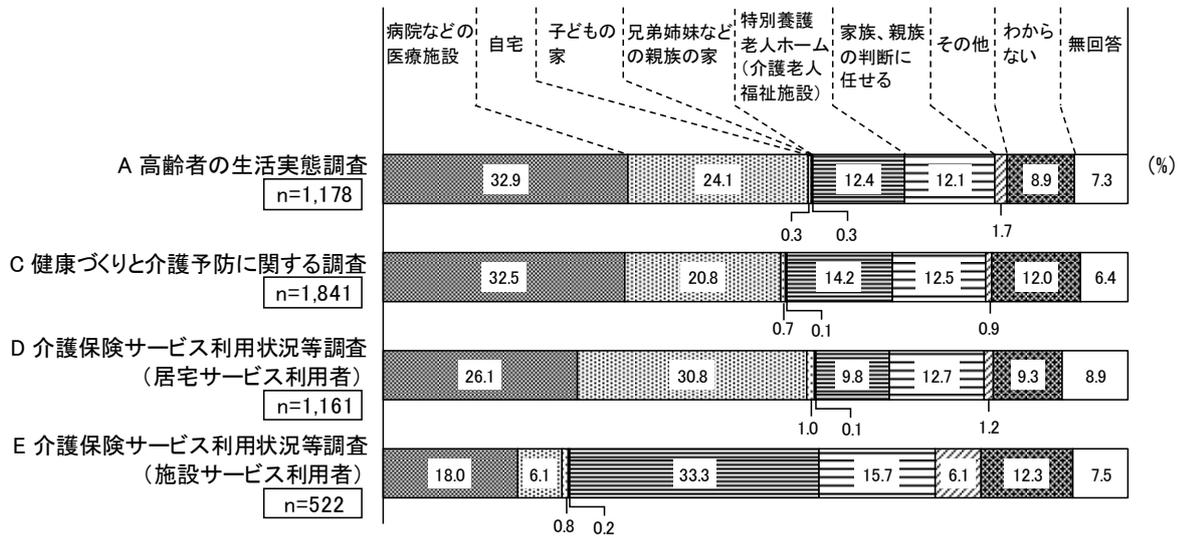
### 重点事業の目標

早い時期から本人や家族が在宅療養が必要となった場合に備えてもらうため、より多くの方に在宅療養や看取りに関する知識の普及啓発を図る必要があります。

| 重点事業                                     | 内容  |                  |                  |                  |
|--|---|------------------|------------------|------------------|
| 「区民向け在宅療養支援シンポジウムおよび講演会」の拡充<br><b>充実</b> | 区民を対象としたシンポジウムや講演会を開催することにより、さらに多くの区民が在宅療養や在宅での看取りなどに関するイメージを持ち、自分のこととして考えてもらえるようにしていきます。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《開催回数》                   | 平成29年度<br>(2017)実績値   | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
| 《平成23年度からの延べ参加人数》                        | 2回<br>延べ824人  | 2回<br>延べ950人     | 2回<br>延べ1,050人   | 2回<br>延べ1,150人   |

問：あなたは、病気が治る可能性がなくなり、終末期になった場合、どこで介護を受けたいと思いますか。

終末期に介護を受けたい場所



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）



在宅療養支援シンポジウムの様子

## 課題

高齢者の単身世帯の割合の上昇などを踏まえ、介護が必要になっても住み慣れた自宅での生活を続けられるよう支援するためには、介護保険サービスや区独自のサービスにより切れ目なく在宅介護生活の継続を支援していくことが重要です。一方、在宅生活が困難となった場合のセーフティネットとしての施設サービスの整備も求められます。

また、保険者機能の強化の観点からは、地域ケアマネジメント力を向上し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることで、自立支援・重度化防止につなげ、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが求められます。

都心区である本区においては、多くのサービス事業所において介護職をはじめとした人材の不足が顕在化しており、介護サービス事業者を対象とした実態調査によると、特に施設サービス事業者の9割以上が介護職員の不足を訴えています。さらなる介護人材確保の取組とあわせて、限られた人材資源の効率的な活用の視点も必要です。

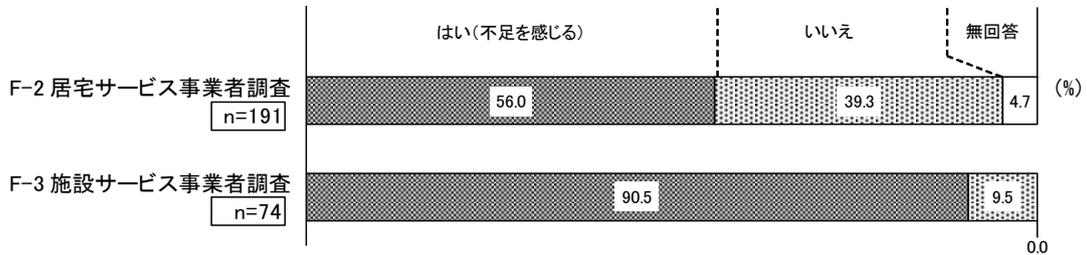
「介護離職ゼロ」に向け、家族等介護者の離職を防止し、在宅生活の限界点を上げるためには、介護サービスや支援策の充実に加え、適切なケアマネジメントにより、介護や医療ニーズ、認知症の人やその家族等介護者の状況に柔軟に対応することが求められます。

さらに、東京都地域医療構想で見込まれた病床機能分化・連携による影響を踏まえ、包括的な在宅サービスを提供できるよう、在宅医療の普及啓発と合わせた訪問系サービスの提供体制の整備および利用促進を図ることも重要です。



問：貴事業所は、介護職員の不足を感じることがありますか。

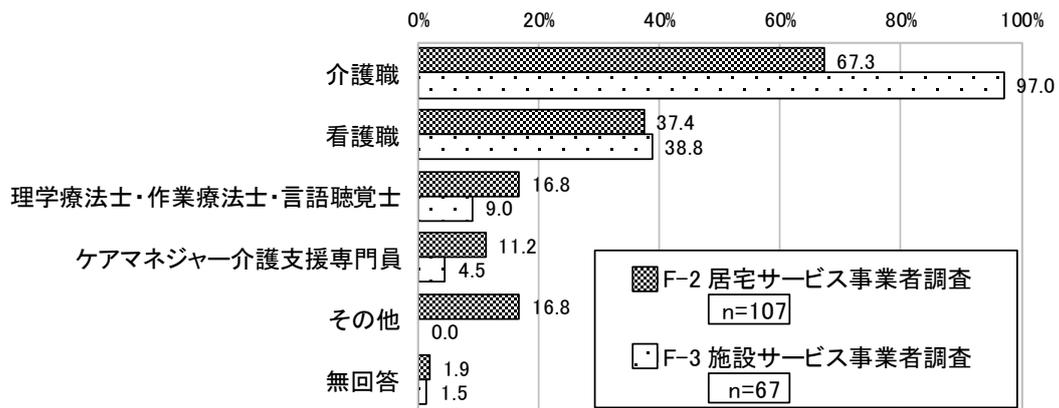
介護事業所における介護職員の不足感



上の問で【「不足を感じている」と回答の方への問】

問：貴事業所は、不足している職種は何ですか。【複数回答】

不足している職種



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）

対象…中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅サービス事業者（調査 F-2）

中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の施設サービス事業者（調査 F-3）

## 施策の方向性

### (1) 介護保険制度の円滑な運営

- 介護が必要となった高齢者が安心して適切なサービスを受けられるよう、地域密着型サービス<sup>14</sup>の供給体制の整備および誘致を計画的に推進していきます。
- サービス提供事業者の指定審査業務を通じて、サービスの種類及び質と量の適切な確保を行いながら、介護保険制度運営の一層の適正化に取り組んでいきます。
- 自立支援に資する適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアプラン点検体制の拡充と事業所への実地指導の強化を行い、さらに給付の適正化を図っていきます。
- 介護が必要となった高齢者やその家族が介護保険サービスや区の独自のサービスを適切に選択・利用できるよう、さまざまな方法で普及啓発を図っていきます。
- 低所得者に対する支援については、負担と給付のバランスを図りながら、さまざまな手法により引き続き取り組んでいきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業  | 内容   |
|---|--|
| 地域密着型サービスの適切な供給体制の確保  | 地域密着型サービス運営委員会に諮りながら、介護保険事業計画で定める見込量等を勘案して各種サービスの供給量を調整するなど、指定審査業務を通じ保険者として適切なサービスの供給体制を確保しています。   |
| 介護給付の適正化<br>       | ケアプランの内容について利用者の自立支援の観点から過不足なくサービスが提供されているか給付適正化専門員による検査・指導を行っています。また、事業者の不正請求を防ぐため「介護給付費通知」を送付するなど、給付の適正化を図っています。   |
| 介護サービス事業者の実地指導<br> | 介護サービス事業者等の育成・支援を目的とし、身体拘束廃止、虐待防止等への取組に関する指導、個別ケア推進のための運営上の指導および介護報酬の各種加算等請求の不適正な取扱の是正など、事業所を訪問しながら適正にサービス提供が行われているかなど、専門員による検査・指導を行っています。また、東京都と連携し、介護事業者の指導監督体制の充実を図っています。 |
| 介護保険制度および区独自サービスの普及啓発   | 介護が必要となったときに適切なサービスや支援を選択できるよう、介護保険制度や区の独自のサービス等に関する手びき（「介護保険のてびき」「介護保険べんり帳」）を配布するとともに、地域の町会・自治会、区民活動グループ等を対象に出前講座を実施し、普及啓発を行っています。  |

14 地域密着型サービス：住み慣れた地域での生活を続けるために、身近な生活圏域ごとに地域の特性に応じて提供するサービス。地域で必要とされるサービスが異なるため、原則として、中央区の地域密着型サービスは中央区内に居住する被保険者のみが利用でき、サービス提供事業者は中央区が指定および指導監督を行う。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などがある。

| 事業         | 内容   |
|------------|--|
| 低所得者に対する支援 | 現状の分析とニーズを踏まえた見直しを行いながら、低所得の高齢者が、経済的に安心して介護制度を利用できるよう、保険料負担や利用料負担などの軽減を行っています。 |

重点

## 重点事業の目標

介護保険制度の信頼を高め持続可能な制度を構築するため、自立支援・重度化防止に資する適切なケアマネジメントを行い、必要なサービスを適切に提供していく必要があります。また、第4期介護給付適正化計画に基づく実効性のある取組を推進するなど、保険者としての機能の強化を図る必要があります。

| 重点事業                                    | 内容   |                    |                    |                    |
|---|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>「介護給付適正化」の推進</b><br><b>充実</b>        | 専門員によるケアプラン、住宅改修などの点検件数の拡大を図るなど、第4期介護給付適正化計画に基づく適正化事業に積極的に取り組んでいきます。受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげていきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《ケアプラン点検対象事業所数》         | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|   | 4カ所  | 8カ所                | 8カ所                | 12カ所               |
| 重点事業                                    | 内容   |                    |                    |                    |
| <b>「介護サービス事業者の実地指導」の強化</b><br><b>充実</b> | 実地指導の件数を増加し、より一層、サービス提供体制の適正化に取り組んでいきます。人員・設備・運営基準の遵守および適切な介護報酬の請求事務に限らず、事業者等の育成・支援の観点からケアの質の向上に資する指導となるよう、重点的かつ効果的な指導を一定の計画に基づき実施していきます。        |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《実地指導》                  | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|   | 17回  | 25回                | 30回                | 30回                |

## (2) 在宅生活を支えるサービスの充実

- サービスの重点化・効率化を図り、限られた社会資源および財源を有効活用し、自立支援の観点から高齢者が真に必要とするサービスが提供される体制を総合的に整備していきます。
- 中重度の要介護高齢者および認知症高齢者の増加に対応していくため、「小規模多機能型居宅介護」の普及および整備の推進や、医療ニーズへも対応可能な「看護小規模多機能型居宅介護」運営事業所の誘致に向けた検討を行っていきます。
- 日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携して定期巡回および緊急コールに対応したサービスを提供する「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の周知を図り、利用を促進していきます。
- 入浴サービス、紙おむつの支給等の介護保険サービスの種類や量を補う区独自のサービスについては、サービス給付の現状分析やニーズに応じた見直しを行いながら、引き続き自立支援を推進していきます。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業   | 内容   |
|--|--|
| 「小規模多機能型居宅介護」の普及およびサービス確保の検討<br>      | 「通い」を中心に、なじみのスタッフによる「訪問」や「宿泊」を柔軟に組み合わせた定額の地域密着型サービスである「小規模多機能型居宅介護」については、区内3カ所の事業所（定員79人）の普及啓発を図っています。また、区民ニーズの動向や地域バランスを踏まえたサービス提供体制の確保について検討しています。 |
| 「看護小規模多機能型居宅介護」運営事業所の誘致の検討<br>        | 医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支援するため、今後のニーズが予測される小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた地域密着型サービスである「看護小規模多機能型居宅介護」については、区内に事業所がないことから運営事業所の誘致について検討しています。                       |
| 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及およびサービス確保の検討<br> | 日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が連携して定期巡回および緊急コールに対応したサービスを提供する地域密着型サービス「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」については、区内2カ所の事業所の普及を促進しています。また、今後のサービス提供体制の確保について検討しています。                 |
| 区独自の在宅サービスの提供  | 生活援助サービス <sup>15</sup> 、理美容サービス <sup>16</sup> 、ふとん乾燥・丸洗いサービス、紙おむつの支給等、介護保険サービスの種類や量を補う区独自のサービスを提供しています。  |

15 生活援助サービス：介護保険のサービスを限度額まで利用してもサービスが不足する場合に、生活援助や院内介助のホームヘルプサービスが利用できる区独自サービス

16 理美容サービス：要介護2以上の常時寝たきりまたは認知症の方を対象に、理容・美容師が自宅へ出張し理美容サービスを行う理美容サービス券を支給する区独自サービス（利用者の費用負担あり）

重点

## 重点事業の目標

在宅サービスのニーズの増加および多様化、特に医療ニーズのある要介護高齢者の増加に応じるため、既存サービスの利用を促進するとともにニーズの動向を踏まえた運営事業者の誘致等を推進し、サービスを確保する必要があります。

第3章

高齢者施策の方向性

| 重点事業  | 内 容  |                  |                  |                  |
|---|--|------------------|------------------|------------------|
| <b>「小規模多機能型居宅介護」の普及<br/>充 実</b>                     | 引き続き利用の拡大を図るとともに、需要の動向を踏まえつつ運営事業所の誘致等を推進し、要介護高齢者の在宅生活の継続を支援していきます。           |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《区内事業所数》<br>《利用者数》                  | 平成29年度<br>(2017)実績値  | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | 3事業所<br>32人  | 3事業所<br>44人      | 3事業所<br>54人      | 3事業所<br>79人      |
| 重点事業  | 内 容  |                  |                  |                  |
| <b>「看護小規模多機能型居宅介護」運営事業所の誘致<br/>新 規</b>              | 医療ニーズのある要介護高齢者の増加に対応するため、「看護小規模多機能型居宅介護」の区内での提供体制の整備に向けて、運営事業所を誘致していきます。     |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)  | 平成29年度<br>(2017)実績値  | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | —  | 誘致の検討            | 誘致の検討            | 誘致               |
| 重点事業  | 内 容  |                  |                  |                  |
| <b>「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及<br/>およびサービスの確保<br/>充 実</b> | サービスの普及啓発により利用を促進するとともに、需要の動向を踏まえつつ、運営事業所の誘致を推進し、医療ニーズのある要介護高齢者の増加に対応していきます。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《区内事業所数》<br>《利用者数》                  | 平成29年度<br>(2017)実績値  | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | 2事業所<br>31人  | 2事業所<br>44人      | 2事業所<br>55人      | 3事業所<br>79人      |

### (3) 介護サービスの質の向上

- 地域ケア会議を通して、支援内容の改善やケアマネジャーをはじめとした専門職の資質の向上を図っていきます。また、おとしより相談センターが中心となって、利用者の身体的・社会的状況を正確に把握し、適切なアセスメントのもとにケアプランが作成されるようケアマネジャーの能力向上を図っていきます。
- 各種研修会を開催するなど、「介護保険サービス事業者連絡協議会」の活動を支援し、事業者の質の向上を図るとともに相互の連携を強化していきます。
- 介護相談員の活動をさらに活性化させることにより、利用者のさまざまな疑問や不安を解消するとともに、介護サービスの質の向上を図っていきます。
- 介護サービス事業者に対して、福祉サービス第三者評価の受審に要した費用の一部を助成する事業の普及および促進を図ることにより、介護サービス事業者の受審を促進していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業   | 内容  |
|--|---|
| 地域ケア会議の開催<br><br> | おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者などの参加のもと、普及啓発型および問題解決型の地域ケア会議を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。   |
| おとしより相談センターの適切な運営・評価   | おとしより相談支援センターの事業内容・活動内容について年度ごとの目標を設定するとともに、目標に対する到達度合等の評価を運営協議会の場で行い、PDCA サイクルにより効果的な運営を図ることにより、センターの質の向上、課題改善等につなげています。                               |
| ケアマネジャーの支援   | おとしより相談センターが地域のケアマネジャー等からの個別相談に応じるとともに、研修会を開催し、個々のスキルアップを図るほか、相互のネットワークの構築を促しています。また、地域ケアマネジメント力の向上のため、その中心的な役割を担う主任ケアマネジャーの意見交換や後進育成の場を提供し、連携を支援しています。 |
| 介護サービス事業者の支援   | 介護サービス事業者連絡協議会の主体的な運営を支援しています。また、介護事業者を対象に、専門的知識・技能の向上および関係者間の連携構築・強化を図るため、医療・介護連携等様々なテーマの研修会を開催しています。  |
| 介護相談員派遣事業  | 介護相談員養成研修を修了した相談員が介護施設で利用者や家族の話を聞き、利用者や家族への情報提供や助言、施設職員との話し合いを通じて疑問や不安の解消を図っています。   |

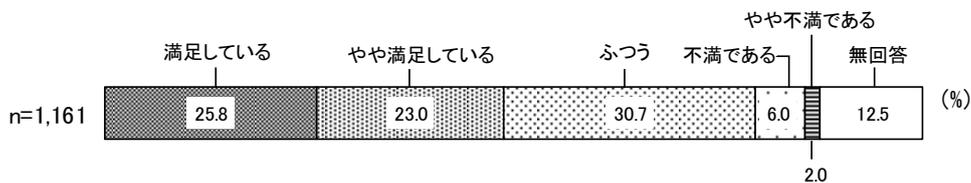
重点

## 重点事業の目標

適切なケアプランに基づき必要とする人に必要なサービスが提供されるようにするために、ケアマネジャーなど介護サービス関係者の資質の一層の向上を図る必要があります。

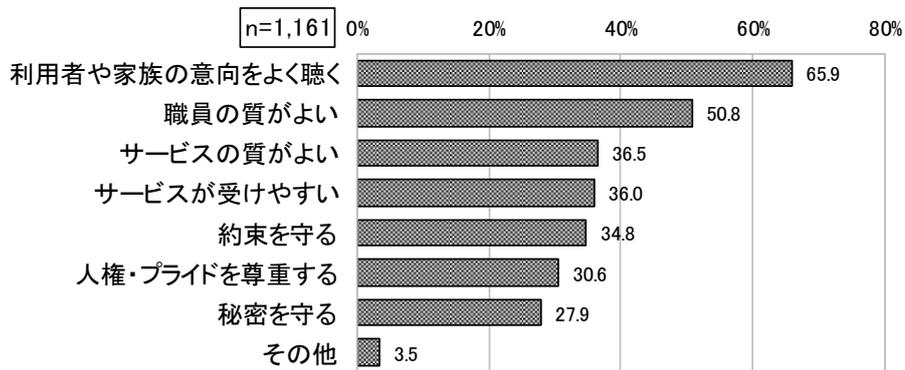
| 重点事業                               | 内容  |                    |                    |                    |
|------------------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>「地域ケア会議」の充実</b><br><b>充実</b>    | ケアマネジャー資質向上をはかるために個別事例についてのケアプランの検討を行う地域ケア会議を新たに開催し、適切で効果的なケアプランの作成につなげていきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《資質向上型地域ケア会議の開催回数》 | 平成 29 年度<br>(2017)実績値   | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|                                    | —   | 検討                 | 3回                 | 6回                 |

問：あなたは、現在のケアプランに満足していますか。



問：あなたが介護サービス提供事業者を評価する点はどのようなことですか。

【複数回答】



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
対象…要介護認定を受けている居宅サービス利用者（調査 D-1）

#### (4) 介護人材の確保

- 中重度要介護者の身体介護等のサービスを担う介護福祉士等の有資格者の確保や定着を図るため、新たな介護サービス事業者の雇用支援策を導入するなど、支援を拡充していきます。
- 平成28(2016)年度から実施している介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型サービスや住民主体のサービスについて、ニーズに応じた供給量の拡大につなげられるよう、適切な基準やサービスの在り方の検討を進めていきます。
- 仕事やボランティア活動の意向のある高齢者等と支援を必要とする高齢者等のニーズを合致させる視点から、シルバー人材センターやシルバーワーク中央、中央区社会福祉協議会による説明会やセミナー等を充実していきます。
- 介護ロボットの導入支援、経済連携協定(EPA)や外国人技能実習制度に基づく外国人の受入れなどの国の政策を注視しつつ、人材不足への総合的な対策を推進していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                                 | 内容  |
|------------------------------------|---|
| 介護事業所の雇用・育成支援                      | 東京都が実施している介護人材の確保、育成、定着に向けた総合的な取組の周知啓発を行っています。  |
| 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)における新たな担い手の創出 | 平成28(2016)年度から、元気な高齢者から要支援者までを対象とした総合事業を実施しています。既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティア団体など多様な担い手による多様なサービスを総合的に提供する仕組みづくりを検討しています。 |



#### 重点事業の目標

多くの介護サービス事業所において介護職員の不足が顕在化しているため、区内介護事業所の雇用支援を促進し、介護人材の確保定着を図る必要があります。

| 重点事業                                 | 内容   |                  |                  |                  |
|--------------------------------------|--|------------------|------------------|------------------|
| <b>区独自の「介護事業所の雇用・育成支援」の実施<br/>新規</b> | 区内介護事業所における介護職員不足に対応するため、介護職員初任者研修の受講に加えて、介護事業所に就職するまでを斡旋する介護人材確保支援事業を実施するほか、合同就職面接会の開催や宿舍借上支援事業などにより、新たな介護職員の雇用の創出・定着につなげていきます。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《雇用人数》               | 平成29年度<br>(2017)実績値  | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|                                      | —  | 10人              | 10人              | 10人              |

### （５）家族等介護者への支援

- 介護をしている家族の身体的・精神的負担を軽減するため、地域のレスパイト拠点としての機能をもつショートステイをさらに整備していきます。
- 無理なく在宅介護を続けられるよう、緊急時に対応する緊急ショートステイやミドルステイなどによる切れ目のない支援を推進していきます。
- 「介護者交流会」の開催など、寝たきりや認知症の高齢者を介護する方の精神的・経済的負担を緩和するための支援の拡充を図っていきます。
- 身近な相談機関であるおとしより相談センターのより一層の周知啓発を図るとともに、家族等が気軽に相談できる体制を整備していきます。
- 就労しているまたは就労を希望している家族等介護者に対し、仕事と介護の両立に向けたセミナー、研修会の開催、専門家の派遣といった取組について、積極的に情報を発信し活用を促していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業   | 内容  |
|--|---|
| ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供  | 在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、家族介護者等のレスパイト拠点として、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（6事業所 57床）を提供しています。                   |
| 緊急ショートステイ・ミドルステイサービスの提供  | 緊急時や家族介護者のレスパイト対応の体制を確保するため、介護者が入院するなどの緊急時に利用できる緊急ショートステイ（1事業所 3床）および要介護度4, 5で特別養護老人ホームの申込者が利用できるミドルステイサービス（1事業所 2床）を提供しています。 |
| 「介護者交流会」・「介護者教室」の開催  | 介護する家族等を対象に、介護の知識・技術の習得を支援するとともに、介護者が抱える悩みの共有や情報交換の場を提供しています。   |
| 就労介護者等および区内企業等を対象とした啓発活動   | 就労しているまたは就労を希望する介護者向けの各種制度の紹介、仕事と介護の両立に向けたセミナー等の開催や、区内企業等向けの仕事と介護の両立の必要性、活用可能な補助等の周知啓発等を行っています。                               |
| おとしより介護応援手当  | 在宅で生活している寝たきりまたは認知症の高齢者に手当を支給することにより、在宅における日常生活を支援しています。  |
| 介護者慰労事業  | 寝たきりや認知症の高齢者を日常在宅で介護している家族に、食事券やマッサージ券などとして利用できる慰労券を支給しています。  |

重点

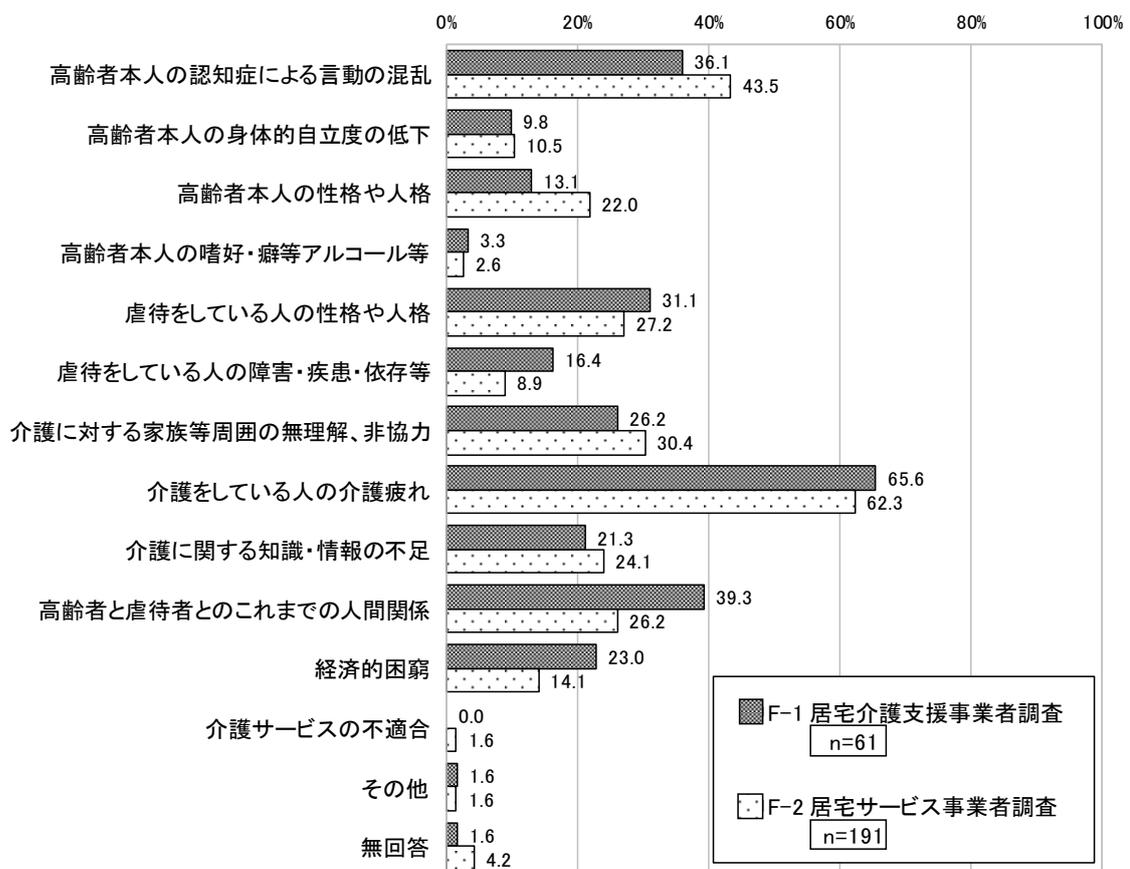
## 重点事業の目標

在宅介護の介護者の負担を軽減するため、介護者の休息を確保するショートステイ等のサービスを拡充する必要があります。

| 重点事業                                    | 内容  |                  |                  |                  |
|---|---|------------------|------------------|------------------|
| 「ショートステイ（短期入所生活介護）サービス」の拡大<br><b>充実</b> | 在宅介護を受けている利用者が一定期間施設に滞在し、24時間体制で介護を受けられるショートステイサービスについて、桜川敬老館等複合施設の改築に合わせて平成32（2020）年度に新たに1カ所（8床）整備します。 |                  |                  |                  |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《事業所数》<br>《床数》          | 平成29年度<br>(2017)実績値   | 平成31年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) |
|   | 6カ所<br>57床  | 6カ所<br>57床       | 6カ所<br>57床       | 7カ所<br>65床       |

問：高齢者虐待の要因は、何だと思えますか。（〇は3つまで）

### 高齢者虐待の要因



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）

対象…中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅介護支援事業者（調査F-1）  
中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅サービス事業者（調査F-2）

## (6) 権利擁護の推進

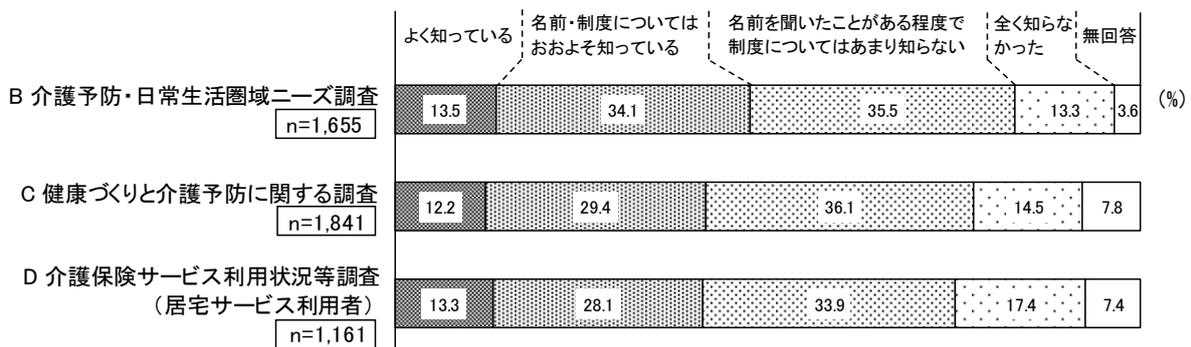
- 生活機能や認知機能が低下し、自身の考えや意向を十分に伝えることが困難な高齢者が権利を不当に害されることのないよう、中央区社会福祉協議会における「成年後見支援事業」や「権利擁護支援事業<sup>17</sup>」の普及や利用促進を図っていきます。
- 町会・自治会や高齢者クラブ等を対象とした消費生活講座等を開催し、消費生活全般や消費者トラブルの未然防止を図っていきます。
- 高齢者虐待防止法に定められる身体的虐待、ネグレクト、経済的虐待といった虐待について、区と関係機関が緊密に連絡をとりながら、虐待防止と適切な支援・連携が行われる体制の整備を推進していきます。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                   | 内容   |
|----------------------|--|
| 成年後見制度等の利用支援<br>【再掲】 | 中央区社会福祉協議会の成年後見支援センター「すてっが中央」において、成年後見制度の利用支援、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等判断能力が不十分な高齢者の自立生活の支援などを行い、認知症高齢者等の権利と財産を守っています。 |
| 高齢者虐待相談              | 高齢者虐待に関する通報・相談窓口の啓発のほか、虐待が疑われるケースについては、関係機関と連携して問題解決に向け迅速に対応しています。   |

問：あなたは、「成年後見制度」について内容をどの程度ご存知ですか。

### 成年後見制度の認知度



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成28年度）

17 権利擁護支援事業：高齢者や障害のある方を対象とした福祉サービス利用手続きの援助や財産の保全、金銭管理などのサービス

## 課題

高齢者を対象とした実態調査によると、介護が必要になっても『自宅で暮らしたい』と考える高齢者が多数を占める一方で、高齢者向け住宅や特別養護老人ホームなどの介護施設への入居や入所を希望する高齢者も一定の割合を占めています。

本区の単身高齢者世帯が多い実態を踏まえつつ、高齢者のライフスタイルの多様化などを考慮すると、高齢者自身が住まいを選択・確保できるようにすることが求められます。

住宅政策の方向性を示した「中央区住宅マスタープラン」では、高齢者をはじめとする多様な世代が生涯にわたって安心して快適に住み続けられる環境づくりを目指しています。区では現在、シルバーピアなどの区民住宅の維持管理により住宅に困窮している高齢者等の住まいの確保に努めるとともに、民間事業者による高齢者向け優良賃貸住宅等の整備促進等を図っています。しかしながら、高齢者向け優良賃貸住宅は、近年の建築費の高騰などの影響を受けて供給が伸びていないことから、事業者への働きかけなどさらなる対応が必要です。

一方、特別養護老人ホームなどの介護保険の施設については、常時介護を必要とし、在宅生活が困難となった重度の高齢者や一人暮らしの認知症高齢者などのセーフティネットとして、中長期的な視点に立って整備を推進する必要があります。

高齢者の身体状況に配慮した住宅改修やバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進などにより、総合的な住環境や生活環境の整備を推進することも重要です。

## 施策の方向性

### (1) 安心・安全な住まいと住環境の整備促進

- 高齢者向けの優良住宅について、現在の利用状況、高齢者人口および需要の推移を踏まえて土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、整備を促していきます。
- 転倒リスクの軽減や介護者の負担軽減につながる介護予防と自立支援の観点から、介護保険では提供されない住宅設備改善費の助成など、居住環境の整備の支援を行っていきます。
- 民間の大規模開発事業の機会を捉えた広場などの共有空間の整備や、公共施設や道路などにおけるバリアフリー化を「まちづくり」の一環として引き続き推進していきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                                | 内容   |
|-----------------------------------|--|
| サービス付き高齢者向け住宅 <sup>18</sup> の供給誘導 | 土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、高齢者が住みやすい良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導しています。   |
| 高齢者向け優良賃貸住宅の供給誘導                  | 土地所有者や開発事業者等に働きかけを行い、段差解消、手すりや緊急通報システムの設置など高齢者が安心・安全に生活できるよう配慮した高齢者向け優良賃貸住宅の供給を誘導しています。  |
| 区立住宅等の管理運営                        | 住宅に困窮している区民の生活と福祉の向上を目的として、区立・区営住宅、借上住宅の管理運営をしています。とりわけ、高齢者に対しては、その特性に配慮し自立した生活を支援するため、安全で利便性の高い構造や設備を備え、生活の援助と緊急時の対応を行う生活協力員を配置した住宅（シルバーピア）の管理運営をしています。 |
| 住宅設備改善給付                          | 在宅生活を支援するため、介護予防や自立支援の観点から、転倒予防や介護の軽減につながる住宅改修（手すりの取付やトイレの洋式化等）を必要とする場合の住宅設備改善費の給付を行っています。   |
| 専用機器の設置による一人暮らし高齢者等の居住支援          | 「緊急通報システム <sup>19</sup> 」や「高齢者あんしんコール <sup>20</sup> 」など、一人暮らし等の高齢者を対象に、オペレーションセンター等につながる専用機器を貸与し、緊急時に必要な支援を行うサービスを提供しています。                               |

18 サービス付き高齢者向け住宅：バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談などの高齢者を支援するサービスを提供する高齢者向けの住宅

19 緊急通報システム：専用機器を設置して、急病等の緊急事態が生じたときにボタンを押すと消防庁または区が委託する事業者のコールセンターに通報され救助を受けることができるサービス

20 高齢者あんしんコール：要介護認定を受けていない一人暮らし等の高齢者を対象に、オペレーションセンターにボタン1つでつながる専用機器を貸与し、24時間365日体制で相談やアドバイスをし、緊急時にはヘルパーが自宅を訪問して必要な支援を行うサービス

| 事業                | 内容  |
|-------------------|---|
| 家具類転倒防止器具の設置【再掲】  | 緊急時の対応が困難な高齢者を対象に、低額で家具類の転倒を防止する器具を取り付けるサービスを提供しています。   |
| バリアフリー化に伴う修繕資金の助成 | 高齢者円滑入居賃貸住宅 <sup>21</sup> の登録を行った住宅の共用部分に係るバリアフリーリフォーム工事費用について助成を行っています。                                  |
| 耐震補強等のための支援       | 木造住宅の耐震診断や耐震補強工事に対する助成などを行っています。また、耐震補強など、住宅の修繕をしようとする方が、必要な資金を調達することが困難な場合、低利で融資が行われるよう取扱金融機関にあっせんしています。 |



ココファン勝どきの一室

21 高齢者円滑入居賃貸住宅：高齢者の入居を拒まない賃貸住宅

## (2) 住み替え支援の充実

- 世帯構成の変化に伴い、住まいの住み替えが必要となる場合などにおいて、自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、賃貸住宅に居住する高齢者等への住み替えを引き続き支援していきます。

### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                         | 内容  |
|----------------------------|---|
| 住み替え相談                     | 自ら住宅を確保することが困難な高齢者等を対象に、(公社)東京都宅地建物取引業協会の協力を得て、希望地域の相場など民間賃貸住宅に関する情報の提供や公共住宅の案内などを行っています。                         |
| 高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進      | 東京都や住宅関連団体等と連携して、賃貸住宅の家主に対して、高齢者円滑入居賃貸住宅登録制度の情報提供や登録の働きかけを行っています。   |
| 高齢者の住み替え支援制度の一部費用助成による活用促進 | 身元引受人や連帯保証人が見つからない高齢者等のための「あんしん居住制度 <sup>22</sup> 」および「家賃債務保証制度 <sup>23</sup> 」の活用促進を図るため、制度を利用した場合の一部費用を助成しています。 |



22 **あんしん居住制度**：入居者(高齢者等)の費用負担により、見守りサービス(緊急時対応サービス、24時間電話相談)や、万一の場合における葬儀の実施や残存家財の片付けを行う制度。(財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施。

23 **家賃債務保証制度**：入居者(高齢者等)が月額家賃と保証期間に応じた保証料を負担することにより、滞納家賃等を保証する制度。(財)高齢者住宅財団が実施。

### (3) 特別養護老人ホームの整備

- 在宅生活が困難となった高齢者のセーフティネットとして、要介護認定者、中でも中重度者の増加推移および入所希望者の状況等を総合的に勘案し、中長期的に在宅と施設の介護ニーズを把握しながら、地域バランスを踏まえて特別養護老人ホームの整備を行っていきます。
- 施設整備にあたって、地価の高い都心部ではまとまった土地の確保が課題となるため、地域の人口動向や区民ニーズを的確に見極めた上で、再開発や既存施設の転用などの機会を捉えながら、民間活力も含めさまざまな手法により適切な配置を図っていきます。
- 特別養護老人ホームにショートステイサービス（短期入所生活介護）などを併設し、入所者のみならず地域の要介護高齢者の在宅生活を支えていくほか、災害時の福祉避難所となるなど地域支援の拠点としての機能を持たせ、その資源を地域の中で最大限にいかしていきます。

#### 【施策を推進する主な事業】

| 事業                               | 内容  |
|----------------------------------|---|
| 特別養護老人ホームの入所調整                   | 区内ホームの入所にあたり、在宅介護が困難である状況をポイント化した入所基準に基づき、専門職による入所調整会議において協議の上、必要性の高い順に入所候補者としています。                         |
| ショートステイ（短期入所生活介護）サービスの提供<br>【再掲】 | 在宅で生活する要介護者とその家族支援を拡充するため、家族介護者等のレスパイト拠点として、特別養護老人ホームに短期間入所して日常生活の世話や機能訓練を受けるショートステイサービス（6事業所 57床）を提供しています。 |

重点

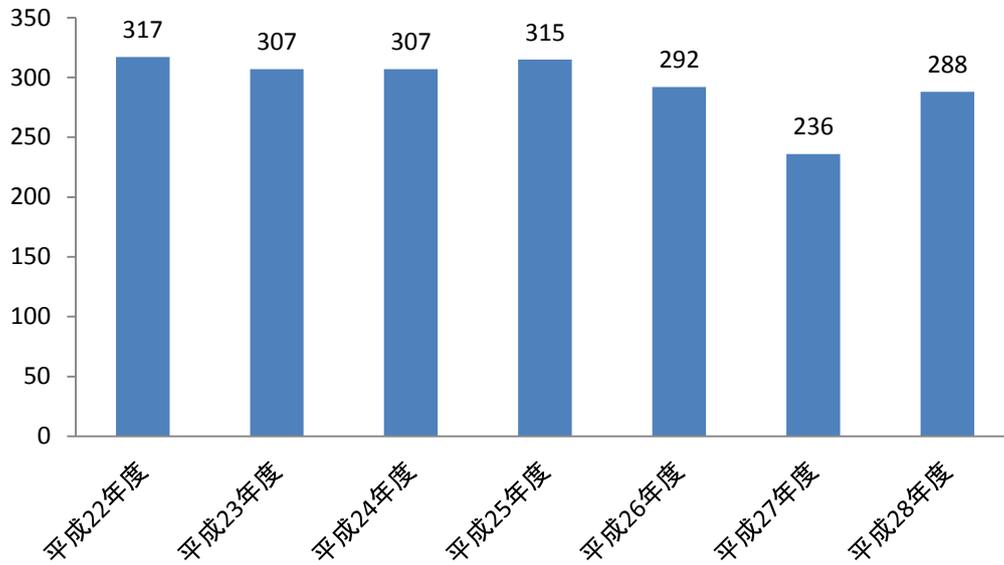
### 重点事業の目標

高齢者人口の増加に伴い、在宅生活が困難となった高齢者のセーフティネットとして、施設の介護ニーズは今後も高まるものと予測されるため、これまで整備されていなかった京橋地域内に新たな地域密着型特別養護老人ホームを整備する必要があります。

| 重点事業                                  | 内容   |                    |                    |                    |
|---------------------------------------|--|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>地域密着型特別養護老人ホームの整備</b><br><b>新規</b> | 平成 32（2020）年度の開設に向けて、桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に地域密着型特別養護老人ホームの整備を進めていきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《整備数》                 | 平成 29 年度<br>(2017)実績値  | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|                                       | 設計   | 改築工事               | 改築工事               | 開設<br>(定員 29 人)    |

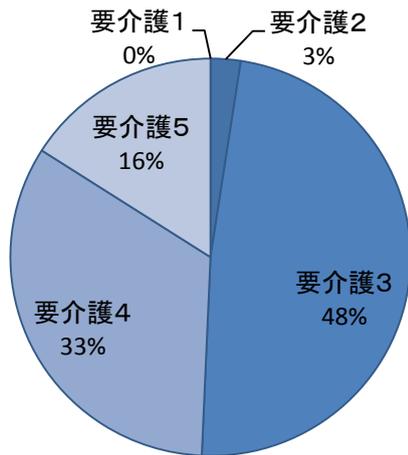
### 特別養護老人ホームの申込状況

特別養護老人ホーム申込者数の推移



●申込対象者は平成27年度から原則要介護3以上

要介護度別申込者数



平成29年3月末現在

|      |     |
|------|-----|
| 要介護1 | 0   |
| 要介護2 | 7   |
| 要介護3 | 139 |
| 要介護4 | 96  |
| 要介護5 | 46  |
| 計    | 288 |

#### (4) 認知症高齢者グループホームの整備

- 認知症高齢者が家庭的な環境で共同生活を送り、地域住民との交流を図りながら安心して生活できる認知症高齢者グループホームの整備を推進していきます。
- 高齢者人口・認知症高齢者数の推移および需要を勘案し、適切なニーズの把握に取り組み、各日常生活圏域のバランスに配慮しながら、2025年に向けて大幅に増加傾向にある認知症高齢者の受入体制を拡大していきます。

#### 重点

#### 重点事業の目標

地域における認知症ケアの中核サービスとして、今後、大幅な増加が見込まれる認知症高齢者の受入体制を拡充していく必要があるため、認知症高齢者グループホームをさらに整備する必要があります。

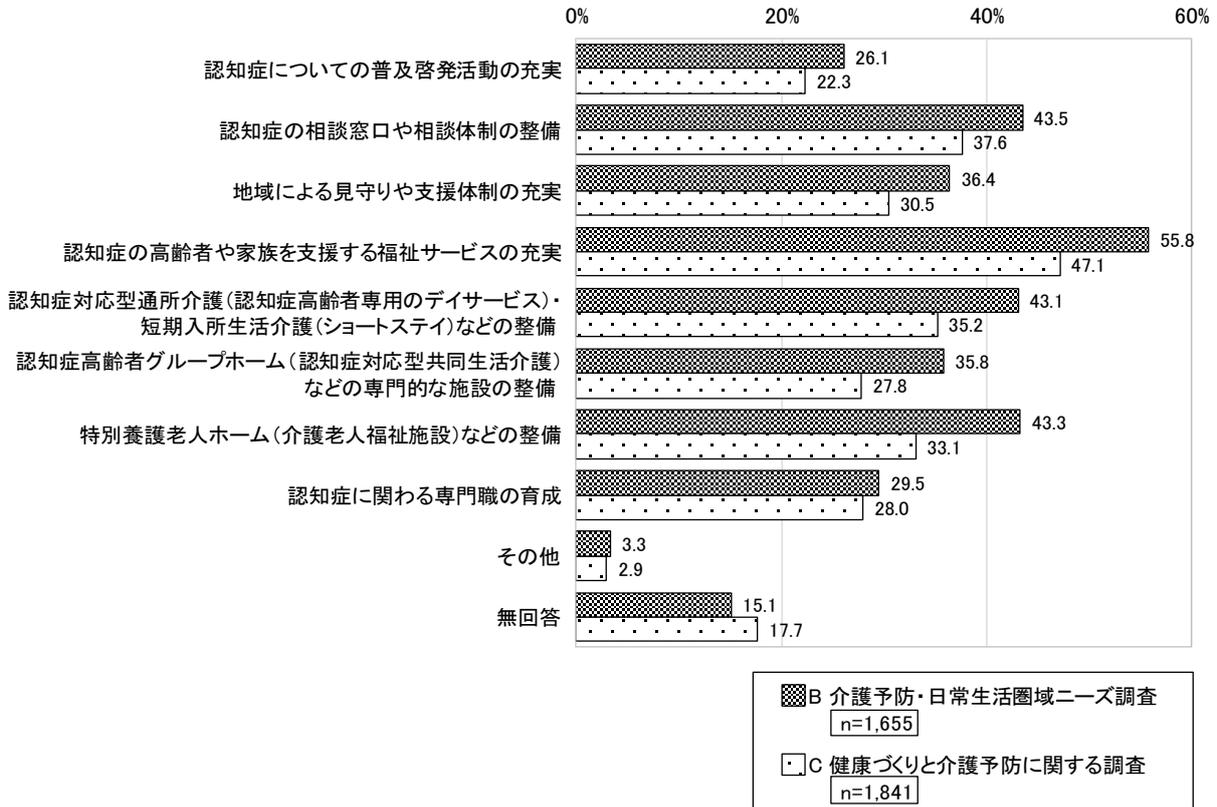
| 重点事業                                | 内 容   |                    |                    |                    |
|-------------------------------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| <b>認知症高齢者<br/>グループホームの整備<br/>新規</b> | 平成 32 (2020) 年度の開設に向けて、桜川敬老館等複合施設の建替えにあわせて、同複合施設内に認知症高齢者グループホームの整備を進めていきます。 |                    |                    |                    |
| 3年間の事業目標(計画)<br>《整備数》               | 平成 29 年度<br>(2017)実績値   | 平成 30 年度<br>(2018) | 平成 31 年度<br>(2019) | 平成 32 年度<br>(2020) |
|                                     | 設計  | 改築工事               | 改築工事               | 開設<br>(定員 18 人)    |



優つくりグループホーム中央湊の様子

問：あなたは、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けるためには何が必要だと思いますか。

### 地域生活の継続に必要なこと



資料：中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査（平成 28 年度）  
 対象…要介護認定を受けていない 65 歳以上の方（調査B）  
 基本チェックリスト該当者及び要支援認定者（調査C）

(参考1) 区内介護施設等の整備状況

| 区分                | 地域                 | 施設・介護サービス名               | 定員等   | (備考)      |
|-------------------|--------------------|--------------------------|-------|-----------|
| 施設・居住系サービス        | 特別養護老人ホーム          |                          | 271   |           |
|                   | 1                  | 京橋 マイホーム新川               | 80    |           |
|                   | 2                  | 京橋 新とみ                   | 40    |           |
|                   | 3                  | 月島 マイホームはるみ              | 106   |           |
|                   | 4                  | 月島 晴海苑                   | 45    |           |
|                   | 介護老人保健施設           |                          | 80    |           |
|                   | 1                  | 京橋 リハポート明石               | 80    |           |
|                   | 地域密着型特別養護老人ホーム     |                          | 87    |           |
|                   | 1                  | 京橋 桜川(仮称)                | 29    | H32年度開設予定 |
|                   | 2                  | 日本橋 ケアサポートセンター十思         | 29    |           |
|                   | 3                  | 月島 ケアサポートセンターつきしま        | 29    |           |
|                   | 認知症高齢者グループホーム      |                          | 81    |           |
|                   | 1                  | 京橋 優っくり村中央湊              | 18    |           |
|                   | 2                  | 京橋 桜川(仮称)                | 18    | H32年度開設予定 |
|                   | 3                  | 日本橋 グループホーム人形町           | 18    |           |
|                   | 4                  | 月島 グループホームあいおい           | 18    |           |
|                   | 5                  | 月島 グループホーム晴海苑            | 9     |           |
|                   | 特定施設(介護付き有料老人ホーム)  |                          | 400   |           |
|                   | 1                  | 京橋 サニーパレス京橋              | 65    | 介護専用型     |
|                   | 2                  | 日本橋 未来邸日本橋               | 87    | 混合型       |
| 3                 | 月島 サンシティ銀座イースト     | 100                      | 混合型   |           |
| 4                 | 月島 ケアハウスあいおい(要介護棟) | 48                       |       |           |
| 5                 | 月島 ニチイホーム勝どき       | 100                      | 介護専用型 |           |
| 在宅サービス            | 小規模多機能型居宅介護        |                          | 79    |           |
|                   | 1                  | 京橋 優っくり村中央湊              | 25    | 宿泊定員7人    |
|                   | 2                  | 日本橋 ケアサポートセンター十思         | 25    | 宿泊定員9人    |
|                   | 3                  | 月島 ココファン勝どき              | 29    | 宿泊定員7人    |
|                   | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護   |                          |       |           |
|                   | 1                  | 京橋 グッドライフケア24            |       |           |
|                   | 2                  | 月島 定期巡回ステーションあいおい        |       |           |
|                   | 認知症対応型通所介護         |                          | 36    |           |
|                   | 1                  | 京橋 高齢者在宅サービスセンターマイホーム新川  | 12    |           |
|                   | 2                  | 月島 高齢者在宅サービスセンターマイホームはるみ | 12    |           |
|                   | 3                  | 月島 デイサービスセンター晴海苑         | 12    |           |
|                   | 夜間対応型訪問介護          |                          |       |           |
|                   | 1                  | 京橋 新川訪問介護ステーション          |       |           |
|                   | 2                  | 京橋 グッドライフケア24            |       |           |
|                   | 短期入所生活介護(ショートステイ)  |                          | 65    |           |
|                   | 1                  | 京橋 マイホーム新川               | 8     |           |
|                   | 2                  | 京橋 新とみ                   | 6     |           |
|                   | 3                  | 京橋 桜川(仮称)                | 8     | H32年度開設予定 |
|                   | 4                  | 日本橋 ケアサポートセンター十思         | 8     |           |
|                   | 5                  | 月島 マイホームはるみ              | 11    |           |
| 6                 | 月島 晴海苑             | 18                       |       |           |
| 7                 | 月島 ケアサポートセンターつきしま  | 6                        |       |           |
| 短期入所療養介護(ショートステイ) |                    | 20                       |       |           |
| 1                 | 京橋 リハポート明石         | 20                       |       |           |

(参考2) 区内高齢者住宅の整備状況

| 区分              | 地域  | 住宅名            | 戸数 | (備考) |
|-----------------|-----|----------------|----|------|
| 区立高齢者住宅(シルバーピア) |     |                | 82 |      |
| 1               | 京橋  | 築地あかつき高齢者住宅    | 23 |      |
| 2               | 日本橋 | 堀留町高齢者住宅       | 30 |      |
| 3               | 月島  | 晴海ガーデンコート      | 29 |      |
| 高齢者向け優良賃貸住宅     |     |                | 75 |      |
| 1               | 京橋  | こもれび銀座一丁目      | 31 |      |
| 2               | 日本橋 | パークビュー浜町       | 13 |      |
| 3               | 日本橋 | Y・S日本橋浜町       | 17 |      |
| 4               | 月島  | イヨシ88          | 14 |      |
| サービス付き高齢者向け住宅   |     |                | 34 |      |
| 1               | 月島  | ココファン勝どき       | 34 |      |
| ケアハウス(軽費老人ホーム)  |     |                | 32 |      |
| 1               | 月島  | ケアハウスあいおい(自立棟) | 32 |      |

# 第4章 介護保険サービス等の見込み

## 1 第6期介護保険事業の実績

### (1) 第6期介護保険サービスの利用状況

#### ア 第1号被保険者数および要支援・要介護認定者数の計画値と実績値の比較

第1号被保険者数をみると、いずれの年度の前期高齢者（65～74歳）および後期高齢者（75歳以上）においても、概ね計画値どおり推移しています。

一方、要支援・要介護認定者数をみると、ほぼ実績値が計画値を下回っており、特に要支援2については、平成28（2016）年度で61.4%と、実績値が計画値を大きく下回る状況です。

図表1 第1号被保険者数の計画値と実績値の比較

|          | 平成27年度（2015） |         |        | 平成28年度（2016） |         |        |
|----------|--------------|---------|--------|--------------|---------|--------|
|          | 計画値          | 実績値     | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値     | 実績対計画比 |
| 第1号被保険者数 | 23,056人      | 23,239人 | 100.8% | 23,529人      | 23,824人 | 101.3% |
| 65～74歳   | 11,959人      | 12,153人 | 101.6% | 12,053人      | 12,290人 | 102.0% |
| 75歳以上    | 11,097人      | 11,086人 | 99.9%  | 11,476人      | 11,534人 | 100.5% |

※実績は介護保険事業実績報告（各年9月末現在）

図表2 要支援・要介護認定者数の計画値と実績値の比較

|         | 平成27年度（2015） |        |        | 平成28年度（2016） |        |        |
|---------|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|
|         | 計画値          | 実績値    | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値    | 実績対計画比 |
| 認定者数    | 4,868人       | 4,463人 | 91.7%  | 5,359人       | 4,584人 | 85.5%  |
| 要支援1    | 689人         | 575人   | 83.5%  | 781人         | 657人   | 84.1%  |
| 要支援2    | 658人         | 535人   | 81.3%  | 857人         | 526人   | 61.4%  |
| （要支援者計） | 1,347人       | 1,110人 | 82.4%  | 1,638人       | 1,183人 | 72.2%  |
| 要介護1    | 839人         | 841人   | 100.2% | 897人         | 845人   | 94.2%  |
| 要介護2    | 852人         | 803人   | 94.2%  | 895人         | 835人   | 93.3%  |
| 要介護3    | 720人         | 692人   | 96.1%  | 771人         | 706人   | 91.6%  |
| 要介護4    | 603人         | 564人   | 93.5%  | 629人         | 568人   | 90.3%  |
| 要介護5    | 507人         | 453人   | 89.3%  | 529人         | 447人   | 84.5%  |
| （要介護者計） | 3,521人       | 3,353人 | 95.2%  | 3,721人       | 3,401人 | 91.4%  |

※実績は介護保険事業実績報告（各年9月末現在）

## イ サービス別の計画値および利用実績の比較

平成28（2016）年度の利用実績についてみると、在宅サービスのうち要介護者向けの介護給付では、「訪問リハビリテーション」、「通所介護」、「短期入所療養介護」などの実績値が計画値を上回っています。一方、要支援者向けの予防給付については、すべての項目で実績値が計画値を下回っています。

図表3 在宅介護サービス(介護給付・予防給付)量の実績

|                 | 平成27年度（2015） |        |        | 平成28年度（2016） |        |        | (単位) |
|-----------------|--------------|--------|--------|--------------|--------|--------|------|
|                 | 計画値          | 実績値    | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値    | 実績対計画比 |      |
| 訪問介護            | 19,665       | 19,008 | 96.7%  | 19,971       | 18,811 | 94.2%  | 回/月  |
| 訪問入浴介護          | 454          | 411    | 90.5%  | 487          | 399    | 81.9%  | 回/月  |
| 訪問看護            | 4,545        | 4,903  | 107.9% | 5,049        | 5,326  | 105.5% | 回/月  |
| 訪問リハビリテーション     | 559          | 731    | 130.8% | 625          | 793    | 126.9% | 回/月  |
| 居宅療養管理指導        | 771          | 724    | 93.9%  | 846          | 804    | 95.0%  | 人/月  |
| 通所介護            | 9,231        | 8,907  | 96.5%  | 4,792        | 5,883  | 122.8% | 回/月  |
| 通所リハビリテーション     | 471          | 470    | 99.8%  | 477          | 491    | 102.9% | 回/月  |
| 短期入所生活介護        | 1,826        | 1,715  | 93.9%  | 1,903        | 1,771  | 93.1%  | 日/月  |
| 短期入所療養介護        | 206          | 318    | 154.4% | 159          | 303    | 190.6% | 日/月  |
| 福祉用具貸与          | 1,238        | 1,166  | 94.2%  | 1,345        | 1,208  | 89.8%  | 人/月  |
| 特定施設入居者生活介護     | 428          | 396    | 92.5%  | 476          | 439    | 92.2%  | 人/月  |
| 特定福祉用具販売        | 25           | 29     | 116.0% | 27           | 28     | 103.7% | 人/月  |
| 住宅改修            | 18           | 17     | 94.4%  | 20           | 14     | 70.0%  | 人/月  |
| 居宅介護支援          | 1,909        | 1,810  | 94.8%  | 2,010        | 1,849  | 92.0%  | 人/月  |
| 介護予防訪問介護        | 382          | 297    | 77.7%  | 485          | 28     | 5.8%   | 人/月  |
| 介護予防訪問入浴介護      | 0            | 0      | 0.0%   | 0            | 0      | 0.0%   | 回/月  |
| 介護予防訪問看護        | 294          | 322    | 109.5% | 454          | 426    | 93.8%  | 回/月  |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 52           | 29     | 55.8%  | 55           | 48     | 87.3%  | 回/月  |
| 介護予防居宅療養管理指導    | 38           | 38     | 100.0% | 41           | 37     | 90.2%  | 人/月  |
| 介護予防通所介護        | 385          | 297    | 77.1%  | 529          | 1      | 0.2%   | 人/月  |
| 介護予防通所リハビリテーション | 34           | 28     | 82.4%  | 37           | 28     | 75.7%  | 人/月  |
| 介護予防短期入所生活介護    | 47           | 15     | 31.9%  | 70           | 11     | 15.7%  | 日/月  |
| 介護予防短期入所療養介護    | 0            | 1      | 0.0%   | 0            | 0      | 0.0%   | 日/月  |
| 介護予防福祉用具貸与      | 217          | 167    | 77.0%  | 313          | 197    | 62.9%  | 人/月  |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 35           | 38     | 108.6% | 38           | 31     | 81.6%  | 人/月  |
| 特定介護予防福祉用具購入    | 6            | 5      | 83.3%  | 9            | 6      | 66.7%  | 人/月  |
| 介護予防住宅改修        | 8            | 7      | 87.5%  | 11           | 5      | 45.5%  | 人/月  |
| 介護予防支援          | 741          | 604    | 81.5%  | 970          | 304    | 31.3%  | 人/月  |

※「通所介護」のうち、小規模な通所介護事業所（※利用定員18人以下）のサービスについては、平成28年度から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行

※「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

施設サービスについては、いずれの施設および年度においても実績値が計画値を下回っており、地域密着型サービスでは平成27（2015）年度の「認知症対応型共同生活介護」を除くすべての項目で、実績値が計画値と同じ、または下回っています。

いずれのサービスにおいても、要支援・要介護認定者数の実績値が計画値を下回っていることから、概ね利用実績が計画値を下回る傾向がみられます。

図表4 施設サービス量の実績

|            | 平成27年度（2015） |     |        | 平成28年度（2016） |     |        | （単位） |
|------------|--------------|-----|--------|--------------|-----|--------|------|
|            | 計画値          | 実績値 | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値 | 実績対計画比 |      |
| 施設サービス利用者数 | 564          | 521 | 92.4%  | 566          | 514 | 90.8%  | 人/月  |
| 介護老人福祉施設   | 350          | 324 | 92.6%  | 350          | 330 | 94.3%  | 人/月  |
| 介護老人保健施設   | 186          | 172 | 92.5%  | 188          | 162 | 86.2%  | 人/月  |
| 介護療養型医療施設  | 28           | 25  | 89.3%  | 28           | 22  | 78.6%  | 人/月  |

図表5 地域密着型サービス量の実績

|                      | 平成27年度（2015） |     |        | 平成28年度（2016） |       |        | （単位） |
|----------------------|--------------|-----|--------|--------------|-------|--------|------|
|                      | 計画値          | 実績値 | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値   | 実績対計画比 |      |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 22           | 12  | 54.5%  | 29           | 18    | 62.1%  | 人/月  |
| 夜間対応型訪問介護            | 82           | 70  | 85.4%  | 94           | 71    | 75.5%  | 人/月  |
| 地域密着型通所介護            | 0            | 0   | 0.0%   | 5,191        | 3,112 | 59.9%  | 回/月  |
| 認知症対応型通所介護           | 844          | 752 | 89.1%  | 895          | 751   | 83.9%  | 回/月  |
| 介護予防認知症対応型通所介護       | 0            | 0   | 0.0%   | 0            | 0     | 0.0%   | 人/月  |
| 小規模多機能型居宅介護          | 23           | 14  | 60.9%  | 69           | 23    | 33.3%  | 人/月  |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護      | 2            | 1   | 50.0%  | 6            | 0     | 0.0%   | 人/月  |
| 認知症対応型共同生活介護         | 48           | 49  | 102.1% | 60           | 48    | 80.0%  | 人/月  |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護     | 2            | 0   | 0.0%   | 3            | 0     | 0.0%   | 人/月  |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 0            | 0   | 0.0%   | 0            | 0     | 0.0%   | 人/月  |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 58           | 57  | 98.3%  | 58           | 57    | 98.3%  | 人/月  |
| 看護小規模多機能型居宅介護        | 0            | 0   | 0.0%   | 0            | 0     | 0.0%   | 人/月  |

資料：計画値 「中央区第6期介護保険事業計画」

実績値 地域包括ケア「見える化」システムの数値を基に作成

## （２）地域支援事業の実施状況

平成18（2006）年度に創設された地域支援事業は、介護保険の財源により区市町村が取組むこととされています。団塊の世代が後期高齢者となる平成37（2025）年を見据え、地域包括ケアシステムの構築が求められる中、平成26（2014）年の法改正により地域支援事業の大幅な見直しが行われました。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施により、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食や見守りなどの多様な生活支援サービスの充実など総合的なサービスの提供体制の構築が求められました。

また、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「地域ケア会議の充実」および「生活支援サービスの体制整備」が新たに包括的支援事業として位置付けられ、在宅生活を支える医療と介護の連携および認知症の方への支援の仕組みなどを一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制の整備が必要とされています。

### ア 介護予防・日常生活支援総合事業

全国一律の予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業へ移行し、既存の介護事業所によるサービスに加え、NPO、民間企業、住民ボランティア等の多様な主体によるサービスを提供する仕組みに見直し人材や費用の効率化を図ることにより、要支援者等への効果的な支援を行うことを目的とした「介護予防・日常生活支援総合事業」として実施することとなりました。本区では、円滑に移行するための準備期間を経て平成28（2016）年4月から総合事業を開始しました。「介護予防・生活支援サービス」の緩和型訪問サービスの実績が伸び悩んでいます。また、「一般介護予防事業」ではモデル事業を経て平成29（2017）年度から「通いの場支援事業」を本格的に開始するなど、概ね円滑な移行ができました。

#### ①介護予防・生活支援サービス

介護事業所の訪問介護員などの専門職などが利用者の自宅等を訪問して行う「訪問型サービス」、利用者が事業所などに通ってサービスを受ける「通所型サービス」があります。

従前のホームヘルプサービスやデイサービスに加えて、人員・設備基準、報酬および利用料を区が独自に設定するサービスとしては、サービスの範囲を生活援助に限定し、人員基準を緩和した「予防生活援助サービス」を設けましたが、利用は伸び悩んでいます。

また、基本チェックリストにより生活機能に低下が見られ、短期集中型トレーニングにより改善が見込まれる方を対象に、身体機能の向上を目的とした「はつらつ健康教室」を二次予防事業から移行し、実施しています。

図表6 介護予防・生活支援サービスの実績

|                     | 平成27年度(2015) |      |        | 平成28年度(2016) |      |        |
|---------------------|--------------|------|--------|--------------|------|--------|
|                     | 計画値          | 実績値  | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値  | 実績対計画比 |
| 訪問型サービス             | -            | -    | -      | -            | 288人 | -      |
| 予防訪問サービス(従来型)       | -            | -    | -      | -            | 287人 | -      |
| 予防生活援助サービス(区独自緩和型)  | -            | -    | -      | -            | 1人   | -      |
| 指定事業者               | -            | -    | -      | -            | 0人   | -      |
| シルバー人材センター          | -            | -    | -      | -            | 1人   | -      |
| 通所型サービス             |              |      |        |              |      |        |
| 予防通所サービス(従来型)       | -            | -    | -      | -            | 311人 | -      |
| はつらつ健康教室(※1)(短期集中型) | 240人         | 231人 | 96.3%  | 240人         | 200人 | 83.3%  |
| 介護予防ケアマネジメント        | -            | -    | -      | -            | 444人 | -      |

(※1) 平成27年度は介護予防事業(二次予防事業)として実施

(注) はつらつ健康教室は年間の参加人数。その他のサービスは、月あたりの利用者数

## ②一般介護予防事業

何らかの支援が必要な高齢者の状況を把握し、必要な介護予防活動などにつなげていく「介護予防把握事業」、介護予防に関する様々な普及・啓発活動を行う「介護予防普及啓発事業」、地域の介護予防に資する活動を支援する「地域介護予防活動支援事業」などを実施しています。

図表7 一般介護予防事業の実績

|                               | 平成27年度(2015) |     |        | 平成28年度(2016) |           |        |
|-------------------------------|--------------|-----|--------|--------------|-----------|--------|
|                               | 計画値          | 実績値 | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値       | 実績対計画比 |
| 介護予防把握事業(※1)(訪問健康づくり)         | 25人          | 19人 | 76.0%  | 25人          | 6人        | 24.0%  |
| 介護予防普及啓発事業(高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会) | 4回           | 4回  | 100.0% | 2回           | 2回        | 100.0% |
| 地域介護予防活動支援事業(通いの場支援事業)(※2)    | -            | -   | -      | 3カ所          | 3カ所(102回) | 100.0% |

(※1) 平成27年度は介護予防事業(二次予防事業)として実施

(※2) 平成28年度はモデル事業(区一般会計)として開始し、平成29年度から本格実施

## イ 包括的支援事業

平成27（2015）年度から新たに包括的支援事業として「地域ケア会議の充実」、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」および「生活支援サービスの体制整備」が位置付けられました。

### ①地域包括支援センターの管理運営

公正・中立な立場から介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う中核機関として、京橋、日本橋、月島の3地域におとしより相談センター（地域包括支援センター）を設置しています。各センターには社会福祉士や主任介護支援専門員、保健師などを配置し、高齢者や家族の支援を行っています。

平成28（2016）年12月に月島おとしより相談センターの分室として、勝どきおとしより相談センターを開設しました。

図表8 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の整備実績

|             | 平成27年度（2015） |     |        | 平成28年度（2016） |     |        |
|-------------|--------------|-----|--------|--------------|-----|--------|
|             | 計画値          | 実績値 | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値 | 実績対計画比 |
| おとしより相談センター | 3カ所          | 3カ所 | 100.0% | 4カ所          | 4カ所 | 100.0% |

※平成 29（2017）年 11 月に日本橋おとしより相談センター分室として、区内 5 カ所目となる人形町おとしより相談センターを開設

図表9 おとしより相談センターの地域別・内容別受付相談実績

(ア) 相談内容

(単位：件) ※重複あり

|   |   |                        | 平成27年度(2015) |       |       | 計      | 平成28年度(2016) |       |       | 計      |
|---|---|------------------------|--------------|-------|-------|--------|--------------|-------|-------|--------|
|   |   |                        | 京橋           | 日本橋   | 月島    |        | 京橋           | 日本橋   | 月島    |        |
| 予介<br>防護                                  | ① | 介護予防に関すること             | 103          | 30    | 152   | 285    | 314          | 79    | 221   | 614    |
| 総合<br>相談<br>・<br>支援                       | ② | 介護保険サービス               | 2,849        | 1,768 | 3,100 | 7,717  | 2,684        | 1,842 | 3,440 | 7,966  |
|   | ③ | 福祉・保健サービス              | 2,631        | 673   | 2,249 | 5,553  | 2,457        | 683   | 2,493 | 5,633  |
|   | ④ | 住宅改修に関すること             | 253          | 418   | 303   | 974    | 207          | 248   | 241   | 696    |
|   | ⑤ | 福祉用具に関すること             | 181          | 99    | 235   | 515    | 209          | 153   | 319   | 681    |
|   | ⑥ | 在宅療養支援に関する<br>こと(退院支援) | 222          | 173   | 326   | 721    | 305          | 163   | 381   | 849    |
|   | ⑦ | 医療・疾病(入院を含む)           | 867          | 779   | 986   | 2,632  | 713          | 885   | 984   | 2,582  |
|   | ⑧ | 入所に関すること               | 254          | 273   | 464   | 991    | 287          | 346   | 370   | 1,003  |
|   | ⑨ | 認知症に関すること              | 410          | 638   | 425   | 1,473  | 578          | 657   | 580   | 1,815  |
|   | ⑩ | 介護方法に関すること             | 9            | 98    | 186   | 293    | 11           | 62    | 108   | 181    |
|   | ⑪ | その他                    | 49           | 210   | 174   | 433    | 152          | 45    | 288   | 485    |
| 擁<br>護<br>利                               | ⑫ | 権利擁護に関すること             | 319          | 217   | 333   | 869    | 321          | 433   | 270   | 1,024  |
|   | ⑬ | 虐待に関すること               | 21           | 65    | 40    | 126    | 38           | 67    | 36    | 141    |
| ケ<br>ア<br>マ<br>ネ<br>シ<br>ャ<br>ー<br>支<br>援 | ⑭ | ケアプランに関すること            | 10           | 5     | 23    | 38     | 42           | 16    | 33    | 91     |
|   | ⑮ | 制度に関すること               | 6            | 3     | 6     | 15     | 6            | 1     | 0     | 7      |
|   | ⑯ | 社会資源に関すること             | 2            | 2     | 2     | 6      | 0            | 6     | 1     | 7      |
|   | ⑰ | その他ケアマネ業務に関すること        | 2            | 4     | 2     | 8      | 2            | 17    | 3     | 22     |
| その他(事業者等)                                 |   |                        | 0            | 0     | 5     | 5      | 0            | 0     | 2     | 2      |
| 合計  |   |                        | 8,188        | 5,455 | 9,011 | 22,654 | 8,326        | 5,703 | 9,770 | 23,799 |

(イ) 相談件数

(単位：人) ※実人数

|               |   | 平成27年度(2015) |       |       | 合計     | 平成28年度(2016) |       |       | 合計     |
|---------------|---|--------------|-------|-------|--------|--------------|-------|-------|--------|
|               |   | 京橋           | 日本橋   | 月島    |        | 京橋           | 日本橋   | 月島    |        |
| 電             | 話 | 4,029        | 2,342 | 2,764 | 9,135  | 4,130        | 2,380 | 2,925 | 9,435  |
| 来             | 所 | 1,306        | 700   | 2,818 | 4,824  | 1,176        | 708   | 3,133 | 5,017  |
| 訪             | 問 | 930          | 951   | 851   | 2,732  | 974          | 876   | 911   | 2,761  |
| 文書(FAX・メール含む) |   | 79           | 77    | 24    | 180    | 89           | 76    | 21    | 186    |
| コールセンター       |   | 39           | 11    | 50    | 100    | 35           | 11    | 77    | 123    |
| 合 計           |   | 6,383        | 4,081 | 6,507 | 16,971 | 6,404        | 4,051 | 7,067 | 17,522 |

平成28年度月島地域の件数は「勝どきおとしより相談センター」分を含む

## ②地域ケア会議

地域住民や医療・福祉・介護関係者等の参加のもと、おとしより相談センターが中心となり、「普及啓発型地域ケア会議」および「問題解決型地域ケア会議」を開催しています。関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じたきめ細かい支援につなげています。

図表10 地域ケア会議開催実績

|        |             | 平成27年度（2015） | 平成28年度（2016） |
|--------|-------------|--------------|--------------|
| 区      | 中央区地域ケア会議   | —            | 1回           |
| 日常生活圏域 | 普及啓発型地域ケア会議 | 11回          | 12回          |
|        | 問題解決型地域ケア会議 | 31回          | 27回          |

## ③在宅医療・介護連携推進事業

医療的ケアを必要とする在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援するため、中央区では平成21（2009）年度から「中央区在宅療養支援協議会」を設置し、医療機関や介護サービス事業者等の多職種が連携したネットワークの効果的な運用や在宅療養に必要な施策等に関しての協議を行っています。

また、在宅療養を支える専門職の方を対象に、多職種のチームで在宅生活を支えるための課題や支援策について考え、グループワーク等を通じたそれぞれの立場からの意見交換によって多職種の連携強化を図る「在宅療養支援研修」などを実施しています。

さらに、医療ニーズの高い要介護者向けの緊急ショートステイや在宅療養支援病床の確保など、高齢者本人やその家族の緊急時に対応する事業を実施することで、切れ目のない支援体制を整備しています。

図表11 在宅医療・介護連携推進事業の実績

|              | 平成27年度（2015）                         | 平成28年度（2016）                              |
|--------------|--------------------------------------|---|
| 在宅療養支援協議会の開催 | 5回<br>(うち、認知症ケアバス専門部会2回)             | 2回  |
| 在宅療養支援研修     | 3回<br>介護事業者向け1回（31人）<br>区民向け2回（174人） | 3回<br>医療機関・介護事業者向け1回（69人）<br>区民向け2回（105人） |
| 在宅療養支援病床     | 45人（516日）                            | 43人（508日）                                 |
| 緊急ショートステイ（※） | 3人（26日）                              | 5人（89日）                                   |
| 在宅療養支援訪問看護   | 19人（32日）                             | 9人（14日）                                   |

（※）高齢者要援護対策（区一般会計）として実施

#### ④認知症施策推進事業

認知症地域支援推進員が中心となり、個別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者の相談体制の強化および早期発見・早期診断などの支援を行っています。

認知症高齢者の状態に応じた適切な医療・介護サービス提供の流れをわかりやすく図示した認知症ケアパス（『備えて安心！認知症』）の作成や、認知症高齢者を地域で支える「認知症サポーター」の養成などを実施しています。

図表12 認知症施策推進事業の実績

|                             | 平成27年度（2015）                           | 平成28年度（2016）                    |
|-----------------------------|--|---------------------------------|
| 認知症ケアパスの作成                  | 検討<br>（在宅療養支援協議会に認知症ケアパス専門部会を設置し、3回協議） | 配布<br>（33,000部作成し、区内高齢者へ郵送）     |
| 認知症支援コーディネーター・認知症地域支援推進員の配置 | 4人                                     | 4人                              |
| 相談件数<br>（うち訪問件数）            | 1,802件<br>（うち、訪問778件）                  | 3,777件<br>（うち、訪問979件）           |
| 認知症サポーターの養成<br>（※1）         | 63回（2,436人）<br>ステップアップ1回（31人）          | 62回（2,297人）<br>ステップアップ1回（54人）   |
| 認知症初期集中支援チームの設置（※2）         | —                                      | 検討<br>（在宅療養支援協議会において設置方法について協議） |

（※1）高齢者要援護対策（区一般会計）として実施 （※2）平成29（2017）年度設置

#### ⑤生活支援体制整備事業

地域の実情に応じた地域での助け合い、支えあいを推進する「生活支援コーディネーター」の配置および「協議体」の設置等により、担い手やサービスの開発など高齢者の社会参加および生活支援の充実を図っています。

図表13 生活支援体制整備事業の実績

|                     | 平成27年度（2015） | 平成28年度（2016） |
|---------------------|--------------|--------------|
| 生活支援コーディネーターの配置（※1） | —            | 検討           |
| 協議体の設置（※2）          | 検討           | 設置準備         |

（※1）平成29（2017）年度から社会福祉協議会に委託して実施 （※2）平成29（2017）年度設置

#### ウ 任意事業

##### ①介護給付適正化事業

給付適正化専門員を配置し、ケアプランチェックを行うとともに、実地指導を実施しています。

図表14 介護給付適正化事業の実績

|               | 平成27年度（2015） | 平成28年度（2016） |
|---------------|--------------|--------------|
| ケアプラン点検対象事業所数 | 4カ所          | 4カ所          |
| 実地指導          | 20回          | 15回          |

### (3) 第6期介護保険事業の財政状況

#### ア 保険料収納状況

第1号被保険者の保険料収納率は平成27(2015)年度分、平成28(2016)年度分ともに97.76%であり、計画で見込んでいた収納率97.29%を若干上回っています。

図表15 第1号被保険者の保険料収納状況

|     | 平成27年度(2015)   | 平成28年度(2016)   |
|-----|----------------|----------------|
| 調定額 | 1,905,331,170円 | 1,968,356,430円 |
| 収納額 | 1,862,698,658円 | 1,924,230,480円 |
| 収納率 | 97.76%         | 97.76%         |

#### イ 保険給付費支出額

要支援・要介護認定者数の実績値が計画値を下回っていることから、サービス利用実績同様、保険給付費についても「その他の給付費」を除く全ての項目で実績値が計画値を下回っており、各年度の対計画比の実績は平成27(2015)年度が93.1%、平成28(2016)年度が85.2%となっています。

なお、平成28(2016)年度の保険給付費支出額は6,682,952千円となっており、在宅サービス費等はその58.6%を占めています。

図表16 保険給付費の計画値と実績値の比較

|            | 平成27年度(2015) |             |        | 平成28年度(2016) |             |        |
|------------|--------------|-------------|--------|--------------|-------------|--------|
|            | 計画値          | 実績値         | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値         | 実績対計画比 |
| 保険給付費※1    | 7,249,957千円  | 6,747,926千円 | 93.1%  | 7,841,026千円  | 6,682,952千円 | 85.2%  |
| 在宅サービス費※2  | 4,461,567千円  | 4,205,679千円 | 94.3%  | 4,357,395千円  | 3,916,753千円 | 89.9%  |
| 施設サービス費    | 1,856,355千円  | 1,703,398千円 | 91.8%  | 1,846,727千円  | 1,653,257千円 | 89.5%  |
| 地域密着型サービス費 | 611,400千円    | 523,875千円   | 85.7%  | 1,281,799千円  | 756,092千円   | 59.0%  |
| その他の給付費※3  | 320,635千円    | 314,974千円   | 98.2%  | 355,105千円    | 356,850千円   | 100.5% |

※1 各年度の計画値は、一定所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を反映させているため、第6期計画の見込み額と一致しない。

※2 在宅サービス費には、特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費、住宅改修費・介護予防住宅改修費、居宅介護支援費・介護予防支援費を含む。また、各年度の計画値は、一定所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額を反映させているため、第6期計画の計画値と一致しない。

※3 その他の給付費とは、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス等給付費、審査支払手数料を指す。

## ウ 地域支援事業費支出額

保険給付費と同様に保険料の算定基礎となる地域支援事業費の支出額は、当初、平成29（2017）年度からを想定していた「介護予防・日常生活支援総合事業」の移行を1年前倒しして平成28（2016）年4月に行ったことや、「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症施策推進事業」をはじめとした包括的支援事業を充実したことにより、平成28（2016）年度の実績値が計画値を大幅に上回っています。

図表17 地域支援事業費の計画値と実績値の比較

|                   | 平成27年度（2015） |           |        | 平成28年度（2016） |           |        |
|-------------------|--------------|-----------|--------|--------------|-----------|--------|
|                   | 計画値          | 実績値       | 実績対計画比 | 計画値          | 実績値       | 実績対計画比 |
| <b>地域支援事業費</b>    | 141,015千円    | 125,301千円 | 88.9%  | 198,339千円    | 355,840千円 | 179.4% |
| 介護予防・日常生活支援総合事業費※ | 68,265千円     | 35,442千円  | 51.9%  | 125,589千円    | 186,969千円 | 148.9% |
| 包括的支援事業・任意事業費     | 72,750千円     | 89,859千円  | 123.5% | 72,750千円     | 168,871千円 | 232.1% |

※ 平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業を実施。平成27年度は介護予防事業費。介護予防・日常生活支援総合事業費とは介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、その他諸費を指す。

## エ 介護保険給付準備基金の積立状況

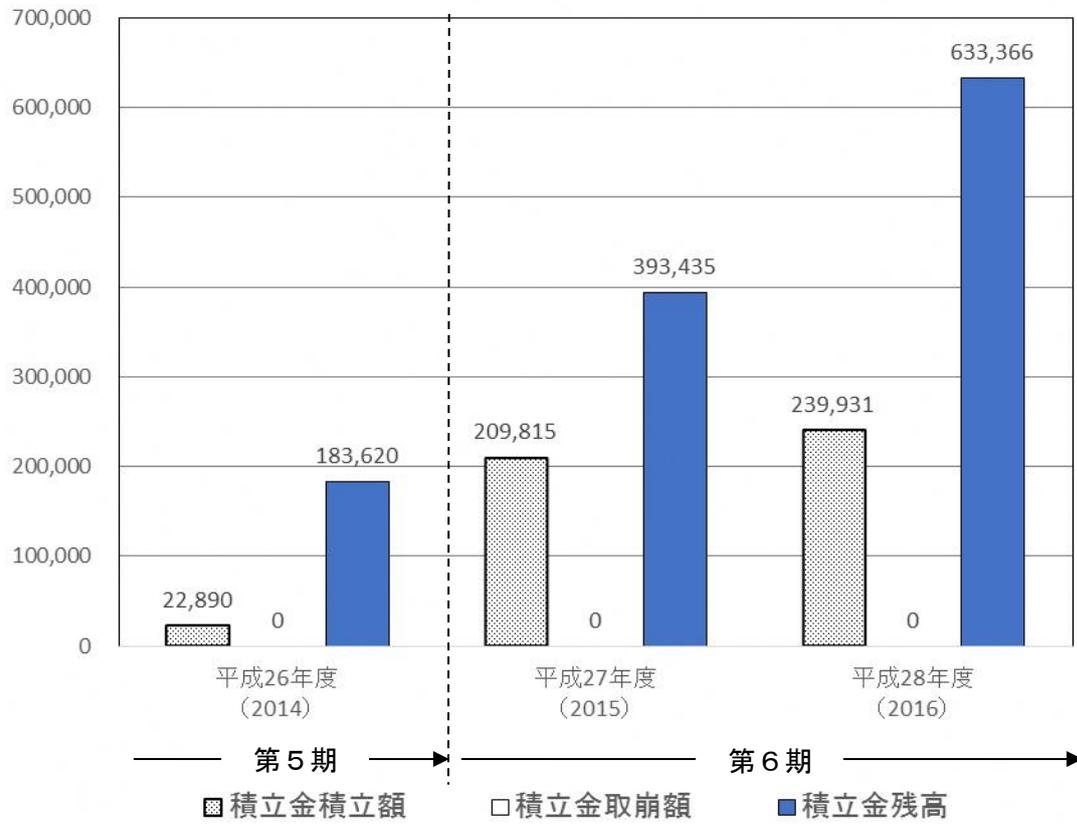
介護保険制度では、3年間の計画期間ごとにその期間を通じて同一の保険料を、その間の介護サービスの見込量に見合うよう設定しており、介護給付費が年々増加していることを踏まえると、計画期間の初年度には剰余金が、また最終年度には不足が生じることが想定されます。そのため、「介護保険給付準備基金」を設け、初年度の剰余金等を管理しています。

平成28（2016）年度末現在、基金の積立金残高は633,366千円となっています。

図表18 介護保険給付準備基金の積立状況

|                    | A<br>積立金積立額 | B<br>積立金取崩額 | A-B<br>当年度増減額 | 積立金残高     |
|--------------------|-------------|-------------|---------------|-----------|
| <b>平成27年度（決算額）</b> | 209,815千円   | 0千円         | 209,815千円     | 393,435千円 |
| 前期繰越額              | -           | -           | -             | 183,620千円 |
| 余剰による積立分           | 209,770千円   | -           | 209,770千円     | -         |
| 27年度不足分            | -           | 0千円         | 0千円           | -         |
| 利子                 | 45千円        | -           | 45千円          | -         |
| <b>平成28年度（決算額）</b> | 239,931千円   | 0千円         | 239,931千円     | 633,366千円 |
| 余剰による積立分           | 239,895千円   | -           | 239,895千円     | -         |
| 28年度不足分            | -           | 0千円         | 0千円           | -         |
| 利子                 | 36千円        | -           | 36千円          | -         |
| <b>平成27～28年度合計</b> | 449,746千円   | 0千円         | 449,746千円     | -         |

図表19 介護保険給付準備基金の推移



## (4) 介護保険施設等の整備実績

### ア 介護保険施設等

介護が必要となっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「小規模多機能型居宅介護」を京橋地域（湊）と月島地域（勝どき）に1か所ずつ整備するとともに、「認知症対応型共同生活介護」（認知症高齢者グループホーム）を京橋地域（湊）の同施設に整備しました。また、「介護老人福祉施設」については、平成27（2015）年度にマイホームはるみを26床増床し、同施設の短期入所生活介護（ショートステイ）についても3床増床しました。

図表20 介護保険施設等の整備実績

|                  |      | 第6期計画<br>策定時点 | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 計    |
|------------------|------|---------------|------------------|------------------|------------------|------|
| 小規模多機能型<br>居宅介護  | 登録定員 | 25人           | -                | 54人              | -                | 79人  |
|                  | 宿泊定員 | 9人            | -                | 14人              | -                | 23人  |
|                  | 箇所数  | 1カ所           | -                | 2カ所              | -                | 3カ所  |
| 認知症対応型<br>共同生活介護 | 定員   | 45人           | -                | 18人              | -                | 63人  |
|                  | 箇所数  | 3カ所           | -                | 1カ所              | -                | 4カ所  |
| 介護老人福祉施設         | 定員   | 245人          | 26人              | -                | -                | 271人 |
|                  | 箇所数  | 4カ所           | -                | -                | -                | 4カ所  |
| 短期入所生活介護         | 定員   | 54人           | 3人               | -                | -                | 57人  |
|                  | 箇所数  | 6カ所           | -                | -                | -                | 6カ所  |

### イ 高齢者の住まい

高齢者の居住の安定を確保するため、バリアフリー構造等を有し、安否確認や生活相談などの高齢者を支援するサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を勝どき五丁目に整備しました。

図表21 高齢者の住まいの整備実績

|                   |     | 第6期計画<br>策定時点 | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 計   |
|-------------------|-----|---------------|------------------|------------------|------------------|-----|
| サービス付き<br>高齢者向け住宅 | 定員  | -             | -                | 34戸              | -                | 34戸 |
|                   | 箇所数 | -             | -                | 1カ所              | -                | 1カ所 |

## 2 第7期介護保険事業計画サービス事業量等の見込みと介護保険料

### (1) 第7期計画中の取組予定

#### ア 施設・居住系サービスの整備計画

認知症になっても、また多くの介護が必要となっても区内の住み慣れた環境で生活が続けられるよう、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）および地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を、それぞれ1カ所ずつ整備します。

図表22 施設・居住系サービスの整備計画

|                   |     | 平成29<br>年度末 | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 計   |
|-------------------|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|-----|
| 認知症対応型<br>共同生活介護  | 定員  | 63人         | -                | -                | 18人              | 81人 |
|                   | 箇所数 | 4カ所         | -                | -                | 1カ所              | 5カ所 |
| 地域密着型<br>介護老人福祉施設 | 定員  | 58人         | -                | -                | 29人              | 87人 |
|                   | 箇所数 | 2カ所         | -                | -                | 1カ所              | 3カ所 |

#### イ 在宅サービスの整備計画

平成32（2020）年度に短期入所生活介護（ショートステイ）の定員を8人分増やし、在宅生活の継続を支援します。

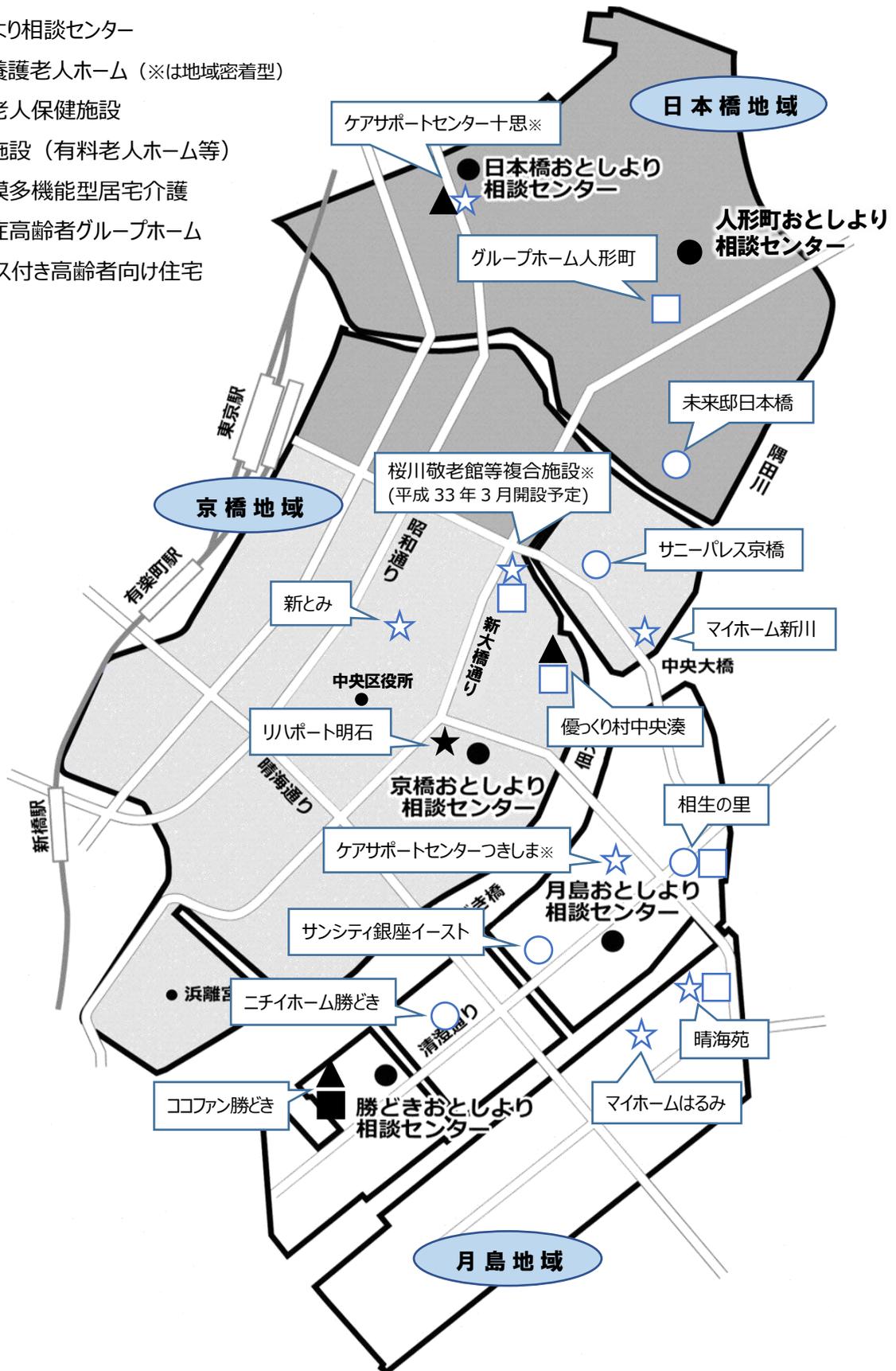
図表23 在宅サービスの整備計画

|          |     | 平成29<br>年度末 | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 計   |
|----------|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|-----|
| 短期入所生活介護 | 定員  | 57人         | -                | -                | 8人               | 65人 |
|          | 箇所数 | 6カ所         | -                | -                | 1カ所              | 7カ所 |

ウ 日常生活圏域における高齢者関係施設等の位置図

【凡例】

- おとしより相談センター
- ☆ 特別養護老人ホーム（※は地域密着型）
- ★ 介護老人保健施設
- 特定施設（有料老人ホーム等）
- ▲ 小規模多機能型居宅介護
- 認知症高齢者グループホーム
- サービス付き高齢者向け住宅



## (2) 介護保険サービス量等の見込み

計画期間における介護サービス量および給付費等の見込みについては、国の示した推計手順に従い、本区の人口推計、要支援・要介護認定者数や給付実績をもとに推計しました。また、この見込みに基づき保険料の算定を行っています。

### 【サービス量等推計および保険料決定の流れ】

1

#### 被保険者数および要支援・要介護認定者数の推計

過去の出生率や転出入による移動人口の割合、一定規模以上の新規住宅開発などの要因を加味した区の人口推計に基づき、第7期期間（平成30（2018）～32（2020）年度）の被保険者数を推計する。推計した被保険者数と、平成28（2016）年度から29（2017）年度にかけての要支援・要介護認定率の伸びを用いて要支援・要介護認定者数を推計する。

2

#### 施設・居住系サービスの量の推計

1で推計した要支援・要介護認定者数と、平成28（2016）年度から29（2017）年度にかけての利用率の伸びを用いて施設・居住系サービス利用者数を自然体推計し、今後のサービス整備の予定を踏まえて施設・居住系サービス利用者数を推計する。

3

#### 在宅サービスの量の推計

1で推計した要支援・要介護認定者数から2で推計した施設・居住系サービス利用者数を除いた在宅サービス対象者を集計し、今後のサービス整備の予定を踏まえて在宅介護・地域密着型サービス利用者数を見込む。

4

#### 保険給付費・地域支援事業費の推計

2および3のサービス量の見込みをもとに、第7期期間中に必要な介護（予防）給付費等を推計する。また、特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費等のその他給付費および地域支援事業についても実績をもとに事業費を推計する。

5

#### 介護保険料基準額および所得段階別保険料等の設定

第7期期間の保険給付費推計、保険料段階別の被保険者数の推計および国が示す保険料算定に必要な係数をもとに、第7期の介護保険料基準額および保険料段階を設定する。

**【東京都地域医療構想に基づく介護施設・在宅医療等の追加的需要への対応】**

東京都が平成 28 (2016) 年に策定した「地域医療構想」に基づく、平成 37 (2025) 年に向けた病床の機能分化・連携の推進による新たな医療提供体制の構築を受けて、介護施設や在宅医療・介護の新たなサービス必要量を見込みました。

東京都の示した高齢者人口等による試算値から、二次保健医療圏での協議を経て得られた以下の人数を、本区で今後見込まれる 65 歳以上の在宅療養者の追加的需要として推計に加えました。

図表 24 在宅療養者の追加的需要の推計値

| 病床移行区分           | 介護療養 | 医療療養 | 介護施設 | 在宅医療 | 計   |
|------------------|------|------|------|------|-----|
| 平成32年度<br>(2020) | 13人  | 0人   | 5人   | 13人  | 31人 |
| 平成37年度<br>(2025) | 25人  | 0人   | 16人  | 41人  | 82人 |

**【介護離職ゼロへの対応】**

国では、《新・三本の矢》の「安心につながる社会保障」に関連する取組の一環として 2020 年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止等を図るとして「介護離職ゼロ」を推進していくこととしています。これを受けて、追加的に整備の推進が求められる介護サービス量については、東京都の示す推計方法に基づき、平成 32 (2020) 年度までに 37 人、平成 37 (2025) 年度までに 98 人の追加的需要に対応できるよう、各年度の介護サービス見込量に加えました。

## ア 第1号被保険者数

65歳以上の第1号被保険者は増加しており、平成37(2025)年度には平成29(2017)年度の1.14倍となる見込みです。特に後期高齢者である75歳以上の人数については、平成37(2025)年度には平成29(2017)年度の1.26倍まで増加することが見込まれます。

図表25 第1号被保険者数の実績と見込み

| (単位：人)          | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                 | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |
| <b>第1号被保険者数</b> | 23,239           | 23,824           | 24,390           | 24,726           | 25,120           | 25,419           | 27,847           |
| 65～74歳          | 12,153           | 12,290           | 12,366           | 12,292           | 12,397           | 12,600           | 12,709           |
| 75歳以上           | 11,086           | 11,534           | 12,024           | 12,434           | 12,723           | 12,819           | 15,138           |

※平成29年度までは介護保険事業状況報告(各年9月末)、平成30年度以降は区推計資料

## イ 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は平成37(2025)年度には6,650人になり、平成29(2017)年度の1.36倍になると見込まれます。

図表26 要支援・要介護認定者数の実績と見込み

| (単位：人)      | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  |
|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|             | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |
| <b>認定者数</b> | <b>4,463</b>     | <b>4,584</b>     | <b>4,901</b>     | <b>5,123</b>     | <b>5,386</b>     | <b>5,680</b>     | <b>6,650</b>     |
| 要支援1        | 575              | 657              | 695              | 723              | 754              | 783              | 941              |
| 要支援2        | 535              | 526              | 585              | 618              | 669              | 723              | 1,080            |
| (要支援者計)     | 1,110            | 1,183            | 1,280            | 1,341            | 1,423            | 1,506            | 2,021            |
| 要介護1        | 841              | 845              | 992              | 1,046            | 1,107            | 1,168            | 1,284            |
| 要介護2        | 803              | 835              | 839              | 879              | 916              | 959              | 1,029            |
| 要介護3        | 692              | 706              | 697              | 720              | 746              | 769              | 834              |
| 要介護4        | 564              | 568              | 586              | 604              | 629              | 667              | 754              |
| 要介護5        | 453              | 447              | 507              | 533              | 565              | 611              | 728              |
| (要介護者計)     | 3,353            | 3,401            | 3,621            | 3,782            | 3,963            | 4,174            | 4,629            |

※平成29年度までは介護保険事業状況報告(各年9月末)、平成30年度以降は区推計資料

## ウ 施設サービス量

第7期計画期間の末頃に予定されている「地域密着型介護老人福祉施設」の施設整備分を含めて、利用者数は全体として微増で推移すると見込んでいます。

図表27 施設サービス量の実績と見込み

| サービス区分                             | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  | 単位  |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
|                                    | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |     |
| <b>施設サービス利用者数</b>                  | <b>578</b>       | <b>571</b>       | <b>585</b>       | <b>598</b>       | <b>608</b>       | <b>630</b>       | <b>758</b>       | 人/月 |
| 介護老人福祉施設<br>(地域密着型含む)              | 381              | 387              | 396              | 406              | 412              | 430              | 544              | 人/月 |
| 介護老人福祉施設                           | 324              | 330              | 338              | 348              | 354              | 365              | 457              | 人/月 |
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>入所者生活介護           | 57               | 57               | 58               | 58               | 58               | 65               | 87               | 人/月 |
| 介護老人保健施設                           | 172              | 162              | 166              | 169              | 173              | 177              | 185              | 人/月 |
| 介護医療院(平成37年度は介護療養<br>型医療施設を含む)(※1) | -                | -                | -                | 0                | 0                | 0                | 29               | 人/月 |
| 介護療養型医療施設(※2)                      | 25               | 22               | 23               | 23               | 23               | 23               | -                | 人/月 |

(※1)「介護医療院」とは、平成29年度の法改正により創設された新たな介護保険施設で、要介護者に対して「長期療養のための医療」および「日常生活上の介護」を一体的に提供する。

(※2)「介護療養型医療施設」の廃止・転換期限は平成29年度末までとされていたが、転換等のための経過措置期間が6年間延長された。

## エ 居住系サービス量

「特定施設入居者生活介護」の利用者数は年々増加しており、その傾向が続くものと見込んでいます。第7期計画期間の末頃に施設整備が予定されている「認知症対応型共同生活介護」(認知症高齢者グループホーム)は平成32(2020)年度に増加を見込んでいます。

図表28 居住系サービス量の実績と見込み

| サービス区分                        | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  | 単位  |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
|                               | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |     |
| <b>居住系サービス利用者数</b>            | <b>483</b>       | <b>518</b>       | <b>541</b>       | <b>565</b>       | <b>599</b>       | <b>641</b>       | <b>897</b>       | 人/月 |
| 特定施設入居者生活介護<br>(介護予防・地域密着型含む) | 434              | 470              | 476              | 502              | 536              | 573              | 726              | 人/月 |
| 特定施設入居者生活介護                   | 396              | 439              | 446              | 476              | 511              | 549              | 700              | 人/月 |
| 介護予防特定施設入居者<br>生活介護           | 38               | 31               | 30               | 26               | 25               | 24               | 26               | 人/月 |
| 地域密着型特定施設入居者<br>生活介護          | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 人/月 |
| 認知症対応型共同生活介護<br>(介護予防含む)      | 49               | 48               | 65               | 63               | 63               | 68               | 171              | 人/月 |
| 認知症対応型共同生活介護                  | 49               | 48               | 65               | 63               | 63               | 68               | 171              | 人/月 |
| 介護予防認知症対応型<br>共同生活介護          | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 人/月 |

## オ 在宅サービス量

### ①居宅サービス

「訪問看護」および「居宅療養管理指導」の利用者数が大幅に増加しており、医療系サービスのニーズが高くなっている状況が見られます。病床機能分化・医療介護連携の推進を踏まえて、引き続き利用者数の増加を見込んでいます。その他のサービスについては、要支援・要介護認定者数の推移に合わせて、利用者数の増加を見込んでいます。

図表29 居宅サービス量の実績と見込み

| サービス区分              | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  | 単位  |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
|                     | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |     |
| 訪問介護（介護予防含む）        | 1,253            | 991              | 1,003            | 1,089            | 1,145            | 1,215            | 1,262            | 人/月 |
| 訪問介護                | 19,008           | 18,811           | 19,949           | 22,086           | 23,422           | 25,320           | 26,135           | 回/月 |
| 介護予防訪問介護            | 956              | 963              | 1,002            | 1,089            | 1,145            | 1,215            | 1,262            | 人/月 |
| 介護予防訪問介護            | 297              | 28               | 1                | -                | -                | -                | -                | 人/月 |
| 訪問入浴介護（介護予防含む）      | 411              | 399              | 445              | 488              | 528              | 582              | 593              | 回/月 |
| 訪問入浴介護              | 85               | 83               | 82               | 101              | 109              | 120              | 122              | 人/月 |
| 訪問入浴介護              | 411              | 399              | 445              | 488              | 528              | 582              | 593              | 回/月 |
| 訪問入浴介護              | 85               | 83               | 82               | 101              | 109              | 120              | 122              | 人/月 |
| 介護予防訪問入浴介護          | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 回/月 |
| 介護予防訪問入浴介護          | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 人/月 |
| 訪問看護（介護予防含む）        | 5,225            | 5,752            | 7,300            | 7,999            | 8,829            | 9,930            | 11,788           | 回/月 |
| 訪問看護                | 586              | 639              | 730              | 802              | 886              | 994              | 1,192            | 人/月 |
| 訪問看護                | 4,903            | 5,326            | 6,616            | 7,187            | 7,866            | 8,779            | 9,863            | 回/月 |
| 訪問看護                | 540              | 575              | 641              | 695              | 758              | 840              | 938              | 人/月 |
| 介護予防訪問看護            | 322              | 426              | 684              | 812              | 963              | 1,151            | 1,925            | 回/月 |
| 介護予防訪問看護            | 46               | 64               | 89               | 107              | 128              | 154              | 254              | 人/月 |
| 訪問リハビリテーション（介護予防含む） | 760              | 841              | 788              | 949              | 977              | 1,044            | 1,074            | 回/月 |
| 訪問リハビリテーション         | 61               | 67               | 63               | 75               | 77               | 82               | 85               | 人/月 |
| 訪問リハビリテーション         | 731              | 793              | 737              | 893              | 921              | 988              | 991              | 回/月 |
| 訪問リハビリテーション         | 58               | 62               | 57               | 69               | 71               | 76               | 76               | 人/月 |
| 介護予防訪問リハビリテーション     | 29               | 48               | 51               | 56               | 56               | 56               | 83               | 回/月 |
| 介護予防訪問リハビリテーション     | 3                | 5                | 6                | 6                | 6                | 6                | 9                | 人/月 |
| 居宅療養管理指導（介護予防含む）    | 762              | 841              | 912              | 1,004            | 1,109            | 1,220            | 1,315            | 人/月 |
| 居宅療養管理指導            | 724              | 804              | 877              | 972              | 1,079            | 1,194            | 1,279            | 人/月 |
| 介護予防居宅療養管理指導        | 38               | 37               | 35               | 32               | 30               | 26               | 36               | 人/月 |
| 通所介護（介護予防含む）        | 1,251            | 632              | 636              | 696              | 729              | 764              | 775              | 人/月 |
| 通所介護                | 8,907            | 5,883            | 6,292            | 6,877            | 7,194            | 7,530            | 7,597            | 回/月 |
| 通所介護                | 954              | 631              | 636              | 696              | 729              | 764              | 775              | 人/月 |
| 介護予防通所介護            | 297              | 1                | 0                | -                | -                | -                | -                | 人/月 |
| 通所リハビリテーション（介護予防含む） | 98               | 101              | 109              | 116              | 124              | 136              | 154              | 人/月 |
| 通所リハビリテーション         | 470              | 491              | 547              | 602              | 664              | 747              | 837              | 回/月 |
| 通所リハビリテーション         | 70               | 73               | 80               | 88               | 97               | 109              | 122              | 人/月 |
| 介護予防通所リハビリテーション     | 28               | 28               | 29               | 28               | 27               | 27               | 32               | 人/月 |
| 短期入所生活介護（介護予防含む）    | 1,730            | 1,782            | 1,765            | 1,876            | 2,015            | 2,197            | 2,266            | 日/月 |
| 短期入所生活介護            | 193              | 199              | 212              | 226              | 242              | 263              | 275              | 人/月 |
| 短期入所生活介護            | 1,715            | 1,771            | 1,744            | 1,849            | 1,977            | 2,148            | 2,190            | 日/月 |
| 短期入所生活介護            | 191              | 198              | 208              | 221              | 235              | 254              | 261              | 人/月 |
| 介護予防短期入所生活介護        | 15               | 11               | 21               | 27               | 38               | 49               | 76               | 日/月 |
| 介護予防短期入所生活介護        | 2                | 1                | 4                | 5                | 7                | 9                | 14               | 人/月 |

（※）「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業へ移行

| サービス区分               | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  | 単位  |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
|                      | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |     |
| 短期入所療養介護<br>(介護予防含む) | 319              | 303              | 279              | 293              | 305              | 442              | 551              | 日/月 |
|                      | 35               | 30               | 30               | 32               | 33               | 49               | 62               | 人/月 |
| 短期入所療養介護             | 318              | 303              | 279              | 293              | 305              | 442              | 551              | 日/月 |
|                      | 34               | 30               | 30               | 32               | 33               | 49               | 62               | 人/月 |
| 介護予防短期入所療養介護         | 1                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 日/月 |
|                      | 1                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 人/月 |
| 福祉用具貸与 (介護予防含む)      | 1,333            | 1,405            | 1,507            | 1,611            | 1,735            | 1,879            | 2,197            | 人/月 |
| 福祉用具貸与               | 1,166            | 1,208            | 1,296            | 1,379            | 1,474            | 1,587            | 1,749            | 人/月 |
| 介護予防福祉用具貸与           | 167              | 197              | 211              | 232              | 261              | 292              | 448              | 人/月 |
| 特定福祉用具購入<br>(介護予防含む) | 34               | 34               | 32               | 37               | 40               | 42               | 46               | 人/月 |
| 特定福祉用具購入             | 29               | 28               | 26               | 31               | 33               | 35               | 36               | 人/月 |
| 特定介護予防福祉用具購入         | 5                | 6                | 6                | 6                | 7                | 7                | 10               | 人/月 |
| 住宅改修 (介護予防含む)        | 24               | 19               | 22               | 24               | 25               | 28               | 31               | 人/月 |
| 住宅改修                 | 17               | 14               | 14               | 15               | 16               | 17               | 16               | 人/月 |
| 介護予防住宅改修             | 7                | 5                | 8                | 9                | 9                | 11               | 15               | 人/月 |
| 居宅介護支援 (介護予防含む)      | 2,414            | 2,153            | 2,213            | 2,424            | 2,551            | 2,700            | 2,933            | 人/月 |
| 居宅介護支援               | 1,810            | 1,849            | 1,946            | 2,073            | 2,176            | 2,300            | 2,377            | 人/月 |
| 介護予防支援               | 604              | 304              | 267              | 351              | 375              | 400              | 556              | 人/月 |

②地域密着型サービス

「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」は、今後の医療ニーズのある要介護高齢者の増加に応じた利用者数の増加を見込んでいます。また、「小規模多機能型居宅介護」は、区内に3カ所整備され、今後も在宅ニーズの増加・多様化を踏まえて利用の推進を図っていくため、利用者数の増加を見込んでいます。その他のサービスは、要介護認定者数の推移に合わせて利用者数の増加を見込んでいます。

図表30 地域密着型サービス量の実績と見込み

| サービス区分                  | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  | 単位  |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
|                         | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |     |
| 定期巡回・随時対応型<br>訪問介護看護    | 12               | 18               | 23               | 44               | 55               | 79               | 90               | 人/月 |
| 夜間対応型訪問介護               | 70               | 71               | 73               | 75               | 82               | 94               | 101              | 人/月 |
| 地域密着型通所介護               | -                | 3,112            | 3,098            | 3,464            | 3,628            | 3,777            | 3,911            | 回/月 |
|                         | -                | 440              | 442              | 495              | 519              | 541              | 560              | 人/月 |
| 認知症対応型通所介護<br>(介護予防含む)  | 752              | 751              | 709              | 831              | 871              | 932              | 935              | 回/月 |
|                         | 82               | 78               | 68               | 86               | 90               | 96               | 96               | 人/月 |
| 認知症対応型通所介護              | 752              | 751              | 709              | 831              | 871              | 932              | 935              | 回/月 |
|                         | 82               | 78               | 68               | 86               | 90               | 96               | 96               | 人/月 |
| 介護予防<br>認知症対応型通所介護      | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 回/月 |
|                         | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 人/月 |
| 小規模多機能型居宅介護<br>(介護予防含む) | 15               | 23               | 30               | 44               | 54               | 79               | 108              | 人/月 |
| 小規模多機能型居宅介護             | 14               | 23               | 30               | 44               | 54               | 79               | 108              | 人/月 |
| 介護予防<br>小規模多機能型居宅介護     | 1                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 人/月 |
| 看護小規模多機能型居宅介護           | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 0                | 29               | 人/月 |

※「通所介護」のうち、小規模な通所介護事業所（※利用定員18人以下）のサービスについては、平成28年度から「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行

## カ 地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の量の見込み

本区では、平成28（2016）年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始しました。

### ① 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスでは、従来型の訪問および通所サービス利用者は要支援認定者数の増加に合わせて増加し、区独自の生活援助専門のサービスである「予防生活援助サービス」の利用者数はゆるやかな伸びで推移すると見込んでいます。

図表31 介護予防・生活支援サービスの実績と見込み

|                         | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  | 単位  |
|-------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|
|                         | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |     |
| 訪問型サービス                 | -                | 288人             | 306人             | 326人             | 346人             | 366人             | 513人             | 人/月 |
| 予防訪問サービス<br>（従来型）       | -                | 287人             | 302人             | 313人             | 326人             | 341人             | 463人             | 人/月 |
| 予防生活援助サービス<br>（区独自緩和型）  | -                | 1人               | 4人               | 13人              | 20人              | 25人              | 50人              | 人/月 |
| 指定事業者                   | -                | 0人               | 3人               | 10人              | 15人              | 20人              | 40人              | 人/月 |
| シルバー人材センター              | -                | 1人               | 1人               | 3人               | 5人               | 5人               | 10人              | 人/月 |
| 通所型サービス                 |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  | -   |
| 予防通所サービス<br>（従来型）       | -                | 311人             | 355人             | 379人             | 402人             | 425人             | 595人             | 人/月 |
| はつらつ健康教室（※1）<br>（短期集中型） | 231人             | 200人             | 200人             | 200人             | 200人             | 200人             | 200人             | 人/年 |
| 介護予防ケアマネジメント            | -                | 444人             | 438人             | 467人             | 495人             | 524人             | 734人             | 人/月 |

（※1）平成27年度は介護予防事業（二次予防事業）として実施

### ② 一般介護予防事業

今後、新たに介護予防プログラムを開発し、通いの場とともに区内全域へ広めていきます。また、退職後の生き方を考え地域活動に参加するきっかけを提供するため、「退職後の生き方塾」を開催します。

図表32 一般介護予防事業の実績と見込み

|                          | 実績値              |                  |                  | 見込値              |                  |                  |                  |
|--------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|                          | 平成27年度<br>(2015) | 平成28年度<br>(2016) | 平成29年度<br>(2017) | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 平成37年度<br>(2025) |
| 介護予防普及啓発事業               |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
| 訪問健康づくり（※1）              | 19人              | 6人               | 20人              | 20人              | 20人              | 20人              | 20人              |
| 介護予防プログラムの普及             | -                | -                | -                | 調査・検討            | 60カ所             | 70カ所             | 120カ所            |
| 地域介護予防活動支援事業             |                  |                  |                  |                  |                  |                  |                  |
| 通いの場支援事業（※2）             | -                | 3カ所<br>(102回)    | 13団体             | 21団体             | 29団体             | 37団体             | 80団体             |
| 「退職後の生き方塾」<br>の開催および活動支援 | -                | -                | -                | 開催               | 活動支援             | 活動支援             | -                |

（※1）平成27年度は介護予防事業（二次予防事業）として実施。

（※2）平成28年度はモデル事業（区一般会計）として開始し、平成29年度から本格実施。

### (3) 介護サービス事業費等の見込み

#### ア 標準給付費の見込み

高齢化の進展による要介護認定者数の増加に伴い、介護給付の増加が見込まれます。第6期までの保険給付の実績を踏まえ、平成30（2018）年度から平成32（2020）年度までの3年間に見込まれる標準給付費総額はおよそ245億円です。

図表33 標準給付費の見込み

|                               | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 合計           |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|--------------|
| 総給付費                          | 7,250,534千円      | 7,643,251千円      | 8,297,651千円      | 23,191,436千円 |
| 在宅サービス費（※1）                   | 3,950,108千円      | 4,251,178千円      | 4,733,294千円      | 12,934,580千円 |
| 居住系サービス費                      | 1,385,318千円      | 1,467,366千円      | 1,572,039千円      | 4,424,723千円  |
| 施設サービス費                       | 1,953,985千円      | 1,986,346千円      | 2,059,235千円      | 5,999,566千円  |
| 一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額（※2） | ▲38,877千円        | ▲61,639千円        | ▲66,917千円        | ▲167,433千円   |
| その他給付費（※3）                    | 415,378千円        | 437,877千円        | 475,367千円        | 1,328,622千円  |
| 標準給付費 計                       | 7,665,913千円      | 8,081,128千円      | 8,773,019千円      | 24,520,059千円 |

※1 在宅サービス費には、特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費、住宅改修費・介護予防住宅改修費、居宅介護支援費・介護予防支援費を含む

※2 利用者負担3割導入（平成30年8月～）による財政影響額

※3 その他給付費とは、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を指す

（注）千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある

#### イ 地域支援事業費の見込み

介護予防の総合的な推進、高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みづくりのための地域支援事業にかかる費用は、高齢者人口の伸びに合わせて増加し、3年間で13.6億円と見込んでいます。

図表34 地域支援事業費の見込み

|                   | 平成30年度<br>(2018) | 平成31年度<br>(2019) | 平成32年度<br>(2020) | 合計          |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|-------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業費  | 218,525千円        | 247,471千円        | 255,690千円        | 721,685千円   |
| 包括的支援事業・任意事業費（※4） | 196,163千円        | 219,636千円        | 222,605千円        | 638,404千円   |
| 地域支援事業費 計         | 414,688千円        | 467,107千円        | 478,295千円        | 1,360,089千円 |

※4 「地域包括支援センター管理事業」「在宅医療・介護連携推進事業」「認知症施策推進事業」「生活支援体制整備事業」および「介護給付適正化事業」の実施にかかる事業費

（注）千円単位で掲載しているため、表中の数値を計算しても合計が一致しない場合がある

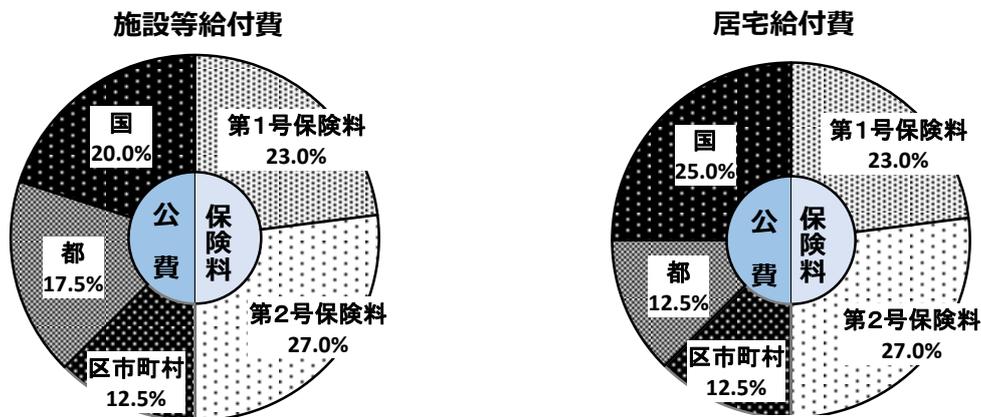
## (4) 財源構成および第1号被保険者介護保険料

### ア 介護給付費等の財源構成

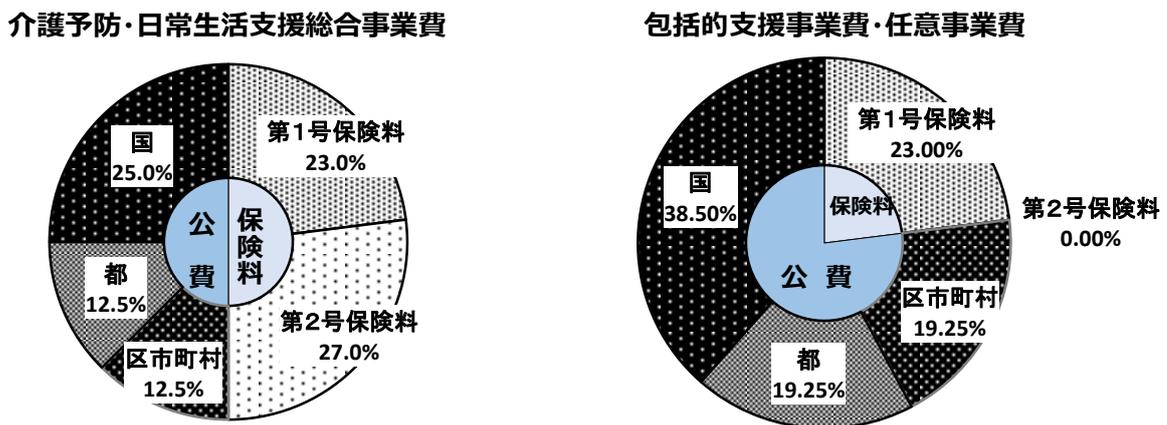
介護給付費等の財源は、利用者負担分を除いた保険給付費および地域支援事業費を公費（国・都・区）および40歳以上の被保険者の保険料で賄うしくみとなっています。

高齢者人口の増加に伴い、第7期の第1号被保険者（65歳以上）の負担割合は第6期の22%から23%に、第2号被保険者（40～64歳）の保険料は28%から27%に改正されました。

図表35 介護保険給付費の財源構成



図表36 地域支援事業費の財源構成



※国の負担割合には調整交付金（約5%）が含まれる。

※第1号保険料には、低所得者の保険料軽減に関わる公費負担分が含まれる。

## イ 第7期介護保険料基準額の設定

65歳以上の第1号介護保険料は、区市町村（保険者）ごとに決められ、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。介護サービスの利用見込量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば下がる仕組みとなっています。

本区においても、高齢化の進展による要介護認定者数の増加に伴う介護給付費の増加等により、保険料水準の上昇が見込まれます。

第7期計画期間に見込まれる総給付費から算出した第1号被保険者の第7期保険料基準額は月額6,468円と推計されます。

一方で、介護保険事業のこれまでの第1号保険料の余剰金を預金利子も含めて介護保険給付準備基金で管理しており、第6期末時点での基金残高は約7.8億円と見込んでいます。そのうち約5.6億円を活用することにより基準額を548円軽減し、第7期介護保険料基準額を第6期と同額の5,920円に据え置くこととしました。

第7期  
保険料基準額

5,920円

(月額)

=

第7期の介護サービスの総費用のうち第1号被保険者負担分

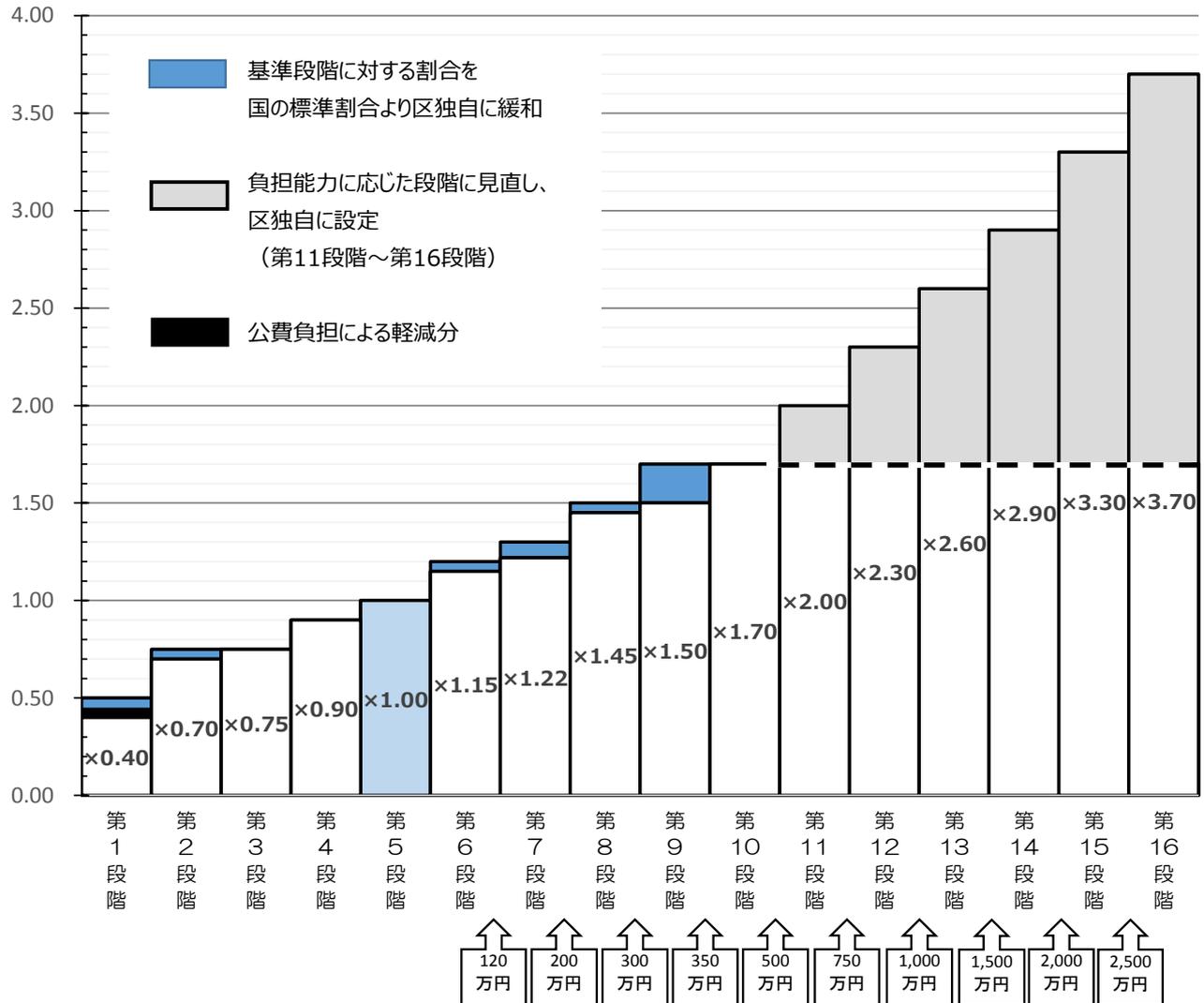
3年×12カ月×中央区の第1号被保険者数

※基本的に上記算出式によるが、年齢区分別高齢者数、第1号被保険者の所得分布、介護保険給付準備基金の活用により最終的に決定

### ウ 負担能力に応じた区独自の保険料段階設定

第1号保険料は被保険者の所得に応じて段階的に定められます。第7期で国が標準とする9段階から、本区は負担能力に応じたより細かな段階、保険料率を設定しています。

図表37 負担能力に応じた区独自の保険料段階設定



### エ 低所得者の保険料軽減

区では所得の低い方の負担を軽減するため、国の制度による公費軽減とは別に、第7期から新たに区分第1段階の保険料率を国の標準段階から0.05引き下げます。必要な財源は、高所得層の多段階化（第16段階を新設）及び保険料率の加重により賄います。

オ 第7期の所得段階別介護保険料

図表38 第7期の所得段階別介護保険料

| 第7期：平成30（2018）～32（2020）年度 |   |   |              | 第6期<br>平成27（2015）～29（2017）年度 |               |              |                       |
|---------------------------|---|---|--------------|------------------------------|---------------|--------------|-----------------------|
| 保険料段階                     | 対象者   |   | 保険料率         | 年間保険料<br>（月額）                | 保険料<br>段階     | 保険料<br>率     | 年間保険料<br>（月額）         |
| 第1段階                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護を受給している方</li> <li>老齢福祉年金を受給していて世帯全員が区民税非課税の方</li> <li>世帯全員が区民税非課税かつ本人の合計所得金額＋公的年金収入額が80万円以下の方</li> </ul> |   | 0.40<br>（※1） | 28,440円<br>（2,370円）          | 第1段階          | 0.45<br>（※1） | 31,920円<br>（2,660円）   |
| 第2段階                      | 世帯全員が<br>区民税<br>非課税   | 本人の合計所得金額＋<br>公的年金収入額が<br>120万円以下の方     | 0.70         | 49,680円<br>（4,140円）          | 第2段階          | 0.70         | 49,680円<br>（4,140円）   |
| 第3段階                      |   | 本人の合計所得金額＋<br>公的年金収入額が<br>120万円を超える方    | 0.75         | 53,280円<br>（4,440円）          | 第3段階          | 0.75         | 53,280円<br>（4,440円）   |
| 第4段階                      | 本人が区民税<br>非課税で<br>世帯員に区民<br>税課税の方が<br>いる場合  | 本人の合計所得金額＋<br>公的年金収入額が<br>80万円以下の方      | 0.90         | 63,960円<br>（5,330円）          | 第4段階          | 0.90         | 63,960円<br>（5,330円）   |
| 第5段階<br>（基準額）             |   | 本人の合計所得金額＋<br>公的年金収入額が<br>80万円を超える方     | 1.00         | 71,040円<br>（5,920円）          | 第5段階<br>（基準額） | 1.00         | 71,040円<br>（5,920円）   |
| 第6段階                      | 本人が<br>区民税課税  | 合計所得金額が<br>120万円未満の方                    | 1.15         | 81,720円<br>（6,810円）          | 第6段階          | 1.15         | 81,720円<br>（6,810円）   |
| 第7段階                      |   | 合計所得金額が<br>120万円以上<br>200万円未満の方（※2）     | 1.22         | 86,640円<br>（7,220円）          | 第7段階          | 1.22         | 86,640円<br>（7,220円）   |
| 第8段階                      |   | 合計所得金額が<br>200万円以上<br>300万円未満の方（※3）     | 1.45         | 102,960円<br>（8,580円）         | 第8段階          | 1.45         | 102,960円<br>（8,580円）  |
| 第9段階                      |   | 合計所得金額が<br>300万円以上<br>350万円未満の方（※4）     | 1.50         | 106,560円<br>（8,880円）         | 第9段階          | 1.50         | 106,560円<br>（8,880円）  |
| 第10段階                     |   | 合計所得金額が<br>350万円以上<br>500万円未満の方         | 1.70         | 120,720円<br>（10,060円）        | 第10段階         | 1.70         | 120,720円<br>（10,060円） |
| 第11段階                     |   | 合計所得金額が<br>500万円以上<br>750万円未満の方         | 2.00         | 142,080円<br>（11,840円）        | 第11段階         | 2.00         | 142,080円<br>（11,840円） |
| 第12段階                     |   | 合計所得金額が<br>750万円以上<br>1,000万円未満の方       | 2.30         | 163,440円<br>（13,620円）        | 第12段階         | 2.30         | 163,440円<br>（13,620円） |
| 第13段階                     |   | 合計所得金額が<br>1,000万円以上<br>1,500万円未満の方     | 2.60         | 184,680円<br>（15,390円）        | 第13段階         | 2.60         | 184,680円<br>（15,390円） |
| 第14段階                     |   | 合計所得金額が<br>1,500万円以上<br>2,000万円未満の方     | 2.90         | 206,040円<br>（17,170円）        | 第14段階         | 2.90         | 206,040円<br>（17,170円） |
| 第15段階                     |   | 合計所得金額が<br>2,000万円以上（※5）<br>2,500万円未満の方 | 3.30         | 234,480円<br>（19,540円）        | 第15段階         | 3.20         | 227,280円<br>（18,940円） |
| 第16段階                     |   | 合計所得金額が<br>2,500万円以上の方                  | 3.70         | 262,800円<br>（21,900円）        |               |              |                       |

（※1）介護保険制度上の公費による軽減（▲0.05）を含む

（※2）第6期の第7段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が120万円以上190万円未満の方

（※3）第6期の第8段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が190万円以上290万円未満の方

（※4）第6期の第9段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が290万円以上350万円未満の方

（※5）第6期の第15段階対象者は、本人が区民税課税で合計所得金額が2,000万円以上の方

## カ 2025年の保険料水準

高齢者人口の増加や長寿化に伴う後期高齢者数の伸びなどから、今後も介護需要は高まるものと考えられます。仮に第7期の保険料段階設定で2025年の保険料水準を推計すると、保険料基準額は8,518円となる見込みです。

区では、介護予防の推進、自立支援や重度化防止への更なる取り組み、適切な介護保険制度運営のための給付の適正化に加えて、地域全体で高齢者を支えていく仕組みづくりを進め、より一層、地域包括ケアシステムを推進して給付費の増額を抑えることで、保険料上昇の抑制に努めていきます。

# 資料編

## 1 第6期計画期間の高齢者施策の取組状況と評価

第6期計画期間の高齢者施策については、以下のとおり、重点事業を含め各事業において年度ごとの目標や施策の方向性に沿って進めることができました。特に、「高齢者の孤立防止の支援」の一環として、平成27年度に「高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会」を設置し、懇談会からの提言に基づき、平成29年4月から「通いの場支援事業」を本格的に開始するなど、新規事業を着実に推進することができました。

### (1) 健康づくり（介護予防）と社会参加の促進

#### ア 健康づくりの普及啓発

区民一人ひとりが健康状態にあわせて早いうちから健康づくり（介護予防）に取り組めるよう普及啓発等の取組を実施しました。65歳以上の全ての高齢者世帯に健康づくりに関する冊子（ガイドブック）を配布するとともに、健康教室等でガイドブックにより区内の運動施設等の案内をするなど、区民が継続した健康づくりを行うためのきっかけづくりとして活用しました。

| 事業                      | 第6期の事業計画  |   |            |
|-------------------------|---|---|------------|
|                         | 27年度（2015）  | 28年度（2016）                                    | 29年度（2017） |
| 介護予防の<br>普及啓発<br>【重点事業】 | 健康づくりに関する冊子の発行  | —   | —          |
|                         | 事業の実績   |   |            |
|                         | ・「～健康寿命をのばしましょう～ 今すぐ実践！お役立ちガイドブック」の発行<br>発行部数 22,000部 | ・健康教室内でガイドブックを配布<br>・区の健康づくり事業や区内の運動施設等の案内を実施 | 同左         |

#### イ 健康づくり教室の充実

区民に体操を指導するボランティア「さわやか体操リーダー」を新たに12人育成し、さわやか体操リーダーによる体操教室を拡大しました。また、高齢者クラブへの派遣回数も拡大し、より多くの高齢者に体操の機会を提供しました。

また、各種健康づくり教室・講座の充実として、ゆうゆう講座の継続的な開催、いきいき館での健康づくり教室の拡充（27（2015）年度：739回、28（2016）年度：979回）に取り組みました。

## ウ 社会参加と生きがいつくりの充実

元気高齢者人材バンクでは、さまざまな機会において事業の周知活動を行い、新規登録者の拡大、新たな活動依頼の開拓に向けた取組を行いました。さらに、多世代交流の拡大を図る取組を行い、児童館からの依頼による講座等を実施しました。

いきいき館では、利用者に対し講座・イベント等のボランティア活動や講座の講師などとして活躍する機会を増やし、年間利用者数も増加しました。

| 事業                      | 第6期の事業計画   |   |  |
|-------------------------|--|---|--|
|                         | 27年度(2015)   | 28年度(2016)  | 29年度(2017)   |
| 元気高齢者人材バンクの充実<br>【重点事業】 | 登録者による発表会および元気高齢者人材バンクPR会の実施   | 同左  | 同左   |
|                         | 事業の実績  |   |  |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>技能お披露目会 5回</li> <li>PR会 4回</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>技能お披露目会 8回</li> <li>PR会 2回</li> <li>多世代交流会 2回</li> <li>セカンドライフ応援セミナー 2回</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>技能お披露目会 3回</li> <li>PR会 1回</li> <li>多世代交流会 7回</li> <li>セカンドライフ応援セミナー 1回</li> </ul> (平成29年12月現在) |

## エ 就労支援の充実

シルバー人材センターでは、臨時的・短期的で軽易な仕事を希望する高齢者向けに区からの受託事業のほか、区内の民間事業所等への積極的な働きかけによる受注拡大に取り組み、受託件数が増加しました。また、総合事業における生活支援サービスの担い手となれるよう、研修を実施しました。

シルバーワーク中央では、独自求人の開拓及び多くの情報提供に努めるとともに、再就職セミナーや就職面接会を継続的に実施し、企業等と求職者のマッチングやキャリアチェンジのさらなる向上を図りました。

## (2) 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり

### ア 高齢者の閉じこもり予防・見守りの充実

高齢者が安心して暮らし続けられるよう、おとしより相談センター、民生・児童委員、町会・自治会などによるネットワークの構築や閉じこもりがちな高齢者の状況把握等の各種取組を進めました。具体的には、高齢者が早いうちから地域と接点を持ち、生きがいを持って生活できるようにするための区の支援策等を検討する「中央区高齢者孤立防止・生きがい推進懇談会」を6回開催し、アンケート調査の結果等も踏まえながら、具体的な提言を盛り込んだ報告書を作成しました。また、懇談会の検討結果をもとに、平成28(2016)年度には「通いの場」のモデル事業を3カ所で計102回開催し、平成29(2017)年度からの「通いの場支援事業」につなげました。

このほか、地域の力を活用した見守り活動である「地域見守り活動支援事業」では、活動団体への支援とともに、見守りサポーター養成研修の実施、高齢者の見守り活動に関する協定の締結等を行い、見守りネットワークを拡充しました。

| 事業                    | 第6期の事業計画  |  |  |
|-----------------------|---|--|--|
|                       | 27年度(2015)  | 28年度(2016)   | 29年度(2017)   |
| 高齢者の孤立防止の支援<br>【重点事業】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会の開催</li> <li>・高齢者世帯へのアンケートの実施・分析・支援の検討</li> </ul>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会の開催</li> <li>・支援の検討</li> <li>・支援の実施</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援の実施</li> </ul>   |
|                       | 事業の実績   |  |  |
|                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会開催 4回</li> <li>・「中央区 日常生活の状況に関するアンケート調査」の実施</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・懇談会開催 2回</li> <li>・報告書作成</li> <li>・「通いの場」のモデル事業実施<br/>実施箇所 3カ所<br/>実施回数 102回<br/>参加者 延 1,209人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「通いの場支援事業」の本格実施<br/>実施箇所 12カ所<br/>(平成29年12月末現在)</li> </ul> |

| 事業              | 第6期の事業内容                               |                                     |  |
|-----------------|--|-------------------------------------|--|
|                 | 事業の実績                                  |                                     |  |
|                 | 27年度(2015)                             | 28年度(2016)                          | 29年度(2017)   |
| 地域見守り活動支援事業     | 高齢者の閉じこもりを防ぐため、地域の力を活用した見守り活動を引き続き行った。 |                                     |  |
| 地域見守り活動団体       | 17団体<br>あんしん協力員 151人<br>見守り対象者 408人    | 17団体<br>あんしん協力員 159人<br>見守り対象者 435人 | 20団体 新規3団体<br>あんしん協力員 179人<br>見守り対象者 511人<br>(平成29年12月末現在) |
| 見守りサポーター養成研修    | 研修実施 1回<br>参加者 37人                     | 研修実施 1回<br>参加者 58人                  | 研修実施 1回  |
| 高齢者の見守り活動に関する協定 | 3事業者及び水道局                              | 10事業者及び水道局                          | 13事業者及び水道局<br>新規3事業者                                       |
| 地域懇談会           | 日常生活圏域ごとに1回                            | 日常生活圏域ごとに1回                         | 日常生活圏域ごとに1回  |

## イ 一人暮らし高齢者等の支援の充実

区内の一人暮らしなどの高齢者世帯に対し、安否確認を兼ねた食事サービス、病弱な高齢者の安全を確保するための緊急通報システム等の提供を行いました。食事サービスについては配食業者を1社から2社に増やし、サービスの充実を図りました。

### (3) 認知症ケアと在宅療養支援の推進

#### ア 認知症ケアの充実

認知症の早期発見、早期対応を必要なタイミングで適切に行っていくため、認知症の相談から適切な支援につなげられるよう、各種取組を実施しました。

中央区在宅療養支援協議会に認知症ケアパス専門部会を設置し、内容を協議のうえ認知症ケアパスを作成・配布し普及啓発を行いました。また、認知症初期集中支援チームを平成29(2017)年10月に設置し、相談体制を拡充しました。

また、地域における認知症の方の理解者ともなる認知症サポーターの養成講座を開催し、毎年度2,000人以上のサポーターを養成しました。

| 事業                | 第6期の事業計画  |  |                       |
|-------------------|---|--|-----------------------|
|                   | 27年度(2015)  | 28年度(2016)   | 29年度(2017)            |
| 認知症の相談体制の充実【重点事業】 | 認知症ケアパスの作成  | 認知症ケアパスの普及   | 同左                    |
|                   | おとしより相談センターへの認知症地域支援推進員の配置                          | —  | —                     |
|                   | 事業の実績   |  |                       |
| 認知症ケアパス           | 在宅療養支援協議会(認知症ケアパス専門部会設置)において内容検討                    | 認知症ケアパス「備えて安心!認知症」発行<br>発行部数 33,000部<br>区内高齢者へ郵送配布 | 認知症ケアパスを活用した普及啓発      |
| 認知症地域支援推進員等の配置    | 認知症支援コーディネーター 1人<br>認知症地域支援推進員<br>各おとしより相談センターに1人配置 | 同左   | 同左                    |
| 認知症初期集中支援チーム      | —   | 設置検討   | 設置・運営<br>(平成29年10月設置) |

| 事業           | 第6期の事業目標                                    |                        |   |
|--------------|---|------------------------|---|
| 認知症サポーター養成講座 | 地域の方々が認知症に関する正しい知識をもち、地域で認知症の方を見守る体制をつくれます。 |                        |   |
|              | 事業の実績                                       |                        |   |
|              | 27年度(2015)                                  | 28年度(2016)             | 29年度(2017)                              |
|              | 開催回数 63回<br>受講者 2,436人                      | 開催回数 62回<br>受講者 2,297人 | 開催回数 47回<br>受講者 1,636人<br>(平成29年12月末現在) |

### イ 在宅療養支援の推進

医療と介護の両方を必要とする要介護高齢者が、人生の最期まで在宅生活を継続できるよう医療・介護サービスを一体的に提供する体制をつくるため、在宅療養支援協議会において在宅療養に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者のネットワークづくりや効果的な支援策について協議しました。また、地域の医師会等の協力のもと、医療・介護関係者の連携強化のための研修の実施に加え、在宅療養支援シンポジウムや啓発パンフレット等により区民への普及啓発を図りました。

| 事業                | 第6期の事業内容                                       |                |                |
|-------------------|--|----------------|----------------|
| 在宅療養支援の推進         | 区が中心となりサービス提供者の連携を促し、高齢者一人一人の状況に適したサービスを提供します。 |                |                |
|                   | 事業の実績  |                |                |
|                   | 27年度(2015)                                     | 28年度(2016)     | 29年度(2017)     |
| 在宅療養支援協議会         | 5回(うち、認知症ケアパス専門部会2回)                           | 2回             | 3回             |
| 医療・介護関係者向け多職種連携研修 | 1回<br>参加者 31人                                  | 1回<br>参加者 69人  | 1回<br>参加者 63人  |
| 区民向けシンポジウム等       | 2回<br>参加者 174人                                 | 2回<br>参加者 105人 | 2回<br>参加者 148人 |

#### (4) 介護サービスの充実と人材確保

##### ア 介護保険サービス、それを補う区の独自サービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、通いを中心として短期宿泊や訪問介護を組み合わせ、日常生活の支援や機能訓練を行う地域密着型サービスを提供する小規模多機能型居宅介護事業所を、京橋地域および月島地域に整備しました。また、介護事業者を対象とした各種研修会の開催や資格取得費の助成、介護サービス事業者連絡協議会の運営支援などにより、介護事業者の質の向上および連携を推進し、サービスの質と量の確保を図りました。

さらに、介護老人福祉施設に対する看護職員雇用に関する助成金による人材確保の支援のほか、給付適正化専門員を配置し、ケアプランチェックや実地指導による給付の適正化に取り組みました。

| 事業                       | 第6期の事業計画   |  |            |
|--------------------------|------------|--|------------|
|                          | 27年度(2015) | 28年度(2016)   | 29年度(2017) |
| 小規模多機能型居宅介護の整備<br>【重点事業】 | —          | 2カ所  | —          |
|                          | 事業の実績      |  |            |
|                          | 運営事業者選定    | 小規模多機能型居宅介護事業所 2カ所開設<br>【優っくり村中央湊】<br>定員 25人<br>【ココファン勝どき】<br>定員 29人 | —          |

| 事業             | 第6期の事業内容   |   |  |
|----------------|--|---|--|
|                | 事業の実績  |   |  |
|                | 27年度(2015)                                       | 28年度(2016)                                    | 29年度(2017)                                     |
| 介護保険制度の円滑な運営   | 高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの質と量を確保していきます。 |   |  |
| 介護サービス事業者連絡協議会 | 総会 2回<br>サービス連絡会 33回<br>事業者向け研修 9回<br>参加者 95人    | 総会 2回<br>サービス連絡会 22回<br>事業者向け研修 9回<br>参加者 94人 | 総会 2回<br>サービス連絡会 10回<br>事業者向け研修 9回<br>参加者 194人 |
| 給付の適正化         | ケアプラン点検対象事業所数 4カ所                                | ケアプラン点検対象事業所数 4カ所                             | ケアプラン点検対象事業所数 4カ所                              |
| 介護サービス事業者の実地指導 | 実地指導 20回   | 実地指導 15回                                      | 実地指導 16回                                       |

## イ 高齢者相談窓口の充実

高齢者が身近な場所で気軽に相談が受けられるよう、平成28（2016）年度に月島おとしより相談センターの分室として「勝どきおとしより相談センター」を、平成29（2017）年度に日本橋おとしより相談センターの分室として「人形町おとしより相談センター」開設し、相談体制を拡充しました。

| 事業                           | 第6期の事業計画   |                                 |                                  |
|------------------------------|------------|---------------------------------|----------------------------------|
|                              | 27年度（2015） | 28年度（2016）                      | 29年度（2017）                       |
| おとしより相談センターの<br>拡充<br>【重点事業】 | -          | 1カ所                             | -                                |
|                              | 事業の実績      |                                 |                                  |
|                              | -          | 分室1カ所開設<br>月島分室（勝どきおとしより相談センター） | 分室1カ所開設<br>日本橋分室（人形町おとしより相談センター） |

## ウ 要介護高齢者の家族支援の充実

高齢者の介護を行う家族等が無理なく在宅介護を続けられるよう、介護保険サービスのショートステイとは別に、介護者が入院するなど緊急時に利用できる緊急ショートステイおよび特別養護老人ホームの入所申込者を対象としたミドルステイサービスを提供しました。また、介護者が抱える悩みの共有や情報交換を行える介護者交流会を開催するなどし、介護者の精神的・経済的負担の軽減を図りました。

| 事業                      | 第6期の事業内容   |                       |  |
|-------------------------|--|-----------------------|--|
|                         | 事業の実績  |                       |  |
|                         | 27年度（2015）   | 28年度（2016）            | 29年度（2017）                             |
| 緊急生活支援<br>宿泊サービスの<br>提供 | 介護者が入院するなど緊急時に利用できる緊急ショートステイを提供し、無理なく介護を続けられるように支援します。 |                       |  |
| 緊急ショート<br>ステイ           | 利用者数 44人<br>利用日数 338日                                  | 利用者数 26人<br>利用日数 380日 | 利用者数 29人<br>利用日数 359日<br>(平成29年12月末現在) |
| ミドルステイ                  | 利用者数 11人<br>利用日数 545日                                  | 利用者数 8人<br>利用日数 486日  | 利用者数 6人<br>利用日数 341日<br>(平成29年12月末現在)  |

## (5) 安心して生活できる住まいの確保

### ア 高齢者の住まい、居住系サービスの整備

介護が必要になっても安心して生活できる住まいを確保するため、平成28(2016)年度にサービス付高齢者向け住宅(34戸)を開設しました。

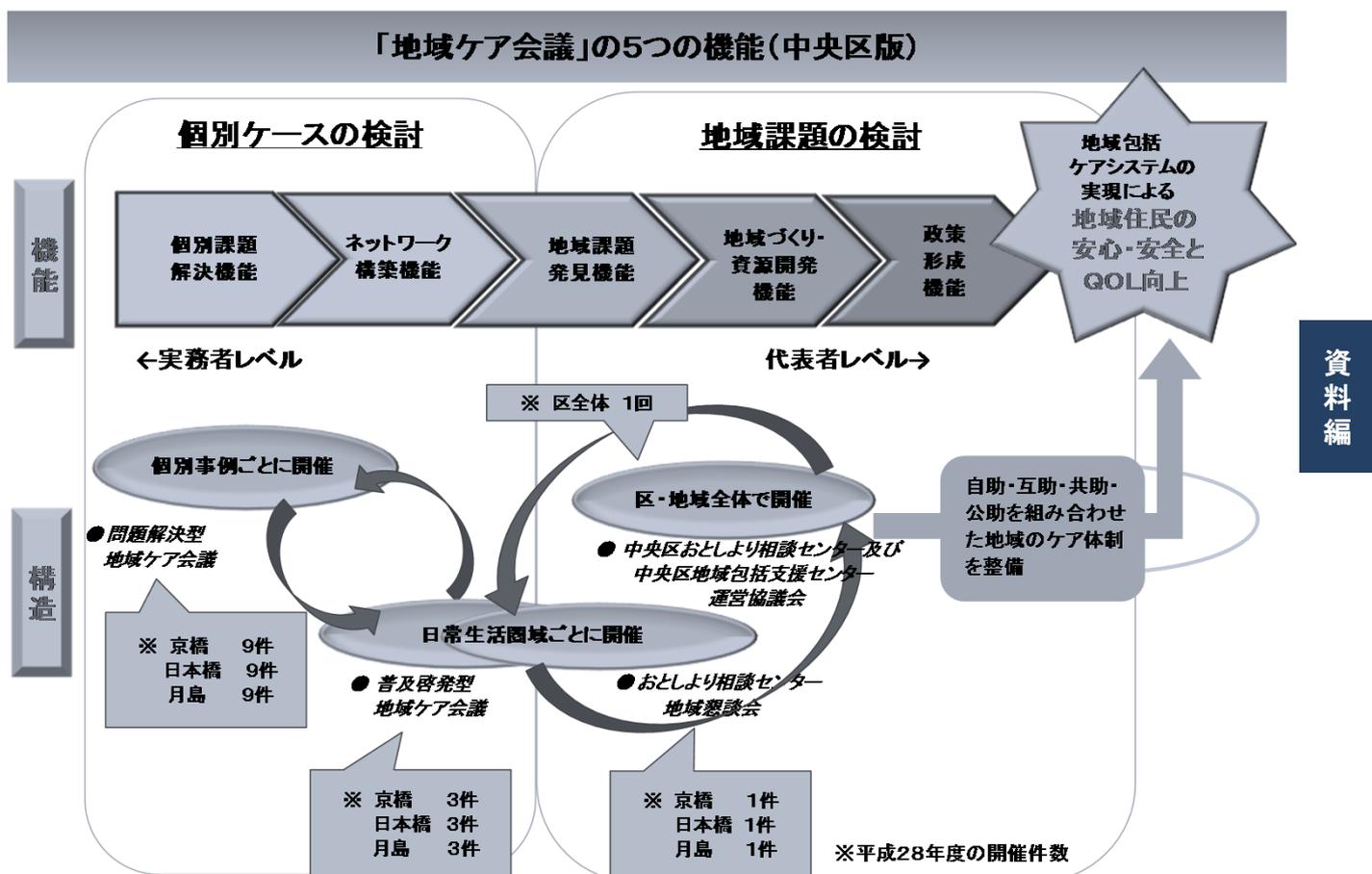
また、認知症高齢者グループホームについても、平成28(2016)年度に1カ所開設し、区内3つの日常生活圏域においてグループホームが整備されました。

| 事業                                 | 第6期の事業計画   |   |            |
|------------------------------------|------------|---|------------|
|                                    | 27年度(2015) | 28年度(2016)  | 29年度(2017) |
| サービス付き<br>高齢者向け<br>住宅の整備<br>【重点事業】 | —          | 1カ所(34戸)  | —          |
|                                    | 事業の実績      |   |            |
|                                    | 運営事業者選定    | 1カ所開設<br>(ココファン勝どき)<br>居室数 34戸<br>※単身者向け 30戸<br>世帯向け 4戸 | —          |

| 事業                             | 第6期の事業計画   |                               |            |
|--------------------------------|------------|-------------------------------|------------|
|                                | 27年度(2015) | 28年度(2016)                    | 29年度(2017) |
| 認知症高齢者<br>グループホームの整備<br>【重点事業】 | —          | 1カ所(定員18人)                    | —          |
|                                | 事業の実績      |                               |            |
|                                | 運営事業者選定    | 1カ所開設<br>(優っくり村中央湊)<br>定員 18人 | —          |

## 2 地域ケア会議から見えてきた課題と提案

日常生活圏域ごとのおとしより相談センター（地域包括支援センター）における実務者レベルでの地域ケア会議において、個別ケースの検討過程から出された地域課題について、求められるサービスや支援方法を検討し、地域づくりのための必要な社会資源として計画に位置づけ、PDCAサイクルによって地域包括ケアシステムの推進を図っています。



### (1) 京橋地域

京橋地域では、民生・児童委員、町会長、高齢者クラブの方が参加する地域ケア会議において、オートロックの集合住宅が増加する中で支え合いの関係構築が難しいという意見が出されました。その課題解決の方策として、集合住宅における高齢者の孤化防止のため、見守り活動支援事業等が活用されていない地域への導入促進および既存の見守り活動団体に対してサロン活動の発展を支援してはどうかとの提案がありました。

## （２）日本橋地域

日本橋地域では、訪問看護や訪問介護事業所の職員が参加する地域ケア会議において、前期高齢者や第２号被保険者を対象とするデイサービスや気軽に集まれる場所がないという意見が出されました。通所介護事業所において比較的若年者向けにプログラムを多様化することや、年齢に関係なく通えるサロン設置などの必要性について提起されました。

## （３）月島地域

月島地域の地域ケア会議では、地域住民から、見守り活動が高齢者同士になっていることや、気軽に立ち寄れる場所が欲しいという声が上がりました。介護者のサロンや認知症カフェなど隔月で開かれる交流の場はあるものの、徒歩圏内で通える場や高齢者のスキルをいかせる場の充実が、より一層求められました。今後は、児童・生徒や保護者へのアプローチ、認知症サポーターやそのステップアップ講座の受講者の活動支援など、地域見守り活動の幅を広げていく必要があるという提案がなされました。

### 3 中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等 調査結果

平成28（2016）年度に実施した「中央区高齢者の生活実態調査及び介護サービス利用状況等調査」から、本計画の施策の方向性（5つの視点）に関連する調査結果をまとめました。なお、平成28（2016）年11月18日から12月9日までを調査期間とし、郵送により実施（※）しました。調査の概要は以下のとおりです。

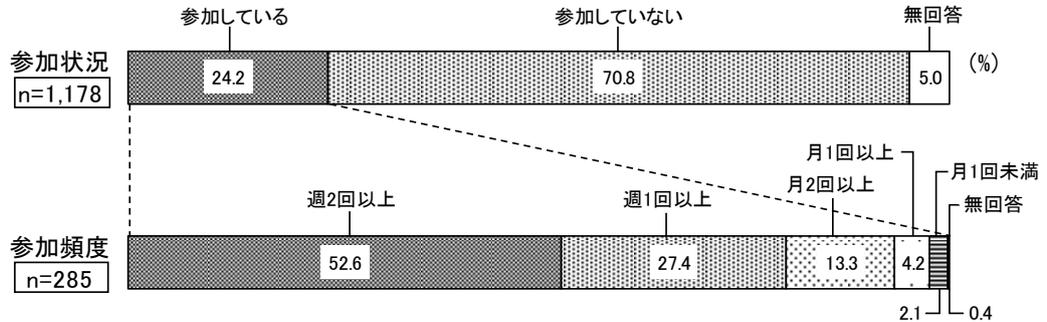
（※）在宅介護実態調査（D-2）のみ、平成28（2016）年11月から平成29（2017）年3月までの間、認定調査員の聞き取り方式により実施

| 調査名                                    | 調査客体  | 対象者数、回収率等                                   |
|--|---|---|
| Ⅰ 高齢者向け調査                              |   |   |
| 調査A<br>高齢者の生活実態調査                      | 区内在住の60歳以上の方<br>【抽出】                                      | ・対象者数：2,001人<br>・有効回答数：1,178件<br>・回収率：58.9% |
| 調査B<br>介護予防・日常生活圏域二エース調査               | 要介護認定を受けていない65歳以上の方<br>（基本チェックリスト該当者および要支援認定者を含む）<br>【抽出】 | ・対象者数：2,546人<br>・有効回答数：1,655件<br>・回収率：65.0% |
| 調査C<br>健康づくりと介護予防に関する調査                | 基本チェックリスト該当者および要支援認定者（施設サービス利用者を除く）<br>【調査Bで抽出した方を除く全数】   | ・対象者数：2,561人<br>・有効回答数：1,841件<br>・回収率：71.9% |
| 調査D-1<br>介護保険サービス利用状況調査<br>【居宅サービス利用者】 | 要介護認定を受けている居宅サービス利用者<br>（施設サービス利用者を除く）<br>【全数】            | ・対象者数：2,278人<br>・有効回答数：1,161件<br>・回収率：51.0% |
| 調査D-2<br>在宅介護実態調査                      | 在宅で生活している要支援・要介護認定者<br>【調査期間中に更新申請または区分変更申請に伴う認定調査を受けた方】  | ・対象者数：325人<br><br>※認定調査員による聞き取り方式により実施      |
| 調査E<br>介護保険サービス利用状況調査<br>【施設サービス利用者等】  | 要介護・要支援認定を受けた都内の施設サービス利用者<br>【全数】                         | ・対象者数：956人<br>・有効回答数：524件<br>・回収率：54.8%     |
| Ⅱ 介護サービス事業者向け調査                        |   |   |
| 調査F-1<br>介護保険サービス事業者調査<br>【居宅介護支援事業者】  | 中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅介護支援事業者<br>【全数】                 | ・対象事業者数：91か所<br>・有効回答数：61件<br>・回収率：67.0%    |
| 調査F-2<br>介護保険サービス事業者調査<br>【居宅サービス事業者】  | 中央区の被保険者にサービス提供実績のある、都内の居宅サービス事業者<br>【全数】                 | ・対象事業者数：509か所<br>・有効回答数：192件<br>・回収率：37.7%  |
| 調査F-3<br>介護保険サービス事業者調査<br>【施設サービス事業者】  | 中央区の被保険者が利用する都内の施設サービス事業所<br>【全数】                         | ・対象事業者数：180か所<br>・有効回答数：74件<br>・回収率：41.1%   |
| Ⅲ 医療機関向け調査                             |   |   |
| 調査G<br>在宅医療・介護に関する調査                   | 区内の医師会、歯科医師会、薬剤師会の会員<br>【全数】                              | ・対象事業者数：605か所<br>・有効回答数：342件<br>・回収率：56.5%  |

# Ⅰ 健康づくり（介護予防）と社会参加の促進

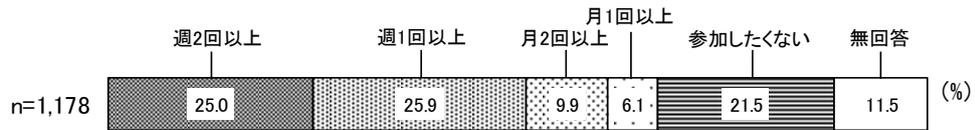
(1) あなたは、健康づくりのためにスポーツクラブや体操教室等（行政主催・民間主催を問わない）に参加していますか。（〇は1つ）

## A 高齢者の生活実態調査



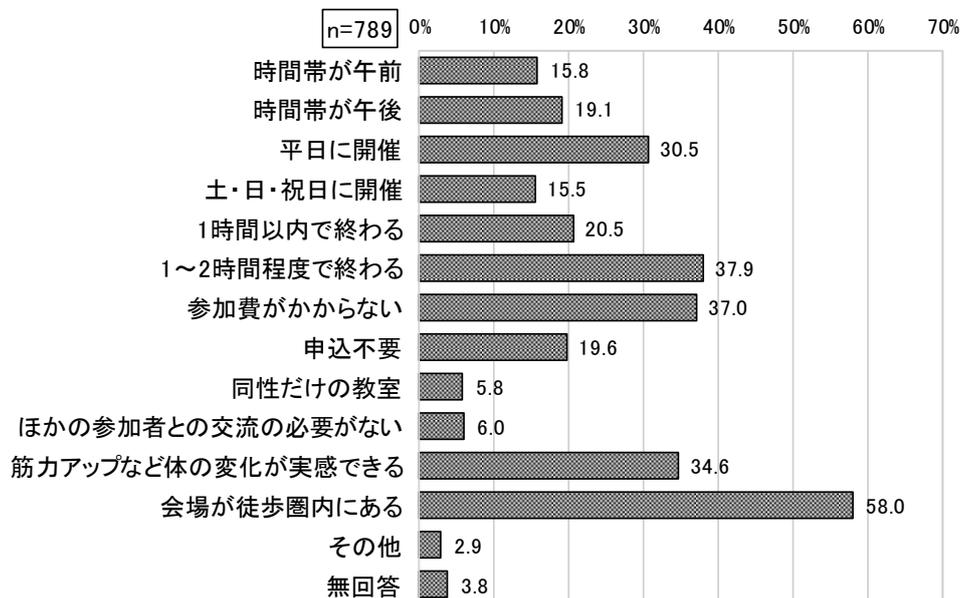
(2) 健康づくりのためのスポーツクラブや体操教室等への参加について、あなたが参加したい理想の頻度はどの程度ですか。（〇は1つ）

## A 高齢者の生活実態調査



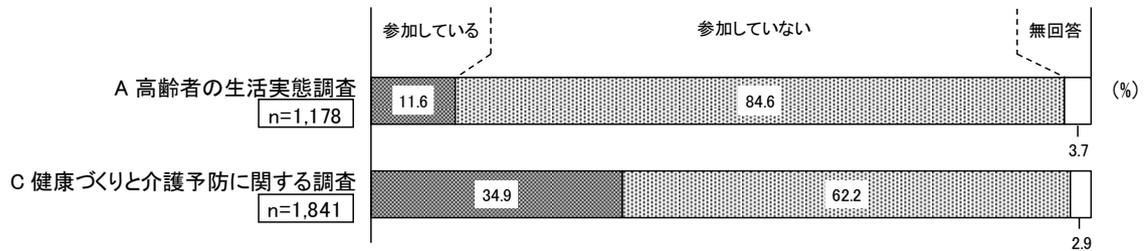
(3) スポーツクラブや体操教室等（行政主催・民間主催を問わない）に参加しようと思う条件は何ですか。（〇はいくつでも）

## A 高齢者の生活実態調査

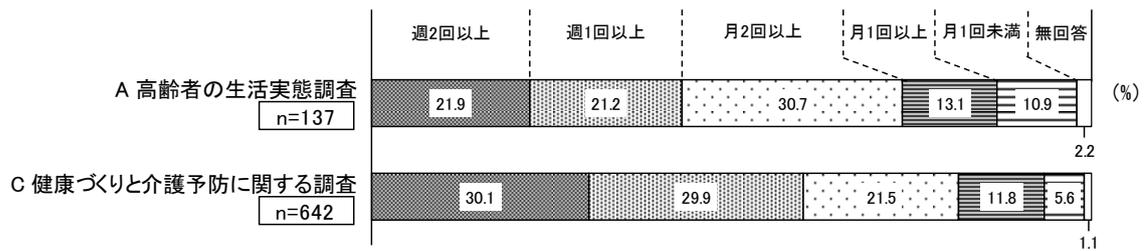


(4) あなたは、友達づくりや生きがいのために地域住民同士が集う交流サロンや趣味の講座、サークル活動等に参加していますか。(①～③：〇は1つ、④：〇はいくつでも)

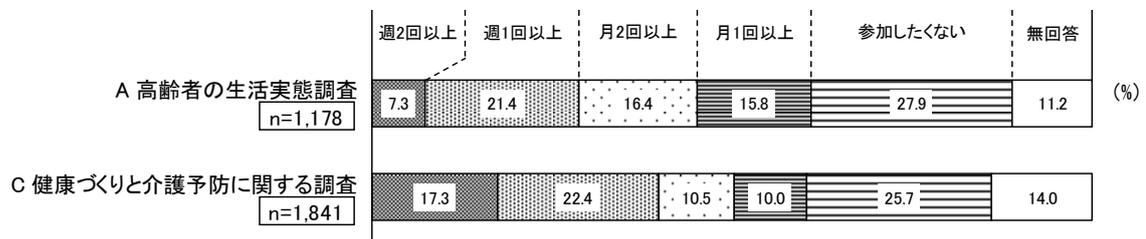
①参加状況



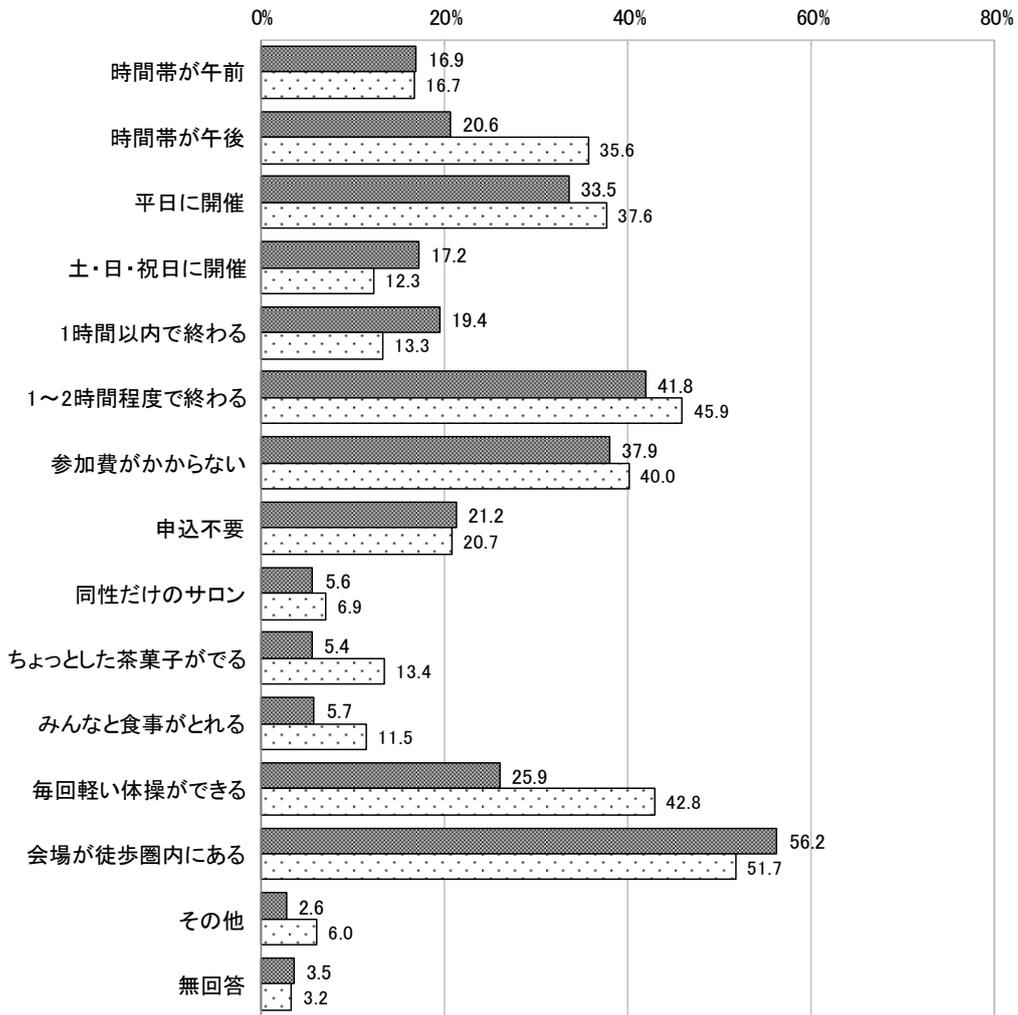
②参加している人の参加頻度



③理想の参加頻度



#### ④参加条件



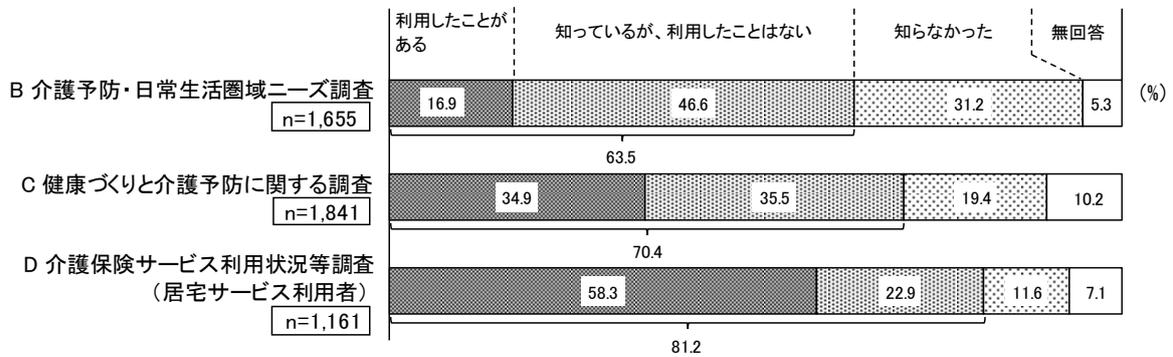
A 高齢者の生活実態調査  
 n=717

C 健康づくりと介護予防に関する調査  
 n=1,109

資料編

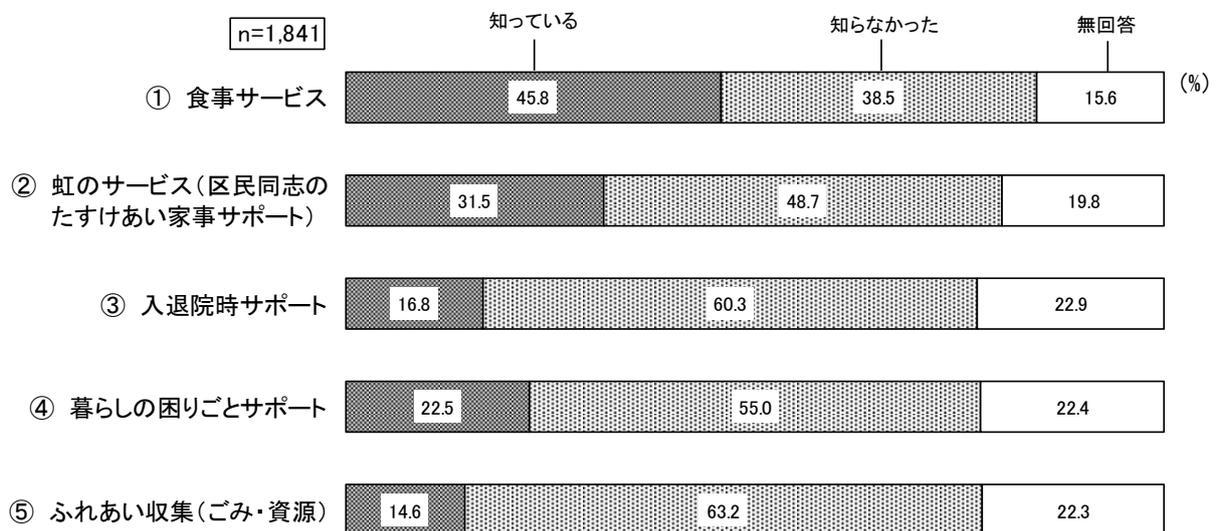
## II 生活支援サービスの充実と支え合いの仕組みづくり

(1) あなたは、「おとしより相談センター（地域包括支援センター）」をご存知ですか。（〇は1つ）



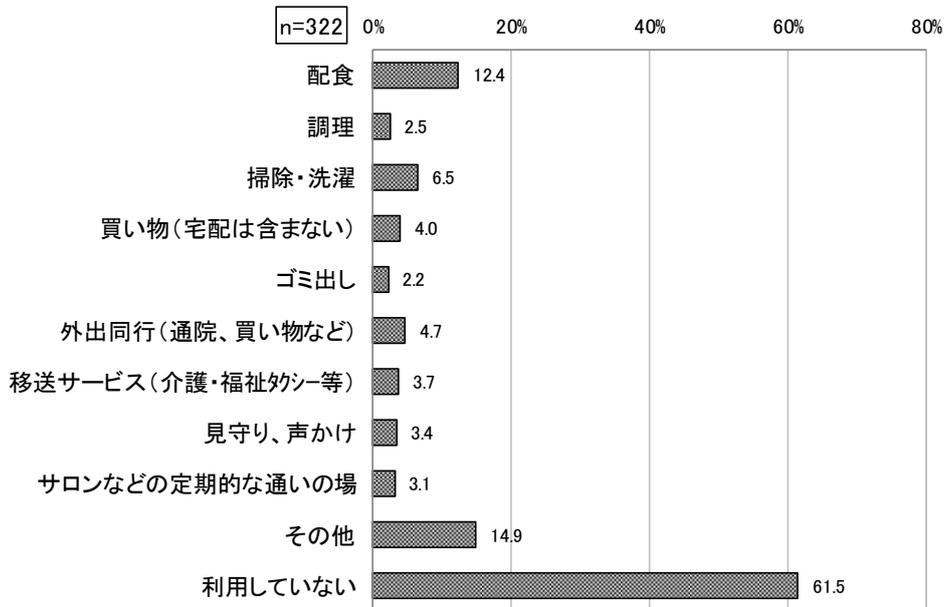
(2) 中央区では、社会福祉協議会などとともに日常生活を支援するサービスを提供しています。あなたは、次のようなサービスをご存知ですか。（〇は1つ）

### C 健康づくりと介護予防に関する調査



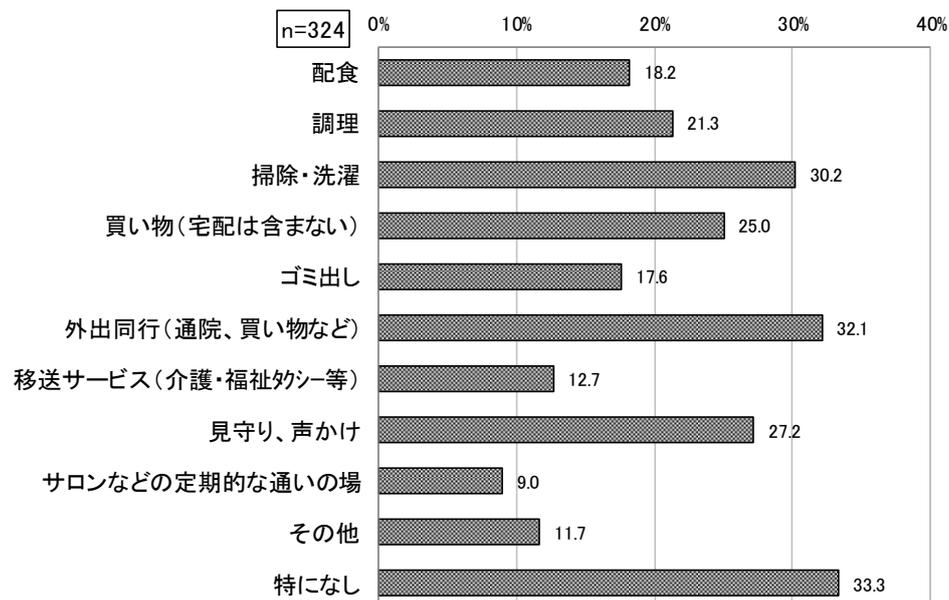
(3) 現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください。(〇はいくつでも)

D-2 在宅介護実態調査



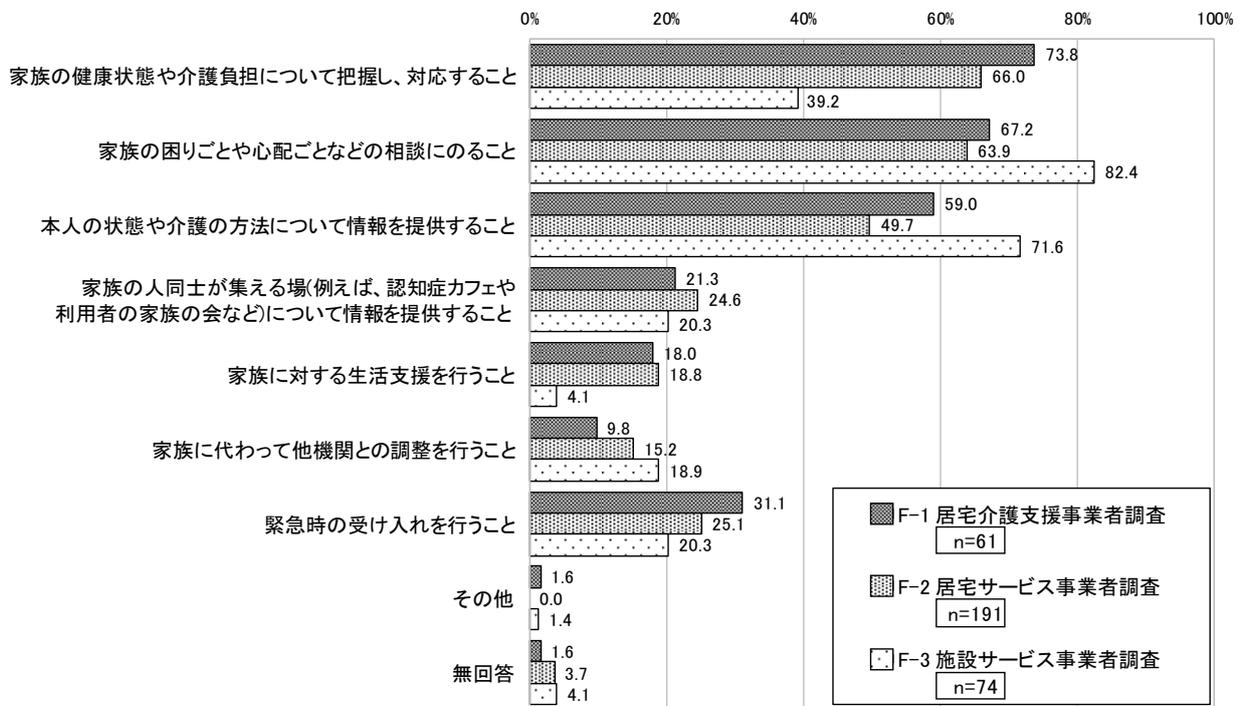
(4) 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください。(〇はいくつでも)

D-2 在宅介護実態調査

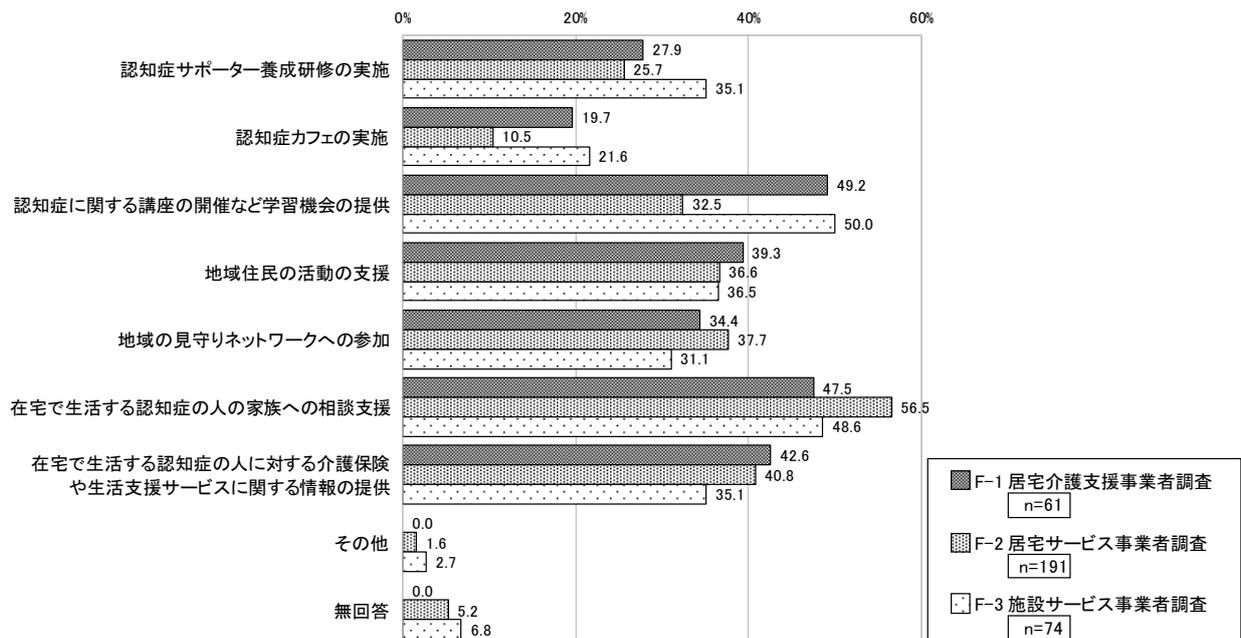


### III 認知症ケアと在宅療養支援の推進

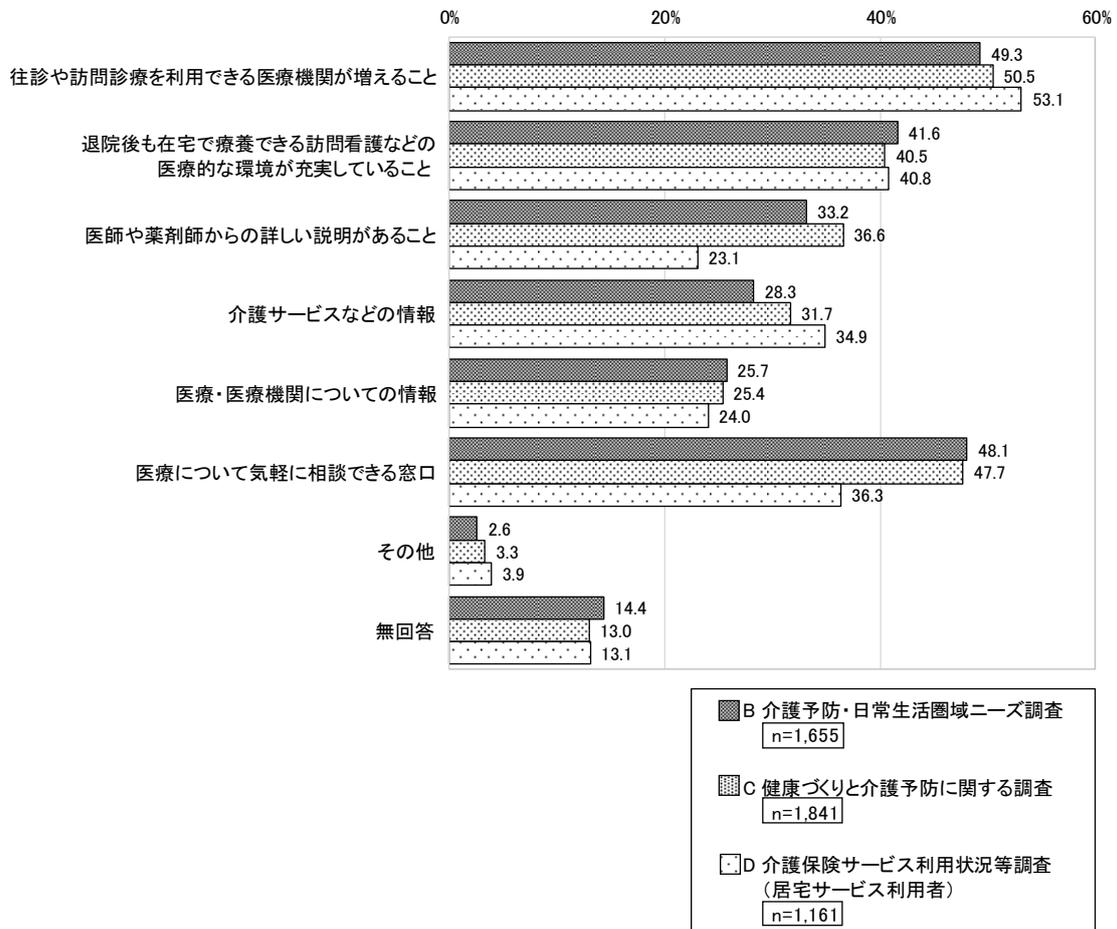
(1) 認知症の利用者の家族への支援として特に必要と思われることは何ですか。(複数回答：3つまで)



(2) 地域住民の認知症の理解を促進するために特に必要と思われることは何ですか。(複数回答：3つまで)

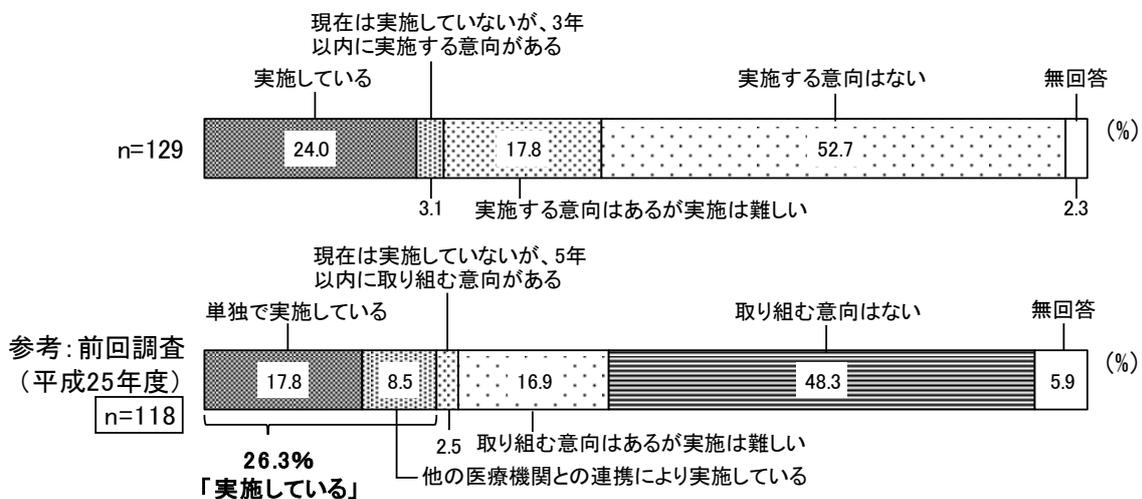


(3) 在宅で医療処置を受けたり、医療機関を利用するときに、あなたはどのようなことがあれば良いと思いますか。(〇はいくつでも)



(4) 「往診」や「訪問診療」を実施していますか。また、今後実施する意向がありますか。

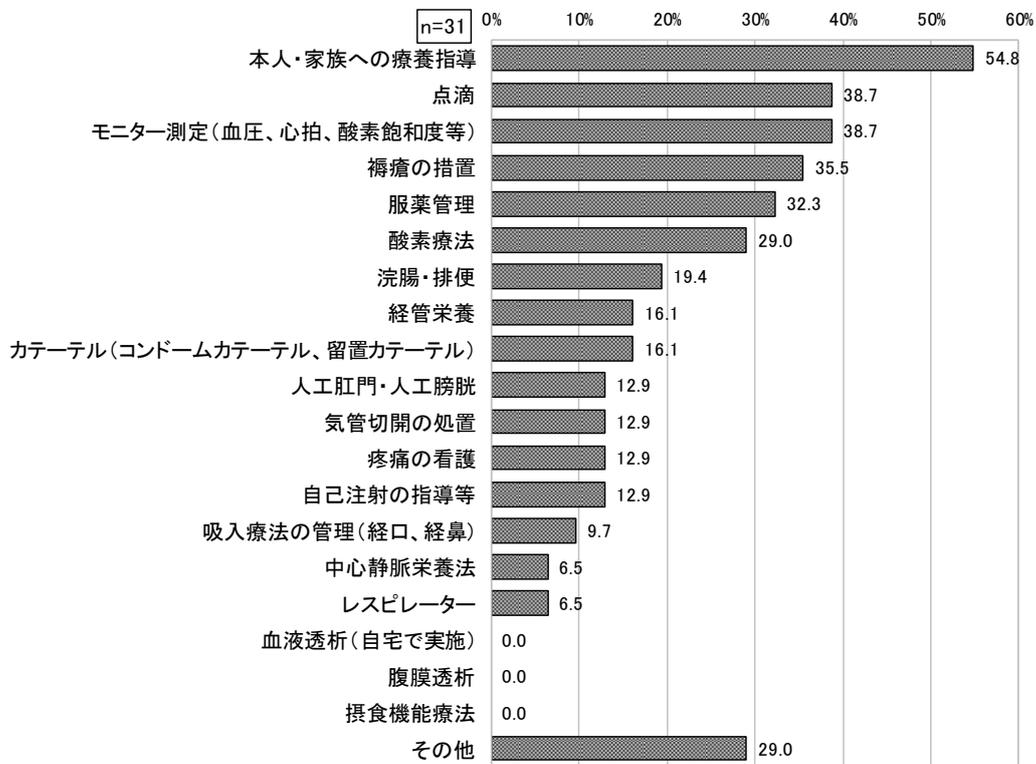
### G 在宅医療・介護に関する調査



※平成 28 年度調査と平成 25 年度調査では一部選択肢が異なる。

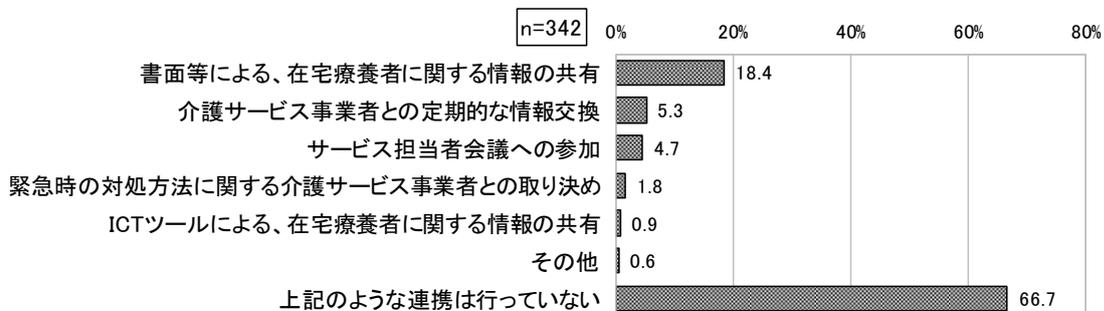
(5) 1年間に、「往診」や「訪問診療」で実施した処置は何ですか。(平成27年11月から平成28年10月までの1年間)(〇はいくつでも)

G 在宅医療・介護に関する調査



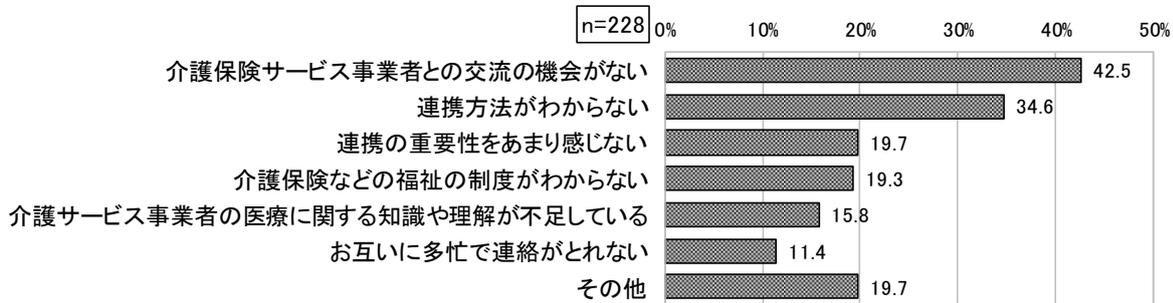
(6) 介護サービス事業者との連携について、次のようなことを行っていますか。(〇はいくつでも)

G 在宅医療・介護に関する調査

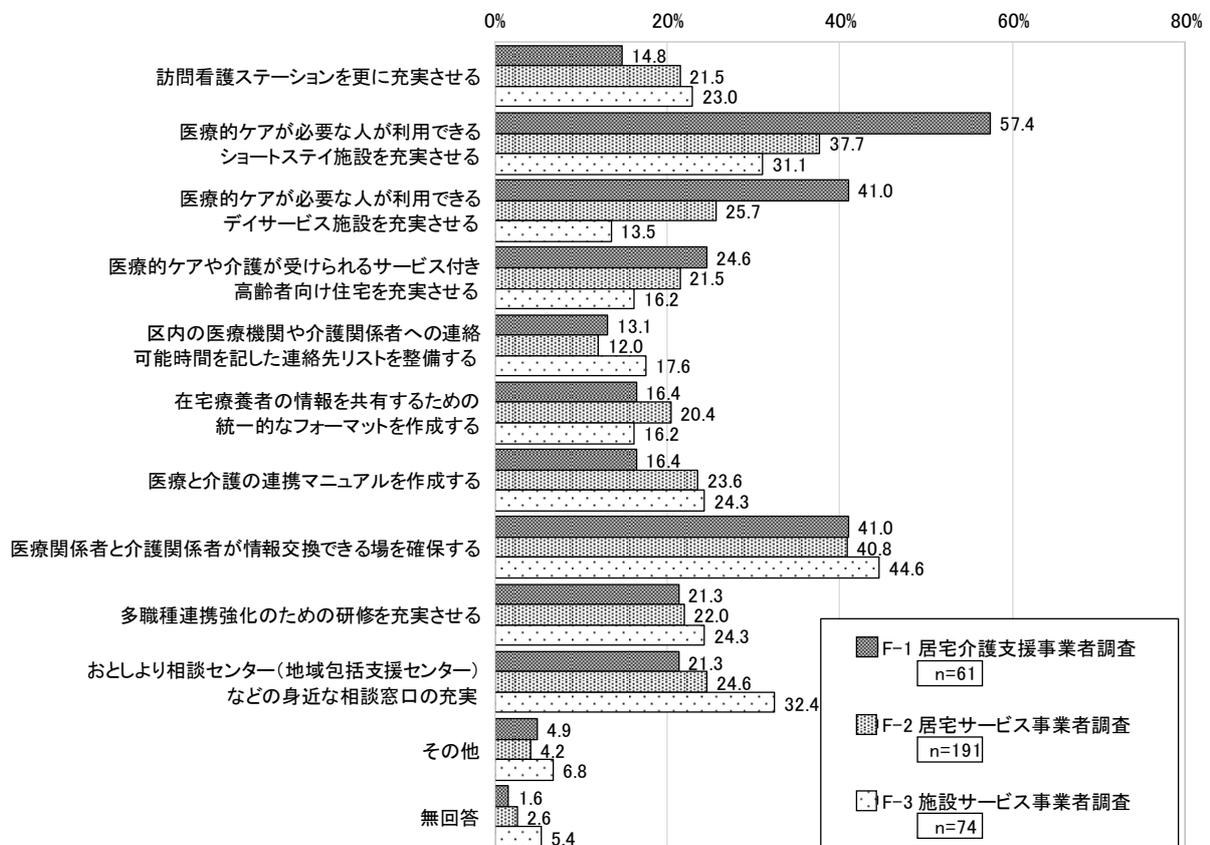


(7) 介護サービス事業者との連携を行っていない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

G 在宅医療・介護に関する調査



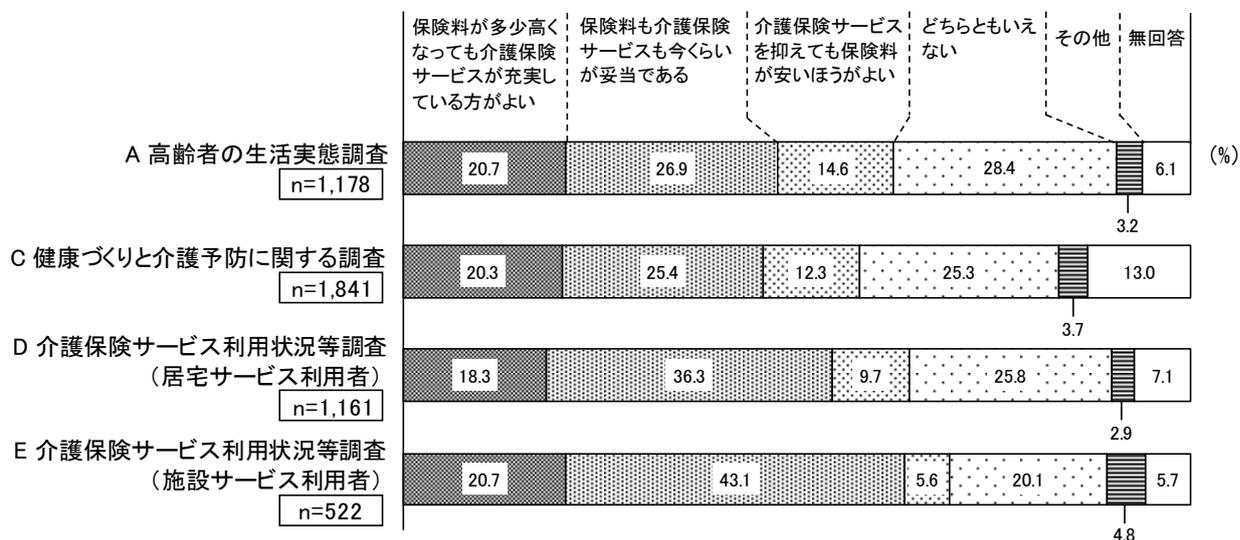
(8) 医療と介護を一体的に提供し、在宅療養支援を進めていくため、医療機関、介護サービス事業者、行政はどのようなことに取り組むことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)



資料編

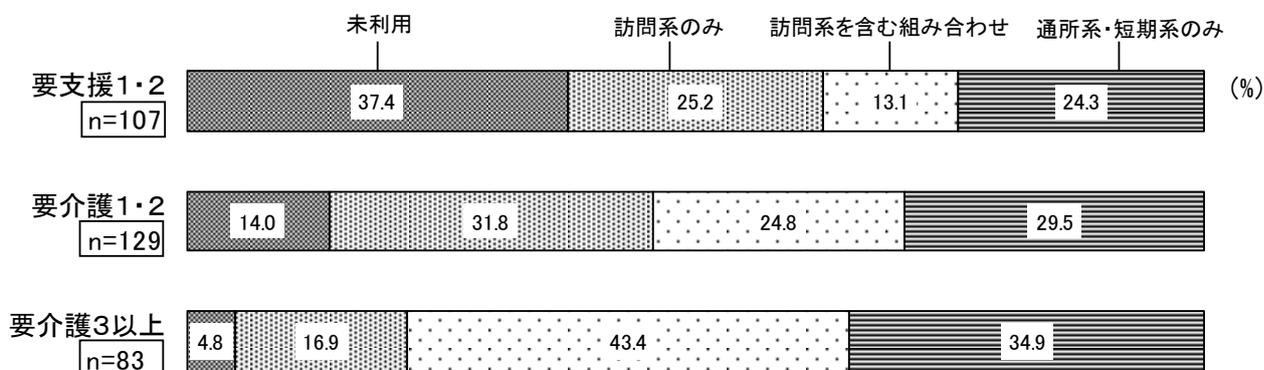
## IV 介護サービスの充実と人材確保

(1) 今後、高齢者が増加していくにつれて介護保険料が高くなることが想定されますが、あなたは、今後の介護保険料のあり方についてどう思いますか。(〇は1つ)



(2) 要介護度別・サービス利用の組み合わせ (認定情報及び給付実績データに基づき集計)

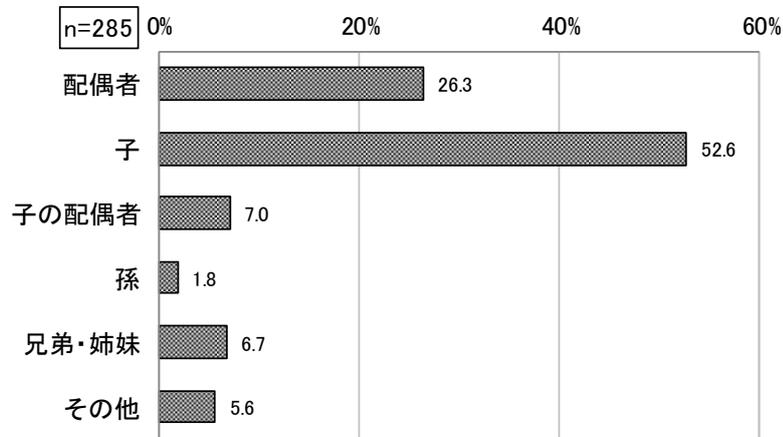
### D-2 在宅介護実態調査



|             |  |
|-------------|--|
| 未利用         | 「住宅改修」、「福祉用具貸与・購入」のみ利用を集計  |
| 訪問系のみ       | (介護予防)訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)居宅療養管理指導、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用を集計 |
| 通所系         | (介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)認知症対応型通所介護を「通所系」として集計   |
| 短期系         | (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護を「短期系」として集計   |
| 訪問系を含む組み合わせ | 上表の「訪問系」+「通所系」、「訪問系」+「短期系」、「訪問系」+「通所系」+「短期系」、「小規模多機能型居宅介護」、「看護多機能型居宅介護」の利用を集計                        |
| 通所系・短期系のみ   | 上表の「通所系」、「短期系」、「通所系」+「短期系」の利用を集計   |

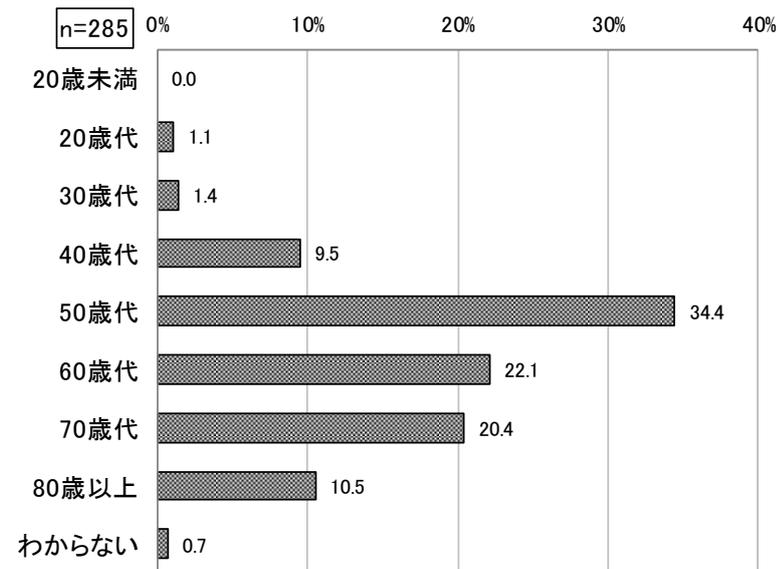
(3) 主な介護者の方は、どなたですか。(〇は1つ)

D-2 在宅介護実態調査



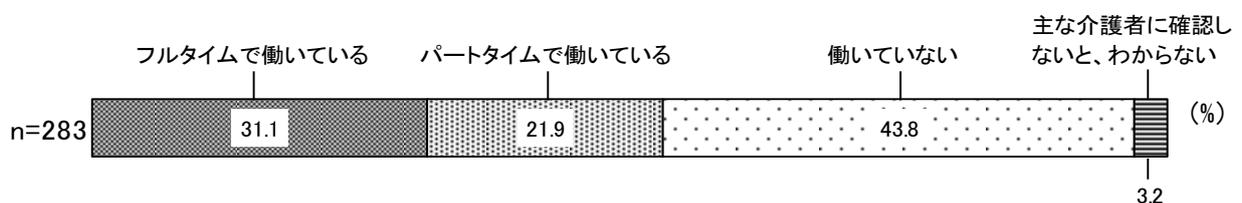
(4) 主な介護者の方の年齢について、ご回答ください。(〇は1つ)

D-2 在宅介護実態調査



(5) 主な介護者の方の現在の勤労形態について、ご回答ください。(〇は1つ)

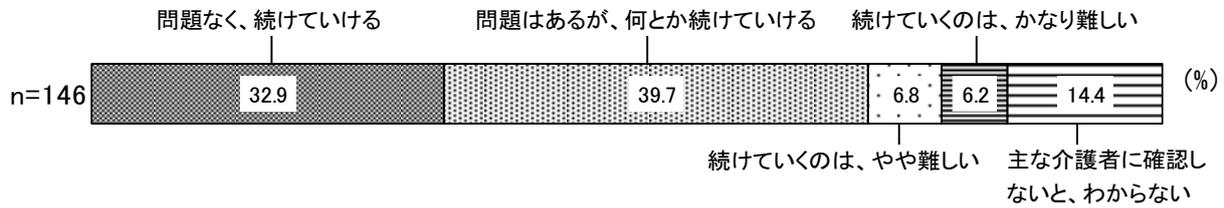
D-2 在宅介護実態調査



資料編

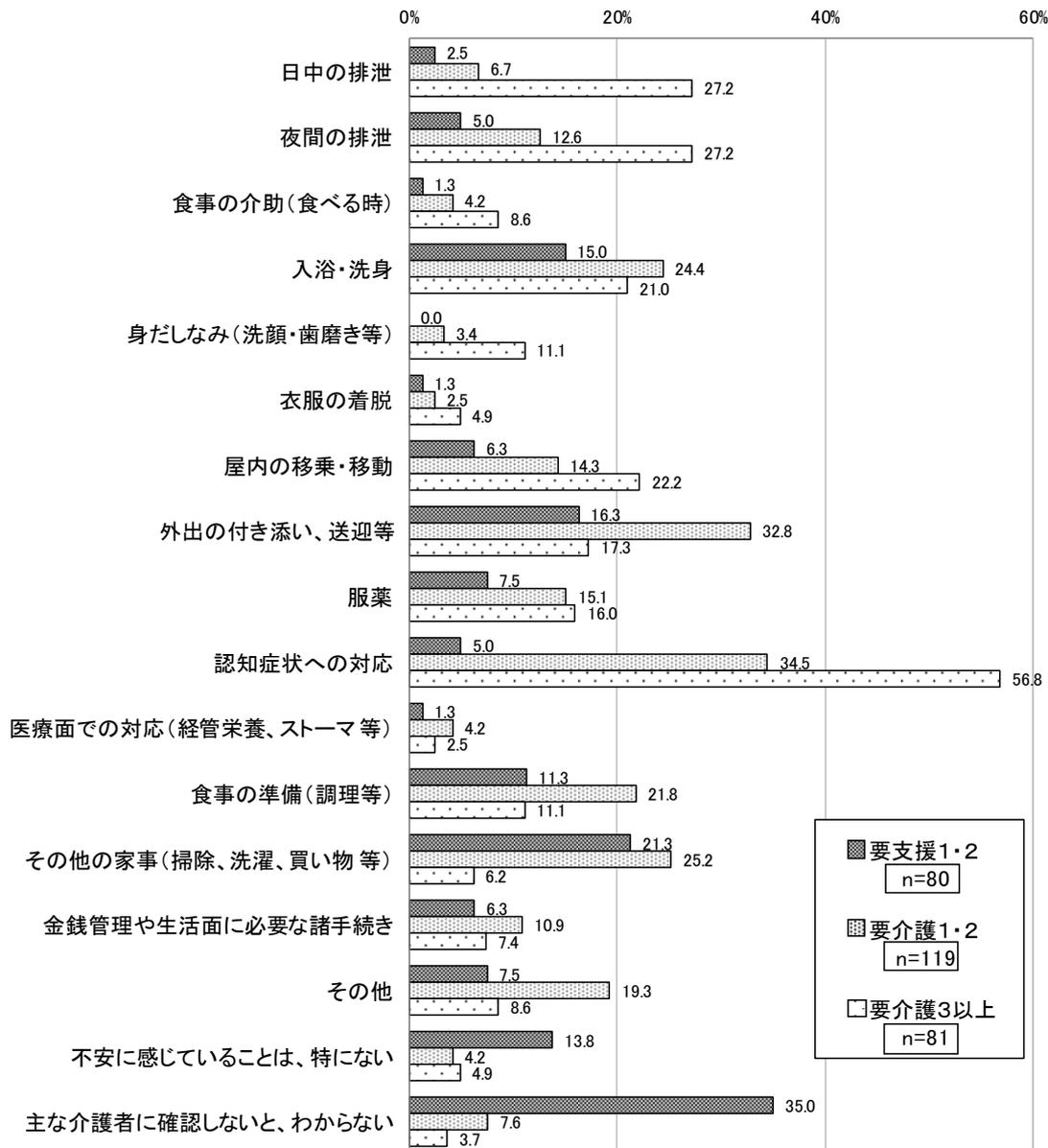
(6) 主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか。(〇は1つ)

D-2 在宅介護実態調査



(7) 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について、ご回答ください。(現状で行っているか否かは問いません)(〇は3つまで)

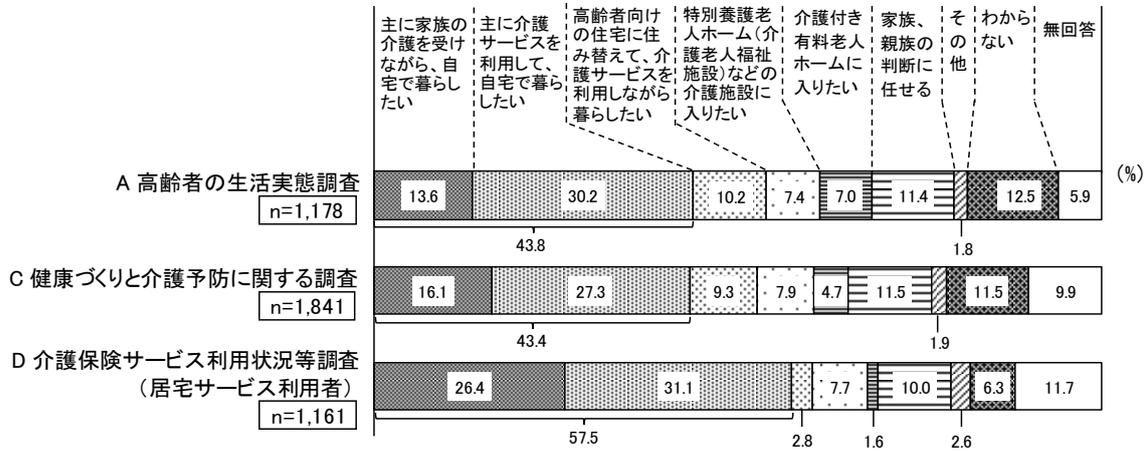
D-2 在宅介護実態調査



資料編

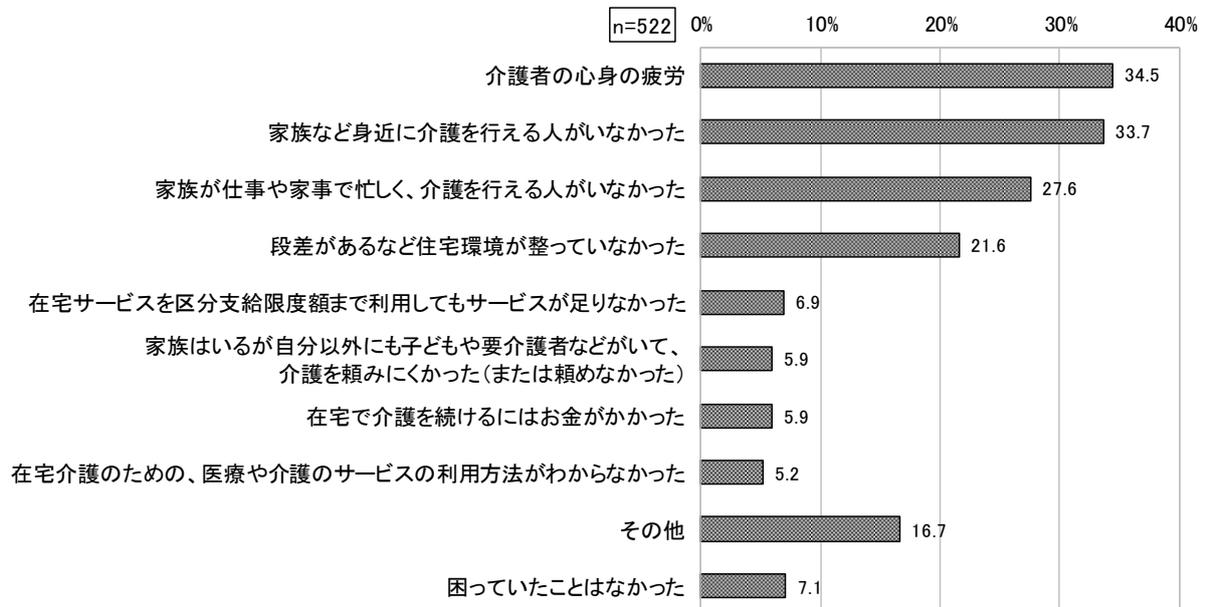
## V 安心して生活できる住まいの確保

(1) あなたは、今後、どのような介護を希望しますか。(〇は1つ)



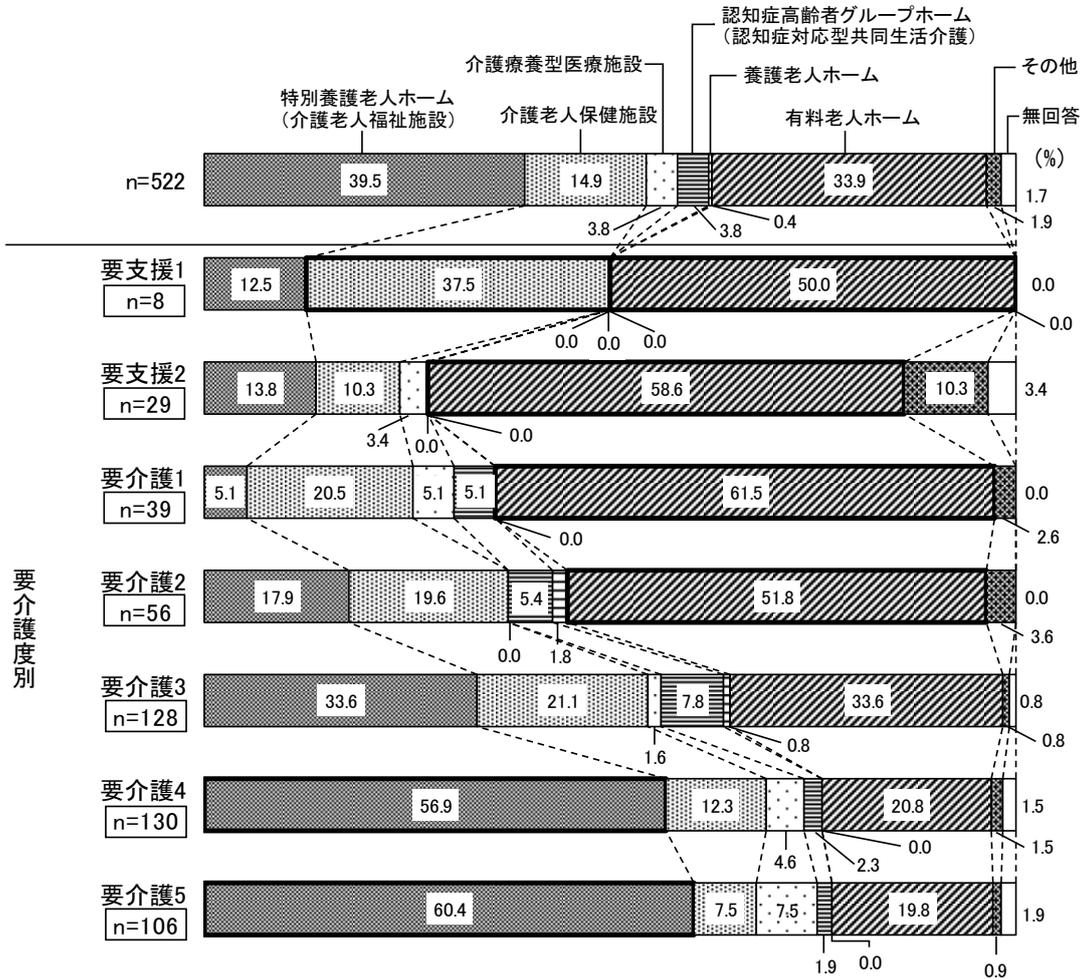
(2) あなたが、現在の施設に入所する前までに在宅生活を送るうえで困っていたことは何ですか。(〇はいくつでも)

### E 介護保険サービス利用状況調査【施設サービス利用者等】

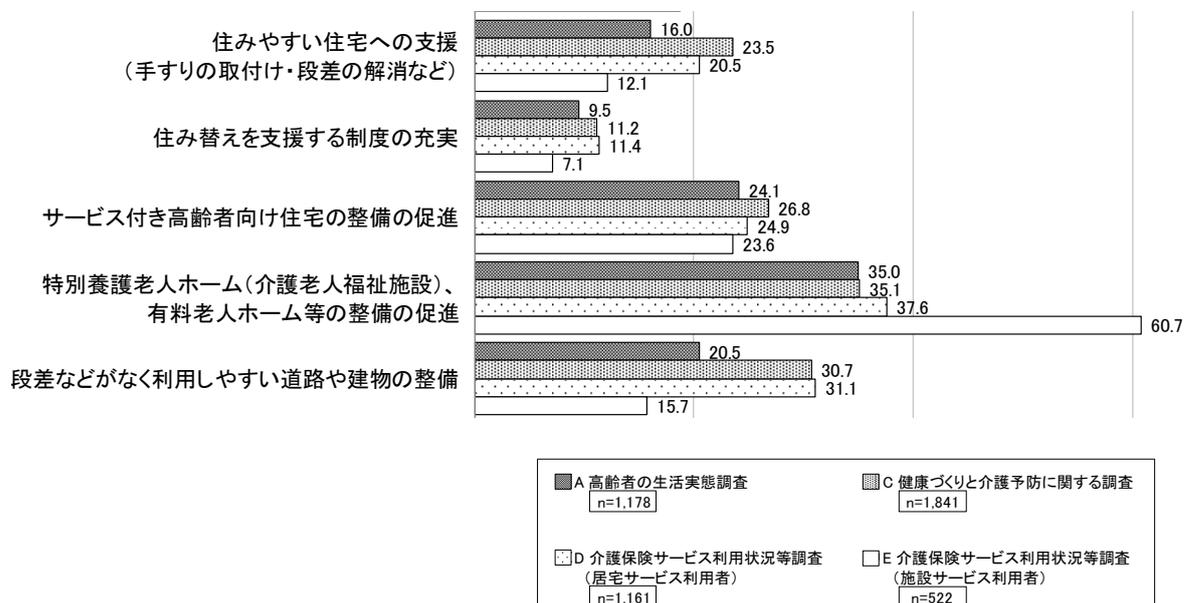


(3) あなたが、入所している施設は何ですか。

E 介護保険サービス利用状況調査【施設サービス利用者等】



(4) 住み慣れた地域で暮らし続けるために、これからの高齢者保健福祉施策で中央区が力を入れていくべきものは何だと思いますか。(〇はいくつでも)



## 4 第4期中央区介護給付適正化計画

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを事業者が提供することを促すことです。適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度を構築していきます。

### 介護給付適正化に向けた取組目標、実施内容等

|   |  |
|---|--|
| <b>資料編</b><br><br><b>介護給付<br/>適正化全般</b> | <b>現状と課題(第3期介護給付適正化計画における実施状況等)</b>  |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険サービスを利用する中央区の低所得者に対する支援事業の実績を分析すると、他の在宅サービス利用者と比較して区分支給限度額に占める利用割合が高い傾向にあり、特に軽度者ではその傾向にある。介護事業者の過剰なサービス提供につながらないよう、全体としてバランスの取れた低所得者支援策を検討する必要がある。</li> <li>・第3期給付適正化計画ではケアプラン点検を指導検査時に併せて実施したため、点検件数を増やすことや個別の面談の実施等が難しかった。保険者による一方的なケアプラン点検ではなく、ケアマネ自身が適切な給付を意識できるような機会とする必要がある。</li> <li>・現状では、縦覧点検及び給付実績の活用を十分に進めることができなかった。これらの事業について、事務の改善を図り、職員のノウハウを蓄積し継承していく体制とする必要がある。</li> <li>・住宅改修等点検については、介護保険住宅改修の趣旨や手続き等について事業者への普及啓発について効率的な手段について検討する必要がある。</li> </ul> |
|   | <b>地域分析をした結果から得られた、管内の利用者やサービスの特徴<br/>(要介護認定率、サービスごとの給付費・受給率等)</b>   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「見える化」システムによると、都平均と比較すると、重度認定率は高く、軽度認定率は低い。</li> <li>・「見える化」システムで各サービスごとの受給率を確認したところ、在宅サービスについて、都平均や他の都心区と比較して低いことが分かった。</li> <li>・「見える化」システムによると、通所リハは都平均より利用日数・回数について2割程度少ないことが分かった。</li> </ul>  |
|   | <b>介護給付適正化事業全体の方向性、保険者としての考え方<br/>(優先的・積極的に実施する事業、重点事項等)</b>   |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に対する支援については負担と給付のバランスを図りながらさまざまな手法で取り組んでいく。</li> <li>・ケアプラン、住宅改修等の点検件数の拡大を図り、受給者が必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう促し、適切なサービスの確保を図ることにより、資源や費用の効率化につなげる。</li> <li>・実地指導と連携して取り組むことで、人員・設備・運営基準の遵守だけでなく、事業者等の育成・支援の観点からケアの質の向上に資する指導となるよう実施していく。</li> </ul>  |

| 事業名                                 | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法   |
|-------------------------------------|----|--|
| 要介護認定の適正化                           | 30 | ○取組目標<br>・合議体間の軽重度変更率の平準化を図る。<br>・適切な認定調査を実施する。  |
|                                     |    | ○実施内容・方法<br>・合議体別分析データ等を活用して、軽重度変更認定の傾向を把握するとともに、審査会連絡会や全体会において情報を共有する。<br>・業務分析データ等でばらつきを確認し、ばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修やe-ラーニングの受講を促進する。 |
| 事業実施の基本的考え方                         | 31 | ○取組目標<br>・合議体間の軽重度変更率の平準化を図る。<br>・適切な認定調査を実施する。  |
|                                     |    | ○実施内容・方法<br>・合議体ごとの軽重度変更の傾向と特徴について、審査会連絡会や全体会において情報を共有する。<br>・前年度の実施結果を踏まえ、突出してばらつきのある調査項目や特記事項の記載方法に重点を置いた調査員研修を実施し、さらにe-ラーニングの受講を促進する。         |
|                                     | 32 | ○取組目標<br>・合議体間の軽重度変更率の平準化を図る。<br>・適切な認定調査を実施する。  |
|                                     |    | ○実施内容・方法<br>・前年度の取り組みを継続するとともに、達成状況を確認しながら新たな取り組みを検討する。  |
| 全国一律の基準に基づいた要介護認定の適切な実施（要介護認定の平準化）。 |    |  |

| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法  |
|---|----|---|
| ケアプラン点検   | 30 | ○取組目標<br>・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・点検内容に偏りがないう複数の職員で点検を実施するとともに、ケアプラン点検の結果についての審査基準をもうける。<br>・ケアプラン点検の各年度における実施結果について、事業者連絡会などの機会を活用して周知する。 |
| 事業実施の基本的考え方   | 31 | ○取組目標<br>・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・前年度の取り組み内容を継続する。<br>・前年度に設けた審査基準のうち、一定の基準を満たしていないケアプランについて次年度での再点検を検討する。                                 |
|   | 32 | ○取組目標<br>・管内すべての事業所が、事業所の指定期間内に点検を受けられるよう計画的に実施する。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・前年度の取り組み内容を継続する。<br>・前年度点検を実施したケアプランのうち、一定の基準を満たしていないケアプランについて再点検を実施する。                                  |
| 保険者と介護支援専門員が協力してケアプランの内容を確認することにより、ケアマネジャーの質の向上を図り、自立支援に資するケアマネジメントの実現を目指す。 |    |   |

| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法  |
|---|----|---|
| 住宅改修・福祉用具点検                                 |    | ○取組目標<br>・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。  |
|   |    | ○実施内容・方法  |
| 事業実施の基本的考え方                                 | 30 | ・対象の事業者連絡会等に対して研修会や集団指導を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。（特に居宅介護支援専門員に対しては理由書作成時の機会を通じて周知）<br>・判断困難事例等についてチェックリストやQ & A等を作成する。<br>・介護支援専門員の関与が少ない事案や申請金額が高額である場合等について、聞き取りや訪問調査の実施を検討する。 |
|   |    | ○実施内容・方法  |
| 受給者の実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修・福祉用具を排除し、適切な給付を行う。 | 31 | ○取組目標<br>・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。<br>・チェックリスト等を活用する。<br>・聞き取りや訪問調査について、前年度の検討を基に具体的な判断基準を決定する。  |
|   | 32 | ○取組目標<br>・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。<br>・チェックリスト等を活用するとともに、内容改善に努める。<br>・前年度の判断基準を基に聞き取りや訪問調査を実施する。  |
|   |    | ○取組目標<br>・利用者の身体状況等にあった適切な利用ができるよう、事業者及び介護支援専門員に対して、介護保険住宅改修・福祉用具の趣旨・手続等を普及啓発して理解を深める。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・対象の事業者連絡会等に対して研修会を実施し、住宅改修・福祉用具の必要性を理解できるように働きかける。<br>・チェックリスト等を活用するとともに、内容改善に努める。<br>・前年度の判断基準を基に聞き取りや訪問調査を実施する。  |

| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法   |
|---|----|--|
| 縦覧点検・医療情報との突合                               | 30 | ○取組目標<br>・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票を中心に点検する。（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表）<br>・国保連処理対象外の医療情報との突合について、点検を行う。 |
|   |    | ○実施内容・方法   |
| 事業実施の基本的考え方                                 | 30 | ・国保連主催のシステム研修会を受講してシステムの理解を深め、課内で共有する。<br>・不適切な請求が多く確認される項目について、事業所連絡会など事業所に周知・確認する方法を検討。                            |
|   |    | ○実施内容・方法   |
| 報酬請求に疑義があるような事業所に対して確認等適切な処置を行い、適正な報酬請求を促す。 | 31 | ○取組目標<br>・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票を中心に点検する。（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表）<br>・国保連処理対象外の医療情報との突合について、点検を行う。 |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・前年度の取り組みを継続する。  |
|   | 32 | ○取組目標<br>・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票を中心に点検する。（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表）<br>・国保連処理対象外の医療情報との突合について、点検を行う。 |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・前年度の取り組みを継続する。  |
|   |    | ○取組目標<br>・過誤になる可能性が高いなど、費用対効果が高い帳票を中心に点検する。（計画費縦覧、重複縦覧、算定縦覧、軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表）<br>・国保連処理対象外の医療情報との突合について、点検を行う。 |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・前年度の取り組みを継続する。  |

| 事業名   | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法  |
|---|----|---|
| 介護給付費通知   | 30 | ○取組目標<br>・ 受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。  |
|   |    | ○実施内容・方法  |
| 事業実施の基本的考え方   |    | ・ 受給者にとってわかりやすく、効果的な介護給付費通知となるよう検討する。<br>・ 取り組み状況や問い合わせ等を参考に、より効果を上げられるように送付分等の改善を検討する。 |
| 受給者や事業所に対して適切なサービス利用を普及啓発するとともに、介護給付適正化を進める目的や意義を保険者と受給者等の間で共有する。 | 31 | ○取組目標<br>・ 受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・ 前年度の検討結果を基に内容改善に努める。  |
|   | 32 | ○取組目標<br>・ 受給者の半数に介護給付費通知する（隔年通知）。  |
|   |    | ○実施内容・方法<br>・ 前年度の取組内容を基に内容改善に努める。  |

| 事業名  | 年度 | 取組目標と具体的な実施内容・方法  |
|--|----|---|
| 給付実績の活用  | 30 | ○取組目標<br>・ 活用頻度の高い帳票から順次活用する。   |
|  |    | ○実施内容・方法  |
| 事業実施の基本的考え方  |    | ・ 先行区市町村の好事例を参考にするほか、国保連のシステム研修に参加し、帳票の効果的な活用を検討する。   |
| 国保連合会における審査支払の結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図る。 | 31 | ○取組目標<br>・ 活用頻度の高い帳票から順次活用する。   |
|  |    | ○実施内容・方法<br>・ 前年度の活用結果を基に、より効果が上がる活用方法及び処理方法について検討する。<br>・ 国保連主催のシステム研修会を引き続き受講し、システムの理解を深めると共に係内で共有する。 |
|  | 32 | ○取組目標<br>・ 活用頻度の高い帳票から順次活用する。   |
|  |    | ○実施内容・方法<br>・ 前年度の活用結果を基に、より効果が上がる活用方法及び処理方法について検討する。<br>・ 国保連主催のシステム研修会を引き続き受講し、システムの理解を深めると共に係内で共有する。 |

## 5 介護保険サービスの内容

| サービス名  |              | 内容  |   |
|--------|--------------|---|---|
| 居宅サービス | 介護サービス       | 訪問介護  | ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、そのほかの生活全般にわたる援助を行うサービス  |
|        |              | 訪問入浴介護  | 居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス  |
|        |              | 訪問看護  | 看護師、准看護師、保健師、理学療法士および作業療法士等が居宅を訪問して行う療養上の世話、または必要な診療の補助を行うサービス  |
|        |              | 訪問リハビリテーション   | 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して行う、心身の機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス  |
|        |              | 通所介護  | 通所介護施設で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス  |
|        |              | 通所リハビリテーション   | 介護老人保健施設、病院や診療所等で提供する、利用者の心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けることを目的とするサービス   |
|        |              | 短期入所生活介護  | 特別養護老人ホームなどの施設で短期間入所している利用者に対し、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練等を行うサービス  |
|        |              | 短期入所療養介護  | 介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要な医療、日常生活上の世話を行うサービス  |
|        |              | 居宅療養管理指導  | 病院や診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが療養上の管理および指導を行うサービス  |
|        |              | 福祉用具貸与  | 利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、車いす・特殊寝台などの福祉用具を貸与するサービス  |
|        |              | 特定施設入居者生活介護   | 有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、その施設が提供するサービスの内容などを定めた特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス |
|        | 特定福祉用具購入費の支給 | 福祉用具のうち、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス |   |

| サービス名          |                | 内容  |
|----------------|----------------|---|
| 居宅サービス<br>(続き) | 介護サービス<br>(続き) | 住宅改修費の支給<br>自宅のできる限り自立した生活を続けるために、手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス   |
|                | 介護サービス<br>(続き) | 居宅介護支援<br>居宅サービスなど利用者が日常生活を送るために必要となる保健医療・福祉サービスなどを適切に利用することができるよう、心身の状況、おかれている環境などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めたケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス |
| 居宅サービス<br>(続き) | 介護予防サービス       | 介護予防訪問介護<br>介護予防を目的として、ホームヘルパーによって、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの生活全般にわたる支援を行うサービス   |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防訪問入浴介護<br>介護予防を目的として、居宅を訪問し、持参した浴槽によって行う入浴のサービス   |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防訪問看護<br>介護予防を目的として、看護師などが居宅を訪問して行う、療養上のサービスまたは必要な診療の補助を行うサービス   |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防訪問リハビリテーション<br>介護予防を目的として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が、居宅を訪問して心身機能の維持回復などを図るサービス  |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防通所介護<br>介護予防を目的として、通所介護施設で提供される、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援および機能訓練を行うサービス  |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防通所リハビリテーション<br>介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所などで行われる理学療法、作業療法、そのほかの必要なりハビリテーションを行うサービス  |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防短期入所生活介護<br>特別養護老人ホームなどで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練などを行うサービス   |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防短期入所療養介護<br>介護老人保健施設などで短期間入所している利用者に対し、介護予防を目的として、看護、医学的な管理の必要となる介護や機能訓練、そのほかに必要な医療、日常生活上の支援を行うサービス   |
|                | 介護予防サービス       | 介護予防居宅療養管理指導<br>介護予防を目的として、病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが、療養上の管理および指導を行うサービス  |

| サービス名          |                  | 内容  |
|----------------|------------------|---|
| 居宅サービス<br>(続き) | 介護予防福祉用具貸与       | 介護予防を目的として、利用者の心身の状況、希望およびその環境を踏まえたうえで、適切な福祉用具を選定するための援助、その取付けや調整などを行い、手すりなどの福祉用具を貸与するサービス  |
|                | 介護予防特定施設入居者生活介護  | 有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入居している利用者に対して、介護予防を目的として、その施設が提供するサービスの内容などを定めた介護予防特定施設サービス計画に基づいて行う入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の支援、機能回復および維持のための訓練などを行うサービス  |
|                | 特定介護予防福祉用具購入費の支給 | 福祉用具のうち、介護予防に効果があるものであって、入浴や排泄の際に用いられるなど、貸与にはなじまないものを購入した費用を支給するサービス  |
|                | 介護予防住宅改修費の支給     | 自宅でできる限り自立した生活を続けるために、介護予防を目的とする手すりの取付けや段差の解消などの身体機能にあわせた改修をした費用を支給するサービス   |
|                | 介護予防支援           | 介護予防サービスなど介護予防に効果のある保健医療・福祉サービスを適切に利用することができるよう、心身の状況などに応じて、利用するサービスの種類や内容を定めた介護予防ケアプランを作成し、そのプランに基づいてサービスが提供されるよう、事業者などと連絡・調整を行うサービス |
| 施設サービス         | 介護老人福祉施設         | 特別養護老人ホーム（入所定員が30人以上）であって、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話をを行うサービス                                |
|                | 介護老人保健施設         | 提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、看護、医学的な管理の必要となる介護、機能訓練、そのほかの必要な医療、日常生活上の世話をを行うサービス   |
|                | 介護療養型医療施設        | 長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養病床などのある病院または診療所で、提供するサービスの内容などを定めた施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の必要となる介護、そのほかの世話、機能訓練および必要な医療を行うサービス          |
|                | 介護医療院            | 要介護者に対し、長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）を一体的に提供するサービス  |

|           | サービス名                | 内容  |
|-----------|----------------------|---|
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護     | 定期的に居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護や療養生活を支援するための看護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス   |
|           | 夜間対応型訪問介護            | 夜間、定期的に利用者の居宅を訪問して行う入浴、排泄、食事などの介護、また利用者からの連絡によって日常生活上の緊急時の対応などを行うサービス   |
|           | 認知症対応型通所介護           | 認知症の人に対して、通所介護施設で、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの日常生活を送るうえで必要となる支援や機能訓練を行うサービス  |
|           | 小規模多機能型居宅介護          | 利用者の選択に応じて、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組みあわせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で日常生活上の支援や機能訓練を行うサービス  |
|           | 認知症対応型共同生活介護         | 認知症の人に対し、共同生活を通して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事などの介護、そのほか日常生活上の世話や機能訓練などを行うサービス  |
|           | 地域密着型特定施設入居者生活介護     | 地域密着型特定施設（入居定員が30人未満）に入居している利用者に対して、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排泄、食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談および助言、機能回復のための訓練等を行うサービス |
|           | 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 | 地域密着型介護老人福祉施設（入所定員が30人未満）に入所している利用者を対象として、提供するサービスの内容などを定めた地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うサービス            |
|           | 看護小規模多機能型居宅介護        | 小規模多機能型居宅介護に加え、必要に応じて訪問看護を行うサービス  |
|           | 地域密着型通所介護            | 通所介護施設（利用定員が18人以下）で入浴、排泄、食事などの介護、そのほかの機能回復のための訓練やレクリエーションを行うサービス  |

## 6 計画策定までの検討経過等

### (1) 中央区高齢者施策推進委員会の開催

|     | 開催日                      | 検討内容   |
|-----|--------------------------|--|
| 第1回 | 平成29(2017)年<br>7月24日(月)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の位置付け及び策定スケジュール</li> <li>・区内高齢者の状況</li> <li>・中央区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画の進捗状況</li> </ul>                      |
| 第2回 | 平成29(2017)年<br>8月21日(月)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の構成について</li> <li>・高齢者施策の課題と方向性について</li> </ul>  |
| 第3回 | 平成29(2017)年<br>10月23日(月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間のまとめ(案)について</li> <li>・今後のスケジュール</li> </ul>   |
| 第4回 | 平成30(2018)年<br>2月14日(水)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの報告</li> <li>・パブリックコメントへの対応について</li> <li>・中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(案)について</li> </ul> |

### (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画シンポジウムの開催

開催日 平成29年12月17日(日)

場所 中央区役所8階大会議室

内容 第1部 基調講演 「高齢者に対する支援と介護保険制度  
 —2018年改正に向けた介護保険制度の課題—」  
 高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画について

第2部 パネルディスカッション  
 「地域の支え合いによる高齢者の社会参加と介護予防  
 —高齢者の交流サロン『通いの場』の取組から—」

### (3) パブリックコメントの実施

実施期間 平成29年12月16日(土)～平成30年1月9日(火)

## 7 中央区高齢者施策推進委員会 委員名簿

| 区分         |      | 氏名    | 所属団体                      |
|------------|------|-------|---------------------------|
| 学識経験者      | 委員長  | 和気 康太 | 明治学院大学社会学部社会福祉学科教授        |
|            | 副委員長 | 川村 岳人 | 大分大学福祉健康科学部講師             |
| 医療関係団体     |      | 竹見 敏彦 | 公益社団法人 中央区医師会             |
|            |      | 井関 栄三 | 公益社団法人 日本橋医師会             |
|            |      | 寺田 香織 | 一般社団法人 東京都中央区京橋歯科医師会      |
|            |      | 加藤 弘文 | 公益社団法人 お江戸日本橋歯科医師会        |
|            |      | 佐久間 悟 | 一般社団法人 京橋薬剤師会             |
|            |      | 渋谷 泰史 | 一般社団法人 日本橋薬剤師会            |
| 福祉関係団体     |      | 田中 榮子 | 中央区民生・児童委員協議会             |
|            |      | 岡田 良光 | 中央区高齢者クラブ連合会              |
|            |      | 斎藤 裕文 | 社会福祉法人 中央区社会福祉協議会         |
| 区民代表       |      | 山本麻実子 | 公募委員（第1号被保険者）             |
|            |      | 佐藤 道子 | 公募委員（第2号被保険者）             |
|            |      | 鈴木 典子 | 公募委員（介護保険サービス利用者またはその家族等） |
| 福祉サービス事業者  |      | 吉澤 衣代 | 介護サービス事業者代表               |
|            |      | 中島 佳久 | 公益社団法人 中央区シルバー人材センター      |
| 地域包括支援センター |      | 品川 幸子 | 日本橋おとしより相談センター            |
| 区職員        |      | 平林 治樹 | 企画部長                      |
|            |      | 黒川 眞  | 福祉保健部長                    |
|            |      | 古田島幹雄 | 高齢者施策推進室長                 |
|            |      | 中橋 猛  | 中央区保健所長                   |

（敬称略：順不同）

## 8 中央区高齢者施策推進委員会設置要綱

平成26年5月1日  
26中福高第440号

(設置)

第1条 中央区(以下「区」という。)における高齢者施策及び介護保険事業に係る保険給付等の円滑な実施を図るため、「中央区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「計画」という。)の見直しを行うとともに、事業の実施状況を点検・検討し、その推進を図るため、中央区高齢者施策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を区長に報告する。

- 一 計画の改定に関すること。
- 二 計画の進捗状況の点検及び計画の推進に関すること。
- 三 介護サービスの量の確保と質の向上に関すること。
- 四 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進委員会は、21人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者 2人以内
- 二 医療関係団体の構成員 6人以内
- 三 福祉関係団体の構成員 3人以内
- 四 区民代表 3人以内
- 五 福祉サービス事業者 2人以内
- 六 介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員 1人以内
- 七 区の職員 4人以内

3 前項第4号の区民代表は、公募による。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内において、区長が別に定める。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等及びその職務)

第5条 推進委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 推進委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第10条 推進委員会の庶務は、福祉保健部高齢者福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

## 中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画

平成30（2018）年3月発行

刊行物登録番号

29-092

発行 中央区福祉保健部 高齢者福祉課・介護保険課  
〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号  
電話：03-3546-5353（高齢者福祉課 直通）  
03-3546-5642（介護保険課 直通）